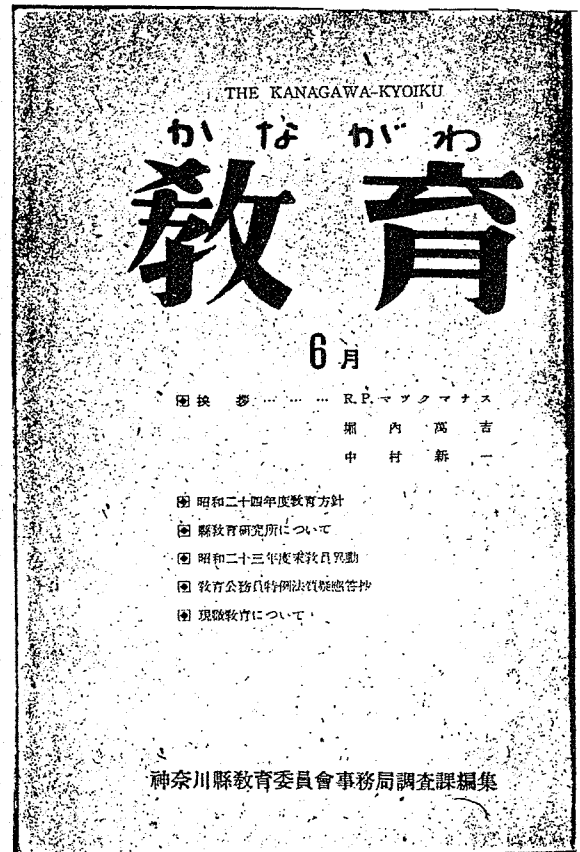


神奈川県戦後教育行政に関する一考察

—指導主事制度の創設とその改編を中心に—

昭和23年、教育委員会制度の発足にともなって配置された指導主事は、学校教育と教育行政の円滑化や民主的教育の推進など戦後教育の実働的な職務を担うものとされた。しかし、その創設当初、神奈川県の指導主事の具体的な活動や役割については、必ずしも明らかでない。そこで、資料収集・聞き取り調査などにより、戦後教育改革の歩みのなかで本県の指導主事制度の歴史的意義を考察した。



神奈川県立相模大野高等学校
梶 輝 行
平成10年度長期研修員
研修分野 (教育調査)

目 次

はじめに	1
1. 占領政策下の神奈川県教育行政の展開	1
(1) 神奈川県軍政部の設置	1
(2) 終戦前後の神奈川県教育行政の展開	4
(3) 神奈川県教育部の成立と教育行政	6
(4) 占領政策下における神奈川県視学の役割と意義	7
2. 教育委員会法の制定にともなう指導主事制度の創設	10
(1) 戦後の地方教育行政改革の端緒	10
(2) 指導主事制度の創設	12
3. 神奈川県教育委員会の発足	14
(1) 神奈川県教育委員会委員選挙について	14
(2) 神奈川県教育委員会の発足と事務局機構の整備	18
4. 神奈川県における教育指導者講習会（IFEL）への受講動向	23
(1) 教育指導者講習会（IFEL）の開催	23
(2) 神奈川県の IFEL 受講者について	27
5. 神奈川県教育委員会指導主事の活動とその制度的改編	35
(1) 神奈川県教育委員会事務局機構と指導主事	35
(2) 神奈川県指導主事による指導・助言活動の実態	38
(3) 指導主事制度の改編	48
おわりに	50
【注】	51

はじめに

明治以来の視学制度を改革し、教師に対して監督や命令をせず、専ら指導・助言を行い、学校教育と教育行政の円滑化を図ることを目的とする指導主事制度は、昭和 23 年教育委員会法（以下、教委法と略す）の制定により誕生した。この制度は、戦後の教育改革のなかで、教育委員会制度の一翼を担う、わが国の教育行政上全く新しい制度の一つであった。

神奈川県では、昭和 23 年 11 月 1 日に神奈川県教育委員会が発足した際、事務局内に 6 名の指導主事を配置した。本県では指導主事制度をいち早く機能させるために、「指導主事の任務」を規定して県民ならびに学校現場への周知に努めているが、具体的に本県の指導主事が教育委員会発足期に如何なる状況下で活動を展開し役割をはたしてきたかについては、必ずしも明らかでない。

地方教育行政は、教委法制定による教育委員会制度の創設以来、丁度 50 年目を迎え、また新たな段階にさしかかっている。周知のとおり、こんにちの中央教育審議会における答申（「今後の地方教育行政の在り方について」平成 10 年 9 月発表）は、21 世紀に向けた地方教育行政の新たなる改革の端緒に位置するものである。戦後教育改革の歩みのなかで、神奈川県教育委員会が県内の教育行政を如何にリードし展開してきたかを歴史的に検証することは、教育委員会発足から半世紀を経て、その始動期の状況が日増しに薄らぎ行くこんにちにあつて、まさに意義のあることと考えた。

そこで、本研究では、まず戦後教育行政の地方分権化の様子を理解するため、終戦前後の神奈川県教育行政の状況と神奈川県教育委員会の発足過程を概観した。次に、神奈川県教育委員会発足とともに教育委員会事務局組織内に導入された指導主事制度に注目し、戦後教育の実働的な職務を担って配置された指導主事が本県における民主的教育の推進に如何なる活動を展開したかについて、「カリキュラム編成」にかかわる指導・助言活動を中心に考察を行った。その際、指導主事が教育活動に如何なる影響を与えたかを究明する前提として、文部省が昭和 23 年から 27 年の 4 年間にわたって前後 8 回、地方教育指導者の養成を期して開催した「教育指導者講習会（IFEL）」について理解を深め、神奈川県出身の受講者の実態、そして彼らが講習会で体得した専門的な知識やスキルがどのようなものであったのか、資料収集・聞き取り調査¹⁾などを通じて明らかにした。さらに、昭和 31 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法と略す）の制定による教育政策の転換にとともに、指導主事制度がどのように改編され、そしてそのことが本県の教育行政に如何なる影響を及ぼしたかを考察し、昭和 23 年発足の神奈川県教育委員会による教育行政の歩みとその歴史的意義について検討した。

1. 占領政策下の神奈川県教育行政の展開

(1) 神奈川県軍政部の設置

昭和 20 年 8 月 14 日、日本政府はスイス・スウェーデン両政府を介してポツダム宣言の受諾を連合国に通告した。これにより、日本国民は、翌 15 日に天皇の「玉音放送」をもって、「大東亜戦争」の終結を知らされた。同日、神奈川県知事の藤原孝夫は、「神奈川県告諭第一号」を発して、「本日畏くも大詔を拝す（中略）恐懼措ク処ヲ知ラズ事態コヽニ至ル（中略）事コヽニ至ツテ苟シクモ私意ニヨリ軽挙妄動シ、秩序ヲ乱スガ如キコトアラバ宏大無辺ナル大御心ニ副ヒ奉ル所以ニアラザルノミナラズ他ノ乗ズルトコロトナルベシ、全県民一心益々ソノ結束ヲ固クシ速カニ国力ヲ養ヒ、国威ノ恢弘ニ専念」する旨を県民に対して要望した²⁾。

こうした情勢下、神奈川県では、藤原県知事が翌 16 日に県庁の各係、出先機関の廊長、7 地方事務所の所長、横浜・横須賀・川崎の 3 市長を、次いで 17 日に平塚・鎌倉・藤沢・小田原の 4 市長をそれぞれ県庁に召集して、内務省発令による「公文書の焼却と陸海軍で保有していた特殊物資の民間引き渡し」などの指令を伝達し、県内の諸行政機関において対応するよう訓令している³⁾。

終戦直後の神奈川県教育は、昭和 17 年 8 月 9 日付で県内政部長が戦時的対応から夏休みを返上して平常通りの教育活動を展開する主旨の通牒を県下各学校長に発していたが、戦争終結により事態が急変するなかで県内政部は、文部省発令の「太平洋戦争終結ニ際シ渙発シ賜ヘル大詔ノ聖旨奉体方」（8 月 15 日付）と「動員学徒並ニ疎開学童ノ終戦後ノ措置」（8 月 16 日付）を先の内務省指令とともに、県内の 7 地方事務所の学務課や 7 市の教育部を通じて県下の国民学校・青年学校などの教育機関すべてに伝達した⁴⁾。それを受けて、横浜市では、市役所にて緊急の校長会を開いて先の内務省や

文部省の通達に基づき、終戦にともなう学校教育について協議している⁹⁾。8月18日には、県下の中等学校長が県会議事室に集められ、そこでまず藤原県知事から教育の現場に対して「時下茫然緩みを生じ心の間隙を生ぜしめないよう特に指導すべし」旨の要望がなされ、次いで県内政部長から訓育の徹底を、県教育課長から教職員に学徒への対応をはかるよう指示があった⁹⁾。以後、文部省から相次いで出される通達を受けて、その都度県内政部長は県内の教育再建に向けての通牒を發した。

昭和20年8月28日、チャールズ・T・テンチ大佐率いるアメリカ第11空挺旅団と第27歩兵師団の先遣隊約150名が神奈川県旧日本海軍厚木飛行場に降り立ち、ここに連合軍による日本進駐が始まった。その後、連合軍の各部隊が日本の各地へ上陸し、占領政策下におかれた。8月30日には連合軍最高司令官 (the Supreme Commander for the Allied Powers, 略称 SCAP) のダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥が厚木に到着した。マッカーサーが来日した8月30日から9月16日までの間、横浜のアメリカ太平洋陸軍司令部内に連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters of the Supreme Commander for Allied Powers, 略称 GHQ/SCAP, 以下本稿では GHQ ないしは連合軍最高司令部と略す) の仮事務所 (横浜税関ビル) が設置 (9月17日以降、東京・第一生命ビルへ移転) され、対日占領準備をすすめた。また、日本国内全域を管轄する占領軍主力部隊であるアメリカ第8軍も横浜を拠点として司令部を構えた。

9月24日の午前9時半から、「中等学校長常会」が県立横浜第一高等女学校 (現、県立横浜平沼高等学校) を会場に開かれ、「時局の急転に伴う学童教育に関する件」や「女子学校再開に関する件」などが議題となり、石野瑛によれば占領軍から「マックマナスが指導にあたった」という (石野瑛『神奈川県史概説』p. 637-638。けれども、このマックマナスに関しては他に傍証する記録がみられない)。

10月2日、連合軍最高司令部が東京に開設された後も、第8軍司令部 (司令官アイケルバーガー中將) はそのまま横浜に駐留したため、10月中旬までに各都道府県に設置された軍政部を指揮・監督するところとなった。神奈川県は第8軍司令部が横浜に置かれていた関係でその直轄下におかれ、当初第8軍の管下にあつて接收・徴発・設営などの特殊任務を担当するユサスコム軍団 (United States Army Service Command Corps, 略称 USASCOM-C) 内の軍政部 (Military Government Section, 軍政部長コーリン大佐、日本郵船横浜支店に設置) が担当していた⁹⁾。同軍団が解体される昭和21年3月末まで、同軍団軍政部内の内政課 (Internal Affairs Section) が神奈川県教育を担当していた。同課はジョーンズ少佐以下8名のスタッフで運営され、そのうち教育担当官を努めていたのがロバート・V・ベーカー (R.V. Baker) 大尉である⁹⁾。昭和20年12月1日付で軍政部との教育関係の交渉に携わる任務を受けて「県視学」となった直井要の証言によれば、ベーカーは、昭和20年の終わりに前任のムーア (第8軍司令部付) の職務を引き継いで、昭和21年12月まで神奈川県教育の管理の職責を担った⁹⁾。

昭和21年7月1日、地方軍政機構の改革により東京・神奈川軍政部 (Tokyo-Kanagawa Military Government District) が置かれた。同軍政部はユサスコム軍団軍政部のあとを引き継ぐ形で同じ場所に開設され、軍政部司令官メルバーク大佐の指揮のもとにあつた。同軍政区内政課 (Internal Affairs Section) は前と同様にジョーンズ少佐が中心となり、教育担当官もベーカーが継続していた。けれども、昭和21年末から翌22年にかけて、占領当初からの軍人が任期満了で相次いで帰還するなか、民間人の起用枠を拡大して軍政官として配置する方針がとられたことから、この間に各課においてスタッフの交替が行われた。神奈川県教育を担当したベーカーも、昭和21年12月に後任のロバート・P・マックマナス (Robert P. McManus) 大尉に代わって帰途についた。マックマナスはユサスコム軍団の軍政部時代には中尉として労働課 (Labor Section) に勤務していたが、昭和21年11月頃からベーカーのもとで教育を担当するようになったという (このマックマナスの任命に際してははかなり議論があつたようである)¹⁰⁾。

昭和23年2月には東京と神奈川の軍政部がそれぞれ独立し、ここに神奈川軍政部 (Kanagawa Military Government Team) が誕生した。軍政部司令官はポーター大佐 (F.B. Porter) で、軍政部の事務所は新たに片倉ビルに移された。教育部門は民間教育課 (Civil Education Section) の担当するところとなり、その課長職にはマックマナスが就任した。彼のもとで、クルックス (小学校担当)、小川ミドリ (新制中学校担当)、タナカ (中学校担当)、シュレーダー女史 (高等女学校担当) の諸担当官が課内にいた¹⁰⁾。同年9月1日に第8軍司令部が地方軍政部担当官のマニュアルとして編集した『地方軍政部の任務』 (Operational Procedures of M.G. Sections and M.G. Teams.) には、任地での占領活動に直接携わる軍政部の使命・任務を6項目にまとめている。

I 連合軍最高司令官の命令に関し、日本人の遵守状況を監視し、点検する。

II 日本人に、占領のねらい、命令や計画の内容について啓発する。

Ⅲ 連合軍最高司令官の命令の不履行について、それに係わる勧告を添えて上級軍政部に報告する。

Ⅳ 連合軍最高司令官の命令が徹底していない場合、日本人に、その善処方を助言する。

Ⅴ 既定方針の範囲内で、各課の活動分野それぞれに関し日本人を鼓舞し、助言する。

Ⅵ 上級軍政部に、あらゆる活動状況について報告する。¹²⁾

対日占領政策が開始されて3年目を迎えたこの時期、これまでの指令徹底などをはじめとする担当地域に対する網羅的な一般指導から、その地域の占領政策の進捗状況に応じた重点的な専門指導へと軍政部の任務が転換期に向かっていた。また、地方軍政部の再編成や担当官の交替がなされてきた過程で、中央上層部と地方軍政部との連絡に支障をきたす状況が認められた。この原因には、任地の多くの軍政官が報告任務より実行任務に比重をおく姿勢が顕著になったことにある。上記のマニュアルが作成されたのは、監視指導の職域を逸脱して日本国民を拘束するような命令ないし強制の傾向がみられる軍政官に対して注意を喚起し、使命や任務を再確認させる目的があったものと解することができる。当時の地方軍政部の存在に関して阿部彰は次のように総括している。

多くの地方関係者、地域民にとってマッカーサー、GHQ が遠い存在であったのに対し、最も身近な地方軍政部こそ占領軍の権化として受けとめられていたこと、さらに、初めての被占領体験に由来する無力感、卑屈感および戦時中の東南アジア、中国、南方諸島における旧日本軍の強圧的占領政策からの類推的先入観等の事情が、地方軍政部係官による指導助言を、絶対的命令と錯誤せしめる素地を形成していた。このことは、地方軍政部におけるスタッフの貧弱さ、誤った業績万能主義の横行、および占領形態決定に至る動揺が尾を引き地方軍政部要員全体に間接統治に臨む訓練と認識が行き届いていなかった事情に起因する不用意な対応等によって、一層増幅した形で日本側に印象づけられる結果となった。¹³⁾

神奈川県の場合には、教育担当官であったベーカーとマックマナスの民主化政策への対応姿勢が顕著に異なっていたことからわかる。この兩名の軍政部担当官と相對した鈴木重信教育課長（のちに学務課長に改称）や前に紹介した直井要県視学（のちに「視学官」に改称）の印象は、まさに対照的である。

<ベーカー大尉の評価>

- ・「勝者としての優越感よりも、なによりも教育を愛する、いや子供を愛する教育者であった。つまり軍人としての厳しさの中に、教育者としての見識と、そして何よりも人間への愛を深くたたえていた。」（鈴木重信）
- ・「ベーカーさんは東洋的の大人」（直井要）

<マックマナス大尉の評価>

- ・「異常なまでに仕事熱心であると同時に、非常に功を急ぐ権力的な肌合いの人物」（鈴木重信）
- ・「M担当官旋風として神奈川県人は皆M担当官を嫌っておりますけれども、矢張り中学校の現在あるのは、一部いい目で見れば手柄もあつたのではないかと、これはきっと中学校の校長さん方はおっしゃっているのではないかと思います。」（直井要）¹⁴⁾

当時の地方軍政部の教育担当官についての日本側の評価は、概ね「漸進的対応型に属する教育官」と「急進型に属する教育官」のどちらかに大別できるという（阿部彰）。神奈川県の場合もまさにその両極端な人物評価が主であるが、後者は「マックマナス旋風」と評されて、専らマイナスのイメージが強いが、直井県視学が仄めかしているように、県内の学校をジープでもって駆けめぐり、視察を行うというアクティブな教育行政活動は、一方で戦後の教育改革内容を着実に実施させ、普及させた点で評価に値するものである。何れにしても、神奈川軍政部教育担当官のベーカーとマックマナスの兩名に関しては、主務であった GHQ/SCAP の発する教育の民主化に関する指令の徹底とその実態を把握するための学校視察（昭和 21 年初頭から始まる）を中心に調査・研究を深めなければ、実証的な成果からの位置づけをすることは不可能と考える¹⁵⁾。

ところで、昭和 23 年 11 月 1 日に神奈川県教育委員会が発足するが、初期の委員会による教育活動はマックマナスの指導・監督のもとに展開された。昭和 24 年 7 月、日本の地方行政が次第に自立化の様相を呈し、また地方軍政部の役割も徐々に薄らぐなかで、軍政部の名称は民事部へと改められて神奈川民事部（Kanagawa Civil Affairs Team）となったが、同年 11 月 30 日にさらに組織の縮小・統合の結果廃止となり、関東地方民事部（Kantou Civil Affairs Region）に包括された。翌昭和 25 年 1 月には各地方民事部を統括していた第 8 軍が廃止され、改めて GHQ 民事局が設置され、講和条約発効後の昭和 27 年 1 月 28 日までの期間、同局が各地方民事部を直轄管理するところとなった。この改革のさなかに、神奈川県教育を担当していたマックマナスは、昭和 25 年 7 月にフォックス(R.C.Fox)の後任として関東地方民事局に移動して講話条約発効まで勤め、その後南朝鮮勤務を命じられて離日した¹⁶⁾。

(2) 終戦前後の神奈川県教育行政の展開

終戦前後の教育行政組織は、地方官官制の改正にともなうめまぐるしい改編がみられた。それ以前は、大正 15 年 6 月に地方官官制の全面改正により、新設の学務部のもとに教務課・社会課・社寺兵事課の 3 課が置かれた。昭和 3 年 3 月公布の「北海道庁視学官、地方視学官、北海道庁視学及府県視学ノ任用ニ関スル件」に定められた視学制度に基づき、「地方視学官」が新たに学務部に配属され、それにより神奈川県では地方視学官 1 名（奏任官）と県視学 5～9 名（判任官・配置人数は総定員枠内で各都道府県ごとに規定され、年度によって異なる）を置いた¹⁷⁾。

昭和 17 年 6 月、戦時要請に即応して行政の能率化を図る目的から、郡単位に地方事務所を設置するという勅令第 573 号が発令された。同年 7 月 1 日の内務省告示第 490 号をもって、府県地方事務所の名称・位置、ならびに管轄区域が具体的に定められ、全国に 427 箇所¹⁸⁾の地方事務所が開設された。同日、神奈川県では次の 7 箇所の地方事務所が設置され、「神奈川県地方事務所庶務規程」（県訓令第 37 号）により行政事務処理の敏速性・的確性を使命とする内部機構が定められ、各事務所には総務課・視学室・兵事厚生課・経済課の 4 課が置かれ、視学室の分掌として「学事視察其ノ他教育事務ノ指導監督ニ関スル事項」と定めた¹⁹⁾。それに連動して県視学は、2 名が本庁に、そして 7 名が各地方事務所視学室に 1 名ずつそれぞれ配置された。

昭和 17 年 7 月 1 日設置の神奈川県地方事務所一覧

	地方事務所の名称	位置 (昭和 17 年当時)	管轄区域	視学室の人員構成
1	三浦地方事務所	横須賀市公郷町	三浦郡	視学 1 名・事務 1 名
2	高座鎌倉地方事務所	藤沢市藤沢	高座郡・鎌倉郡	視学 1 名・事務 2 名
3	中地方事務所	平塚市平塚	中郡	視学 1 名・事務 2 名
4	足柄上地方事務所	足柄上郡松田町	足柄上郡	視学 1 名・事務 1 名
5	足柄下地方事務所	小田原市幸	足柄下郡	視学 1 名・事務 1 名
6	愛甲地方事務所	愛甲郡厚木町	愛甲郡	視学 1 名・事務 2 名
7	津久井地方事務所	津久井郡中野町中野	津久井郡	視学 1 名・事務 1 名

またこの年の 11 月、行政の簡素化に関する諸勅令が発せられるなかで、地方官官制の改正も行われ、勅令第 768 号をもって第一に官房長制度を導入すること、第二に総務部と学務部を統合して内政部を設置することが通達された。その後、昭和 20 年 4 月 5 日に地方事務所の「視学室」が「学務課」と改称された他には地方官官制に変更がなく、終戦を迎えるに至っている¹⁹⁾。神奈川県では、昭和 18 年の時点で以下のような教育行政の組織と人員配置が規定されていた。

神奈川県知事 — 内政部（部長）— 教育課（課長・地方視学官①・視学③・事務⑧）
 — 地方事務所（所長）— 視学室（視学①・事務①ないし②）

*○内の数字は配置人数を意味する。

教育に関する指令は、県内政部長の名義で地方事務所長・市町村長・県下各学校長に宛てて下達された。当時の県内政部教育課の分掌事務については、次のように規定されている。

神奈川県内政部教育課事務分掌

- 一、学校幼稚園並ニ其ノ職員ニ関スル事項
- 二、青年学校、青年学校教員養成所及図書館並ニ其ノ職員ニ関スル事項
- 三、教育上ノ団体ニ関スル事項
- 四、一般体育ニ関スル事項
- 五、金沢文庫及武道館ニ関スル事項
- 六、其ノ他教育学芸ニ関スル事項²⁰⁾

この県内政部教育課の時期に、前述の通り、終戦を迎えて文部省の諸通達や連合国軍最高司令官総司令部から発せられる諸指令などが県内政部長名義で県内の教育関係機関に下達された。

9月15日、文部省が発表した「新日本建設ノ教育方針」では、その内容が「国体護持」を基調とするものであったことから、10月14日付で県内政部長が国民学校・青年学校・中等学校の各学校長宛に「時局ノ急転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」と冠した通牒を発した。これは、戦後初めて県当局が各学校教育への対応方針として打ち出したものとして画期をなすものであるが、すでに永野勝康氏の論究から明らかなように、食糧増産の時間の確保や青年学校・中等学校における教練の廃止を除いては昭和20年7月9日発令の「戦時教育令ニ基ク国民学校教育実施ニ関スル件」の趣旨を基調とする戦時教育体制の継続をうながすものであった²⁹⁾。すなわち、「新日本建設ノ教育方針」が出された段階での神奈川県教育は、戦時教育体制の解体へ向けた本格的な取り組みがなされていなかった。こうした情勢のもとで、戦時教育体制の打破と教育の民主化を強行に推し進めたのは、GHQ/SCAPであった。GHQ/SCAPは、10月22日の「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」をはじめとするいわゆる「四大指令」を発して、軍国主義的・超国家主義的な教育の排除を徹底した。終戦直後、内務省や文部省、それにGHQ/SCAPから発せられた通達類は、県内政部長が移牒して県下の教育機関へ伝達された²⁹⁾。それらは、各学校ごとに「連合軍関係指令綴」などと冠して保管された。

文部省は、前の「新日本建設の教育方針」を全国の教育現場に周知するため、昭和20年10月15日と16日の両日、全国の教員養成系の学校長および地方視学官を召集して、新教育方針中央講習会を開催した。この時、神奈川県からは佐田稔地方視学官が出席した。文部省での講習内容は、各地方ごとに伝達講習会を開催して、主に学校長などに伝えられた。このうち、文部省が開催したさまざまな講習会は、全国から地方視学官などの代表者を集めて行われ、いわゆる「新教育」に関する方針や内容を普及する役割をはたした。神奈川県における民主的な教育の普及・推進を企図した具体的な活動は、地方視学官や県視学が積極的な活動を展開したのみならず、「新教育研究校」を指定した取り組みに注目できる。これは、昭和21年3月に県教育民生部教育課が立案した「新教育研究指定要項」（伊従博所蔵資料を参考にした）に基づき、横浜・横須賀・川崎の3市と各地方事務所ごとに「研究分団」を設置し、拠点となる研究指定校を中心に民主的な教育のあり方について実践的な調査・研究を行うことを目的とした。その研究指導にあたっては、従来の視学とは別に、新たに「視学委員制度」を創設し、各地域の学校長などで教科指導の実績を有する人物を視学委員として委嘱し、「新教育」の研究活動を補助・協力する体制を形成して取り組んだ。この戦後の神奈川県における民主的な教育改革の実態は、「新教育研究校」の県指定を受けた当時の愛甲郡高峰村国民学校長であった伊従博の証言ならびに所蔵資料の提供により、初めて明らかになった。

昭和21年1月、戦時下の行政機構を改めるための地方官官制の改正が始まり、この時に勅令第62号をもって「内政部」は「内務部」に改称され、教育行政機構は従来の「内政部」から独立して「教育民生部」の新設がなされた。教育民生部は、「教育・学芸・宗教・史蹟名勝天然記念物・保健衛生・社会事業・勤労・社会保険」に関する分掌事務を担当することから、部内には学務課・衛生課・厚生課・労政課・勤労課・保険課の6課が置かれた。

昭和21年には後述する視学制度改革も着手され、教育の管理・指導を担当し、教員人事に関する行政事務をも所管する視学に関しては、4月1日の勅令第220号により「地方視学官」と「視学」の双方を「視学官」という呼称に統一し、そして5月3日の地方自治法の施行に際しては「視学官」をさらに「視学」と改称するに至っている。因みに、視学制度は、昭和22年11月5日文部省発令の「視学の教育活動に関する件」（発学第450号）により、「視学は、将来その名称の変更と共に、その性格も補導主事（仮称）としての任務と職分とを帯びることとなる」と通達されたことから、ここに視学制度の廃止が予告された²⁹⁾。かわって指導主事制度の創設をうながす示唆的な言及であるが、その受け取り方は都道府県ごとに異なっていた。神奈川県では、職員録などに明示された公的な職名には「視学」の名称を廃して「事務吏員」と改められた。しかしながら、部内では、職務内容はもとより職名も「視学」の呼称が使われ、県庁舎内の「視学室」も従来通り存続している状況にあった²⁹⁾。

一方、終戦後の教育に対する諸政策が展開されるなかで、いわゆる「教職員適格審査」が行われ、神奈川県では昭和21年7月1日に適格審査委員会が設置され、第1回の委員会が開かれた。その様子については、石井透『戦中戦後の教育事情』（ガリバー、平成7年）や二見修次「神奈川県における戦後教育改革に関する研究（Ⅱ）－教職追放と教職員適格審査の状況について－」（『神奈川県戦後教育史研究』第二号、平成10年）などに詳述されている。

(3) 神奈川県教育部の成立と教育行政

昭和 21 年 11 月、「教育委員会法」施行前の最後の地方官官制の改正として、「教育民生部」が「教育部」と「民生部」に独立し、県教育部内には学務課・社会教育課・体育課の 3 課が配置された。昭和 23 年 3 月 31 日付をもって公表（『神奈川県公報』号外、昭和 23 年 3 月 31 日）された 3 課の分掌事務は、次のようである。

- ・学務課
 - 一、初等、中等、高等普通教育に関する事
 - 二、初等、中等、高等学校、幼稚園並びにその職員に関する事
 - 三、生徒、児童の就学並びに進学に関する事
 - 四、戦災孤児の教育に関する事
 - 五、学校法人に関する事
 - 六、学校教育施設の整備に関する事
 - 七、学校教育関係公共事業の企画に関する事
 - 八、学校教育資材に関する事
 - 九、学校教育諸団体に関する事
- ・社会教育課
 - 一、社会教育の組織に関する事
 - 二、図書館並びにその職員に関する事
 - 三、博物館並びにこれに類似の観覧施設に関する事
 - 四、成人、婦人教育等に関する事
 - 五、科学教育等に関する事
 - 六、音楽、美術、映画、演劇、出版及び県民娯楽に関する事
 - 七、史蹟、名勝及び天然記念物に関する事
 - 八、宗教に関する事
 - 九、尊徳会に関する事
 - 十、文化団体に関する事
 - 十一、金沢文庫、公民館に関する事
- ・体育課
 - 一、学校体育に関する事
 - 二、社会体育に関する事
 - 三、学徒勤労に関する事

この時の地方官官制の改正では、これまで学務課に内包されていた社会教育が戦前と同様に一課として再び独立し、そして体育課は新設の課として位置づけられた。また、昭和 22 年 1 月 27 日に「神奈川県地方事務所庶務規程」（『神奈川県公報』第 1948 号）が改正された際に、地方事務所学務課の分掌内容が定められた。

- 一、学事視察その他教育事務の指導監督に関する事項
- 二、社会教育に関する事項
- 三、宗教に関する事項
- 四、体育に関する事項

県教育部の時代は、昭和 22 年 4 月新学制の施行によりまず新制の小学校と中学校が発足し、また翌年 4 月には新制の高等学校も発足し、六・三・三・四制の新教育制度のもと教員の給与や義務制となった中学校の建設など専ら教育財政の問題に直面した。ここでは、昭和 21～23 年の教育関係概要の年表を掲げることで、当時の教育事情の一端を紹介するにとどめる。

教育関係概要年表

年度	教育関係の主な出来事	*冒頭の数字は月を表す。
21	11 神奈川県教育部の独立 12 神奈川軍政部の教育担当官がベーカーからマックマナスに交代	
22	1 学校給食の開始・県下小学校長会の発足 4 六三制の発足・新制中学校の発足 5 神奈川県公立中学校長会の発足	

	6 神奈川県中学校体育連盟創設・第1回社会教育研究大会の開催（横浜・小田原） 10 マックマナスによる校長講習会の開催
2 3	1 横浜第一高女と湘南中学校に通信教育部併置 3 青年学校廃止 4 新制高校発足、中・高校で5日制実施 10 神奈川県・横浜市の教育委員会委員選挙の実施

神奈川県教育行政担当部局の変遷表 *ゴシック体は教育行政担当部・課・係

I：地方庁の行政機構に関する法令	II：神奈川県の行政機構
大正15年(1926)6月4日 「地方官官制」改正(勅令146) 内務部・学務部・警察部	学務部教務課・社会課・社寺兵事課 昭和4年(1929)8月17日に社会教育課を新設 昭和9年(1934)教務課を学務課に改称 昭和12年(1937)職業課を新設
昭和17年(1942)11月1日 「地方官官制」改正(勅令768) 内政部・警察部	内政部教育課
昭和21年(1946)1月31日 「地方官官制」改正(勅令62) 内政部・経済部・警察部 (教育民生部)・(土木部)	教育民生部教育課
昭和21年(1946)11月18日 「地方官官制」改正(勅令546) 内政部・教育民生部・経済部・警察部 (教育部)・(民生部)・(衛生部)・(土木部)	教育民生部学務課
昭和22年(1947)4月16日 「地方自治法」公布(法律67) (県)総務部・教育部・経済部・土木部・農地部・警察部	教育部学務課・社会教育課・体育課

(4) 占領政策下における神奈川県視学の役割と意義

前述のとおり、終戦前後の神奈川県教育行政機構の移り変わりとともに、学事視察や学事関係事務を職掌とする視学の制度的変遷がみられた。

神奈川県では、地方視学制度に基づき、明治23年以来「郡視学」1名(小学校令)、同30年からは「地方視学」(全国で100名の定員、神奈川県の場合2名)、さらに同32年には「視学官」(第3課長兼務。明治38年廃止。大正2年再置)1名が配置される体制にあった²⁹⁾。大正3年における神奈川県視学の配置状況は次のようである(『神奈川県教育関係者職員録』大正3年刊行により作成)。

<大正3年の神奈川県視学一覧>

県内務部) 理事官県治課長・視学官 岩元 禧 県視学 服部良太郎・青木林蔵
 県内各郡) 久良岐郡(日下村) 郡視学 武 進太郎 橘樹郡(川崎町) 郡視学 内田常次郎
 都筑郡(都田村) 郡視学 梅澤玉吉 三浦郡(横須賀市) 郡視学 河野高三郎
 鎌倉郡(戸塚町) 郡視学 川井太一郎 高座郡(藤沢町) 郡視学 福泉義飽

中 郡(大磯町) 郡視学 井上連作 足柄上郡(松田町) 郡視学 小島吉造
足柄下郡(小田原町) 郡視学 安藤泰太郎 愛甲郡(厚木町) 郡視学 増田周吉
津久井郡(中野村) 郡視学 山田武臣

県内の市) 横浜市 主事兼視学教育課長 三宅成城、視学 小田寅之助・記録万作
横須賀市 書記兼視学 齋藤三郎

大正 15 年、郡役所の廃止にともなって郡視学も廃され、これまで 2 名定員であった県視学が 7 名に増員され、新設の県学務部に配属されて県教育行政が強化された(尚、郡視学については、『かながわ教育』第 32 号、昭和 27 年)に佐藤善治郎「郡視学時代の回顧」に詳しい)。さらに、昭和 3 年には「地方視学官」1 名がおかれ、昭和 5 年の『神奈川県教育関係職員録』によると、県学務部内の教務課に地方視学官 1 名・視学 6 名、社会教育課に視学 1 名の配置がみられる。

<昭和 9 年の神奈川県視学一覧>

県学務部) 地方視学官 齋田十二 県視学 萩田萬一郎・森屋高蔵・亀ヶ谷春吉・萩原利邦・磯崎覚平・亀井幸之助

県内の市) 横浜市 視学 額綱 準・川口武男・鈴木文夫

横須賀市 学務課長 主事兼視学 前田耕作

(昭和 9 年『神奈川県教育関係職員録』により作成)

そののち、昭和 17 年に戦時要請により郡単位に地方事務所が開設され、前述のように神奈川県でも 7 箇所の地方事務所に視学 1 名がそれぞれ配置され、郡視学体制の復活を想起させる視学の地方分権化が行われた。これにより、県庁に地方視学官 1 名・視学 2～3 名、地方事務所配置の視学 7 名という体制が教育委員会発足まで存続した。昭和 19～22 年の 4 年間については神奈川県職員録および教育関係職員録が作成されなかったため、教育行政機構や担当者について不明である。そのため、昭和 16・17・23 年の『神奈川県職員録』を用い、また昭和 20・21 年度については『神奈川県公報』ならびに当時の視学担当者の聞き取りから得られた情報をもとに、判明した限りで県の視学配置の様子を再構成すると次のようになる。

(昭和 16 年) 学務部長: 桃井直美・学務課長: 加藤清一

地方視学官: 岩下富蔵

視学: 三好義次・井上治郎・杉山彦一郎・秦野金造・加藤良蔵・沼野嘉彦・加藤穎治・内藤清治・露木良英

(昭和 17 年) 内政部長: 中村良三・教育課長: 齋藤金弥

地方視学官: 岩下富蔵

視学: 吉原貞七・大矢雄次・内藤清治

(地方事務所視学室) 三浦地方事務所	視学 秦野金造	足柄下地方事務所	視学 沼野嘉彦
高座鎌倉地方事務所	視学 加藤穎治	愛甲地方事務所	視学 鈴木憲一
中地方事務所	視学 加藤良蔵	津久井地方事務所	視学 山本寛次
足柄上地方事務所	視学 三浦郷親		

(昭和 18 年) 内政部長: 北村英明・教育課長: 齋藤金弥

地方視学官: 岩下富蔵

視学: 吉原貞七・内藤清治・相原和郎

(地方事務所視学室) 三浦地方事務所	視学 秦野金造	足柄下地方事務所	視学 沼野嘉彦
高座鎌倉地方事務所	視学 加藤穎治	愛甲地方事務所	視学 鈴木憲一
中地方事務所	視学 加藤良蔵	津久井地方事務所	視学 山本寛次
足柄上地方事務所	視学 三浦郷親		

(昭和 20 年) 内政部長: 後藤真三男・教育課長: 井谷正己(?)

地方視学官: 佐田 稔

視学: 三浦郷親(首席視学・小学校担当)・齋藤孝忠(小学校担当)・鈴木憲一(小学校担当)・

内田正三(中学校担当)・角田正春(青年学校担当)

* 12 月までの間に着任した視学: 直井 要(渉外担当)、地方事務所の視学不明

(昭和 21 年) 教育民生部長: 広橋真光→田口英太郎

教育課長(11 月以降、学務課長と称す) 鈴木重信(3 月～)

地方視学官: 佐田 稔

視学: 三浦郷親・齋藤孝忠・内田正三・直井 要・石井 透・小泉 隆・角田正春・熊澤忠夫

* 同年 4 月に「視学官」に改称。同年 5 月に地方自治法の公布で「視学」に呼称変更があったが、神奈川県では遅れて昭和 22 年頃に「視学」と改称された。

(昭和 22 年) 教育部長: 水上鏡一→中村新一

学務課長：鈴木重信（～10月）・三河幸信

視学：齋藤孝忠・石原隆作・守屋大輔・熊澤忠夫・直井 要・石井 透・角田正春・三浦郷親

* 11月以降、公的には「視学」は「事務吏員」と改称。

(昭和23年) 教育部長：中村新一・学務課長：三河幸信

小学校係長：齋藤孝忠

中学校係長：石原隆作・同係事務吏員：守屋大輔・熊澤忠夫・関野宗平

高等学校係長：直井 要・同係事務吏員：石井 透・角田正春・森川清次郎・永原和子・三橋武雄・阪谷 論

体育課長：佐藤秀三郎・学校体育係長：馬飼野正治・同係事務吏員：石井宗一

(地方事務所)

三浦地方事務所 学務課長事務取扱：長島郁太郎

高座鎌倉地方事務所 学務課長：山本寛次・同課事務吏員：林 均、関澤衡平

* 昭和23年6月1日付で「高座地方事務所」に改称。

中地方事務所 学務課長：加藤一太郎・同課事務吏員：松永昇三

足柄上地方事務所 学務課長：杉田熊蔵・同課事務吏員：鈴木照雄、梅田克彦

足柄下地方事務所 学務課長：小林鶴蔵・同課事務吏員：金子俊男、北条越次

愛甲地方事務所 学務課長：石渡八重治・同課事務吏員：小澤重義、小澤 彰

津久井地方事務所 学務課長：伊従 博・同課事務吏員：井上 勇

神奈川県視学の職掌規程では、「学事視察其ノ他教育事務ノ指揮監督ニ関スル事項」とあるのみで、視学の一般的な役職を成文化しているに過ぎない²⁶⁾。視学の活動については、『神奈川県教育史』資料編第4巻に学校視察に関する令達書類が収められている。また、学校視察の具体的な状況を伝える資料としては、各学校所蔵資料として現存する『学校視察簿』などにうかがえる。それらをみると、学校視察における視学の活動は、施設や設備といった教育環境の状況、法令遵守の状況、教職員の勤務態度や教育観などを一般的に調べることにあった。概して、実際の学習活動よりも学校経営に重点をおいた視察であったといえる。さらには、監督行政上の職務権限として、視学が教職員の任免・転勤といった人事権を有する活動をも担っていたことである。神奈川県における視学の学事視察の様子について、秦野市立大根小学校の『学校視察簿』の記録を事例として紹介してみたい。

大正二年十二月十八日

井上郡視学巡視アリテ左ノ訓話ヲ受ク。

希望

- 一、校舎ノ裝飾（教室ノ内外共）ハ一定ノ理想ヲ必要トス（現今ハ知的ニ偏スル故美的ヲ主トシタシ） * 「二」省略
- 三、教科書ノ扱ヒ方ヲ丁寧ニセシメラレタシ。
- 四、生徒ノ机ノ中ノ整頓及ビ玩具等ヲ入レ置クコトニツキテ注意セラレタシ。
- 五、書方教授ニ朱筆或ハ黒筆ヲ以テスル事ノ中郡ニ来リテ視タル（十八校）中ニテ無カリシハ不思議ニ思ヒタルナリ（尤モ本校ニテ之レアリシハ喜ブベシ）此ノ点ニ注意セラレンコトヲ望ム。 * 「六」省略
- 七、各学級ノ教授ガ一層個人個人ニ対スル様ニセラレンコトヲ望ム（一斉教授ノ弊トシテ個々ノ教授ノ軽視セラルルハ現今ノ状態ナリ）²⁷⁾

ここには、学校の教育環境・生徒の学習態度・教科指導のあり方について、郡視学の視察内容がうかがえる。「七」に関しては、画一的な教授を廃して「個人」を重視した学習指導をすすめている点で、大正時代の「新教育運動」の風潮が感じられ、こんにちにも通用する指摘がなされているといえる。また同視察簿には、地方事務所の県視学による視察記録も含まれていて、その時の講評から視察項目を拾うと、学校経営・学校備品の管理・生活指導・生徒学習態度・各教科の教授状況・教職員の勤務態度などである。とりわけ、視察は、「各教科の教授状況」に重点がおかれ、講評時に多くの時間を費やしている。他の学校視察簿をみてもこの点は共通するところであり、神奈川県では従来の視学に対する評価とは異なり、充実した教科指導をともなう視察が行われていたといえる。そのことは、県知事の任免によって豊富な教職経験と視学にふさわしい専門的知識を体得したすぐれた人材が選抜されていたことを物語っていよう。視学を応対した当時の教員の回顧談によると、視学を迎えるにあたっての校内清掃や職場環境の整備などに対する苦労や人事権を有する点からの精神的重圧に苛まれていた現状は確かにあるが、実践的な教科指導面での指摘・忠告・講話が刺激になっていたようである。視学の活動実態に関しては、現存する『学校視察簿』などから多くの事例に基づく調査・分析を必要とする。けれども、本研究に際して調査した限りでは、神奈川県の場合、視学が、監督行政的な

側面については職掌から考えてもあえて否定できないが、その視察活動の実態としては昭和 23 年に誕生した指導主事のように教授法や教材研究など現職教員に対する教科教育の指導・助言を重視していたものといえる。

明治以来のわが国の視学制度は、改編・廃止・再編などの紆余曲折を経たが、言及するまでもなく近代学校の創設とその教育の普及の実働的な任務を遂行し、教育行政上にはたした役割が大きい。地方視学に関しては、地方長官の補助機関に位置して学事視察や教育行政事務に携わってきたが、一方で明治後期以降教育行政が一般行政に包括されていくなかで、実質的な教職員人事にかかわる監督行政官的な性格を強めることにもなった。

戦後、教育の民主化が声高に指摘され、それまでの視学制度は、基本的人権を無視した「憲兵的監察機関」として、全国的な規模で結成された教員組合を中心に痛烈な批判を浴び、廃止が叫ばれた。そのため、文部省は、教職員の再教育に先立ち、全国の地方視学約 1 万名を対象に、「新教育に於ける視学官の在り方を体認させ、その指導力を向上し以て新教育行政の刷新を図る」（昭和 21 年 9 月 28 日付文部省通牒「視学官講習会開催に関する件」）ことを目的に視学官講習会を開催している²⁸⁾。しかしながら、神奈川県では、当時発足した教員組合が視学制度の廃止を決議事項に掲げたり、廃止協議を県当局と行った形跡が認められず、他の都道府県の場合とは異なる様相を呈していたといえる。神奈川県教職員組合（以下、神教組と略す）は、その発足に際して現職の視学や校長も多数参加していて、ましてや県庁の視学室が組合活動の集合・連絡の場所になっていたという当時の関係者の証言などから推して、県当局と協調した穏健な関係にあったものとみえる²⁹⁾。

神奈川県で視学のあり方が問題視されたのは、昭和 23 年の太洋中学問題の時である。けれども、問題の所在は、事態の収拾に際して同中学校長の転任による後任人事をめぐって県当局が学務課の一視学に辞令を発令したことに対して、教組側が事前協議を行わなかったことに反発し、不当人事問題として大事に発展したことにある³⁰⁾。すなわち、この事件では、視学に問題があったのではなく、校長後任人事をめぐる県当局と教組側の労働協約の解釈をめぐるトラブルであった。この事件と関連させて教組側が発足当初より視学制度の廃止を訴えていたとする評価が一般化しているが、昭和 23 年 2 月 12 日に神教組が内山岩太郎県知事に提出した「要求書」には「校長・視学の公選並びに任期制の確立」とあることから判断して、視学制度の廃止ではなく、視学任用の改正を要求したものであったことがわかる³¹⁾。実際、神奈川県では、昭和 22 年 11 月 5 日の「視学の教育活動に関する件」という文部省通達を受けて、「視学」の名称を公的に廃して一律に「事務吏員」と改称し、文部省の視学制度改革に即応するものであった³²⁾。

視学制度改革に向けた取り組みは、高橋寛人による精緻な考察から明らかのように、文部省のみならず、米国教育使節団・GHQ/SCAP 内の民間情報教育局 (Civil Information & Education Section、以下 CIE と略す)・日本側教育家委員会などによって推進された³³⁾。昭和 22 年 11 月以降には教育委員会法案の審議過程のなかに視学制度改革が内包されることとなった。その結果として誕生したのが指導主事制度である。

2. 教育委員会法の制定にともなう指導主事制度の創設

(1) 戦後の地方教育行政改革の端緒

戦後日本の教育行政改革は、戦前の国家主義的および軍国主義的な教育を推進した教育行政の弊害を十分認識するところから着手された。すなわち、戦前の教育行政は、「地方官官制」の規定に基づく内務行政の一環として位置づけられ、また教育内容に関しても文部大臣による指揮権・監督権が如実に効力を発揮するという官僚統制のもとにあった。この状況については、昭和 21 年 12 月 27 日の教育刷新委員会第 1 回建議事項の「四、教育行政に関する事」のなかで、「従来の官僚的画一主義と形式主義との是正」に努めるといふ指摘からもうかがうことができる。すなわち、改革の方向性としては、戦前そして戦中に極度に中央集権化された文部省権限を縮小することで、教育の地方分権化を推進することにあった。その指針は、昭和 20 年 10 月の時点で、すでに当時文部省教育局長に就任した田中耕太郎の手記からも明らかである³⁴⁾。

同年 11 月 20 日の文部省官房総務室が起草した『画一教育改革要綱 (案)』のなかでも「教育行政機構ヲ一般行政機構ト切断シ且ツ教育行政ト教育ノ實際トノ乖離ヲ調整ス」とあって、前掲の田中の構想とも共通するように、終戦後の早い時期から一般行政に内包されていた教育行政を独立させると

いう改革の指針が示されている。この後、昭和 21 年 1 月の文部省内試案である「地方教育行政機構刷新要綱」、翌 2 月の「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告書」、さらに 3 月の「第一次アメリカ教育使節団報告書」と相次いで出されるなかでも、教育の地方分権化を推奨するという点では意見が共通していた。このような教育行政への関心は、昭和 21 年 9 月 7 日に発足した教育刷新委員会の第三特別委員会（教育行政関係事項の担当委員会）における本格的な審議となって具体化した。この第三特別委員会の報告をふまえて、同年 12 月 27 日の教育刷新委員会第 17 回総会での第 1 回建議事項の「四、教育行政に関すること」で、公選制による教育委員会制度を基本とすることが提示された。そのねらいは、「教育の自主性の確保と教育行政の地方分権化」を確立するために「教育行政はなるべく一般地方行政より独立」するというものであった³⁹。

この建議を受けた文部省は、その後 CIE をはじめとする GHQ の関係当局と協議を重ねながら、昭和 22 年 1 月 15 日に「地方教育行政に関する法律案」（第一次草案）を発表した。これ以降、昭和 23 年 7 月の「教育委員会法」の成立までの経過を時系列的に示すと次のようになる。

昭和 21 年 1 月 25 日 文部省「地方教育行政機構刷新要綱」（田中耕太郎起草）

* 地方教育行政を内政行政から独立させる構想。

昭和 21 年 2 月上旬 日本側教育家委員会「教権確立問題に関する意見」

* 『日本側教育家委員会の報告』の第 2 項にあたる。アメリカの制度である“Board of Education”を参考にして、現職教員・地方教育行政担当者・公民を被選挙人とし、選挙による地方委員会を発足させる構想。

昭和 21 年 3 月 31 日 米国教育使節団「米国教育使節団報告書」

* 中央集権的な日本の教育行政を改革し、教育の地方分権化を企図して教育委員会を設置する構想。

昭和 21 年 6 月 13 日 GHQ・CIE のホール（R.K.Hall）起草「日本における教育行政の地方分権化構想」

* 従来の文部省の権限を都道府県学務部と市町村教育委員会に移譲し、その際市町村に人事予算・教育課程編成などを所管させ、委員は地域代表者から選んで構成するという構想。

昭和 21 年 12 月 27 日 教育刷新委員会「教育行政に関すること」（同委員会の第一答申）

* 「米国教育使節団報告書」を踏襲しながら、府県および市町村に一般行政から独立した教育行政機関として公選による地方教育委員会を設置するという構想。またここには、府県間に存在する財政的問題にともなう不均衡を是正するため、数府県を単位とする広域行政機構の設置を企図している。

昭和 22 年 1 月 15 日 文部省「地方教育行政に関する法律案要綱」（第一次草案）

* 上記の教育刷新委員会の答申を具体化したもので、アメリカの教育委員の諸制度を模範とする地方教育委員会に関する法律草案。

昭和 22 年 6 月 20 日 文部省「地方教育委員会法案要綱案」（第二次草案）

* GHQ・CIE,GS（民政局）の第一次草案に対する修正の結果としてまとめた法律草案。この草案では、教育委員会設置の単位を市町村および都道府県とし、数府県を一単位とする委員会の設置は見送られた。

昭和 22 年 12 月 28 日 文部省「地方教育委員会法案要綱案」（第三次草案）

* GHQ・CIE,GS,ESS（経済科学局）の第二次草案に対する修正の結果としてまとめた法律草案。この草案では、人口 10 万人以上の市に限定して教育委員会を設置し、それ以外の市町村は都道府県教育委員会の管轄下におくこととし、また都道府県の教育委員は任命制によるなどの修正を盛り込んだ。

昭和 23 年 4 月 2 日 CIE「教育委員会法草案」

* この草案では、教育委員会は県・市・特別区・人口 1 万人以上の町村および特別学校区に設置するとしてほか、委員の選任方法は公選を原則とすること、教員の任免は都道府県教育委員会が最終決定すること、教育予算は教育委員会が発案し首長を介して議決を要することなどとした。

昭和 23 年 4 月 26 日 教育刷新委員会「教育行政に関すること(2)－教育委員会制度の実施について－」（同委員会の第二答申）

* 教育委員会の議決権・執行権を確立し、行政委員会に位置づけることを、教育委員会事務を統括するのに同委員会第一答申で構想した教育専門家として「教育長」を配置することを建議。

昭和 23 年 6 月 10 日 政府・文部省「教育委員会法案」(閣議決定) → 6 月 15 日国会へ提出

*第 2 国会へ提出後、6 月 22 日から文教委員会で審議され、大幅な修正を経て、国会最終日に上程された。

昭和 23 年 7 月 5 日 「教育委員会法」成立³⁶⁾

国会で修正された主要な点は、まず教育委員会の設置について原案で昭和 23 年 11 月に都道府県と全国の市に設置、その他は昭和 25 年 11 月に設置となっていたのが、昭和 23 年 11 月設置は都道府県と五大市(大阪市・京都市・名古屋市・神戸市・横浜市)とし、その他は昭和 25 年 11 月までに設置と修正された。次に、教育委員の選挙について、原案で現職教員の立候補を禁止していたが、修正では現職教員の立候補を認めるものの、当選後には職を辞して教育委員になることとされた。その他、教育委員会は「教育長の助言と推薦により」事務運営を行う原案の規定が、「教育長の助言と推薦を求めることができる」と教育長権限の縮小化がはかられた点、そして教育委員は無報酬とする原案に対して地方議会議員に準じた報酬を与えるものと修正された³⁷⁾。この修正のなかでも、とりわけ現職教員の立候補承認に関しては、GHQ/SCAP・CIE サイドの考え方と真っ向から相対峙するもので、このうち教育委員会委員選挙に向けた取り組みが現実化するなかで、GHQ/SCAP を中心に地方軍政部が現職教員の立候補や教員組合の候補者擁立などに関して激しい干渉が展開されることになり、神奈川県においても後述するようにその例外ではなかった。

教委法は 7 月 15 日に公布され、次いで 8 月 19 日には同法施行規則が、同月 27 日には同法施行令が順次制定された。この一連の教委法の成立過程において、前述のとおり視学制度改革も同法審議に内包され、指導主事制度として成立をみることになった。

(2) 指導主事制度の創設

指導主事制度の構想は、戦前の視学制度に対する批判を前提に、戦後の教員組合による視学制度の改廃に対する要求や『米国教育使節団報告書』における視学制度廃止の提言などにもなつて制度改革が着手され、その過程で登場した。

昭和 21 年 10 月から翌 22 年 3 月までの期間、文部省は「視学官講習会」を開催して、視学の再教育を実施した。その後、昭和 22 年の夏頃から CIE 教育課員のホリンズヘッド(B.Hollingshead)によって、「スクール・インスペクター(school inspector)」(視学)を「スーパーバイザー(supervisor)」(監督官)に再教育してきた文部省の方針を改革して、「スーパーバイザー」を「ティーチャー・コンサルタント(teacher consultant)」として教師の側にたつ援助者・相談役とする取り組みがなされた。このホリンズヘッドによる一連の視学改革は、高橋寛人の『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成 7 年)のなかで詳しく紹介されている。

昭和 22 年 10 月、文部省がまとめた「従来の視学制度の反省と改正要点」(学校教育局庶務課)では、視学制度の欠点として人事権の掌握と貧弱な教育指導力を指摘している。そのため、文部省の制度改革構想は、これまでの視学を人事行政や学校管理を職分とする「管理視学」(管理主事)と、教科指導を職分とする「指導視学」(指導主事)とに分けるというものであった。この「従来の視学制度の反省と改正要点」のなかで文部省は、初めて「指導主事」の名称を用いている。先にホリンズヘッドが指摘した「ティーチャー・コンサルタント」を、文部省は「指導主事」の訳語をあてたものといえる。この指導主事を人事行政から分離するという発想は日本側教育家委員会の提言に基づくものであり、「日本側のイニシアティブによる」成果であることが高橋寛人の研究で実証されている³⁸⁾。

昭和 22 年 11 月 5 日に文部省学校教育局長が全国の都道府県知事に通達した「視学の教育活動に関する件」(発学第 450 号)は、教育委員会法のなかに新たな視学制度として制定されるまでの経過措置的な示唆として発せられたものである。ここでは、文部省は「指導主事」の語を用いず、「補導主事(仮称)」の語に置き換えている。何れにしても「ティーチャー・コンサルタント」の訳語にはほど遠く、高橋寛人の言葉を借りれば「意識どころか異訳すなわち全く別の言葉」である³⁹⁾。このことは単に視学の新しい名称という問題にとどまらず、CIE と文部省の間に根本的な見解の相違があったことを意味している。それは、文部省が CIE の考える教師の側にたつのではなく、「教師に対する上からの指導者」を想定していたことである。やがてこの双方の食い違いは、わが国の指導主事制度をめぐるさまざまな問題の端緒的要因になっている⁴⁰⁾。

指導主事制度は、教育委員会法案の審議のなかで法制化され、昭和 23 年 7 月 15 日の「教育委員会法」の公布にもなつて創設された。同法の該当条文は次のようである。

- 第 44 条 都道府県委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課（会計及び土木建築に関する部課を除く。）を置く。但し、教育の調査及び統計に関する部課並びに教育指導に関する部課は、これを置かなければならない。
- 2 地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。
- 第 45 条 都道府県委員会の事務局に、指導主事、教科用図書の見直し又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に関する専門的職員並びにその他必要な事務職員を置く。
- 2 地方委員会の事務局には、都道府県委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。
- 第 46 条 指導主事は、教員に助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない⁴¹⁾。

第 45 条第 2 項の規定では、市町村教育委員会事務局における指導主事は任意配置とされている。8 月 27 日に制定された教育委員会法施行令では、第 15 条で「指導主事は一級又は二級とする。」と規定されたほか、第 27 条により「視学」の法的廃止が明記された⁴²⁾。

文部省は、指導主事制度の創設にともない、『新制中学校・高等学校指導主事の手引』（昭和 23 年 8 月刊行）と『中学校・高等学校指導主事の職務』（昭和 25 年 5 月刊行）の 2 つの職務内容などを解説した刊行物を作成した。これ以外に当時の指導主事制度についてその創設過程や職務理念などを取り上げた著書には、武田一郎著『指導主事の職能』を指摘できる。

教育委員会法の第 73 条第 2 項「都道府県及び五大市の教育委員会は、昭和二十三年十一月一日に成立するものとする。」という条文により、同法の公布から 3 ヶ月半で教育委員会の発足をみることとされた。その教育委員会に配置される教育長に関して、同法第 78 条には有資格制による任免規定がうかがえる。教委法の審議と並行して、教職員の免許資格に関する審議・検討が文部省によりすすめられていたが、CIE のカーレー (V.A. Carley) の主張により、当初考えられていた校長免許のほか、教育長と指導主事に関して免許資格を必要とすることとなった⁴³⁾。そこで、文部省は、昭和 23 年 8 月以降、校長、教育長、指導主事の免許状を盛り込んだ新たな法案作成にあたったが、教育委員会発足に間に合う見込みのないことを認識していた。「教育職員免許法」として成立したのは翌 24 年 5 月 22 日のことで、同月 30 日をもって公布された。同法において現職の教職員を対象とした場合の指導主事免許状の取得方法を図示すると、下表のようになる。

指導主事免許状取得資格一覧

取得希望の指導主事免許状の種類	既に取得している必要のある免許状の種類	前欄の免許状を有し、良好な成績で勤務した旨の所管庁の証明を有することを必要とする職名及び在職年数		大学で修得し、又は取得したものと認定されることを必要とする最低単位数
		職名	在職年数	
一級普通免許状	指導主事の二級普通免許状	指導主事または教員	3	8
二級普通免許状	指導主事の仮免許状	同上	3	8
仮免許状	教員の一級普通免許状	教員	5	—

(上記の表は「教育職員免許法」に基づいて作成した。)

以上のような状況のもとで、昭和 23 年 3 月頃、CIE 教育課は、来るべき地方教育行政の始動に向けて、教育指導者を養成する必要性から、それに対処できる講習の計画・準備を行うよう文部省へ連絡するところとなった。それを機に、文部省は GHQ・CIE の絶大なる協力を得て、日米合同によるかつてない講習会を企画した。これがいわゆる「教育指導者講習会 (IFEL)」である。

3. 神奈川県教育委員会の発足

(1) 神奈川県教育委員会委員選挙について

昭和 23 年 7 月 15 日、「教育委員会法」は、前述の成立過程により、法律第 170 号として公布された。同法の施行にともない、同年 10 月 5 日全国 46 都道府県・5 大市、それに一部の市町村において教育委員選挙が実施され、それを受けて同年 11 月 1 日には、全国都道府県と 5 大市、さらに 21 市・24 町村に教育委員会が誕生した。

神奈川県では、同年 2 月 20 日、軍政部教育課長のマックマナスが横浜市中区本町の神奈川軍政部インフォメーションセンター（通称「軍政部図書館」）に中村新一県教育部長をはじめとする新制高校設置委員会の一行を集め、そこで「教育の地方分権のため、新たに地方教育委員会設置法案が国会に提出される」という主旨を明らかにし、次のような説明がなされた。

この地方教育委員会は、教育の民主化を徹底するための自治機関であって、学校行政規則の制定改廃、学校の経営管理、教員の任免などを始めとして、自治体教育機関の最高となる。この地方教育委員会は、県は 7 名、市は 5 名の委員によりそれぞれ構成する。

委員中一名は県（市）会議員で、他の委員は県（市）民の中から選出する。一般から選ばれた委員の半数は 4 年間、他は 2 年間の任期とし無給である。委員に選ばれる資格は子供の教育に興味を持っているものであること、優秀な実業家から 1 人、母親の代表から 1 人、医師、弁護士などの特殊な専門部門から職域代表者を 1 人は必ず入れるようにするが、官公吏、委員以外の議員、現職の教員、政党関係者は委員になる資格がない。

委員会は 2 か月に一度、定例委員会を開き必要に応じて臨時委員会を招集する。立候補は県市域内に住んでいる市民権を有する 60 人の中から推薦される必要があり、選挙費用などはかけてはならぬ、このため県内の新聞、ラジオで公告する方法をとる。選挙方法は普通の選挙方法と同じである。

県市の委員会は夫々独立であるが、市の委員会は学校経営その他の予算を市会へ提出すると共に、県の委員会を通じて県会へも出さねばならぬ。従って教育予算の最後の承認権は県会にある。県の教育委員会は、教員免許状を発行する権限を有している。

各市町村委員会は、県委員発行の免許状を持ったものでなければ採用することは出来ない。然し県の委員会は市の委員会の管理下にある学校を視察する権限はない。

尚、町村の委員会が集まって、地域委員会を形成し得るこの教育委員会は専任学務監督官を任命し、この監督官によって、その地方の教育管理、その他の実際の運営をする仕組になっているが、校長以下の直接の人事権を有し、委員会に任命の勧告推薦を行う。学務監督官の下には、視学、補導官等を任命する。⁴⁰

マックマナスによる地方教育委員会に関する説明内容は、法案作成に向けて文部省と CIE との間で意見の対立をみていた教育委員の「公選」制に関して、現職教員の被選挙権の喪失が明言されていることから、昭和 23 年 1 月 12 日の「地方教育委員会法綱領案」修正案をふまえたものであることがわかる。また、同席上でマックマナスは、新制高校の設置に関し、中等学校の設置状況が不十分であるため、遠方通学を余儀なくされる青少年の風紀問題を懸念している。

昭和 23 年 7 月 5 日に成立した「教育委員会法」は、同月 15 日に公布、即日施行された。ここに、同法第 73 条の規定により、神奈川県では県教育委員会と横浜市教育委員会が同年 11 月 1 日に発足をみることとなった。教委法の施行にともない、文部省は教育委員会法伝達講習会の開催を各都道府県に通達した。各都道府県は、地方軍政部の指導を受けて同法の周知に努める一方で、教育委員会委員選挙に向けての準備に奔走した。また並行して、文部省は、「教育委員会法の施行について」（発調 81）という文部次官通達を都道府県知事宛に発して、文書による趣旨徹底をも呼びかけている。神奈川県では、その通達を教育部長名で横浜・横須賀・川崎の 3 市長および県地方事務所へ移牒し、さらに 3 市を除く市町村長へは当該地域を所管する地方事務所長名で伝えられた。当時の下達の様子については、足柄下地方事務所長から下曾我村長への通達書類を事例として以下に紹介する。

今般七月十五日法律第七十号を以て教育委員会法が公布施行されることになった。地方の教育行政は明治二十一年地方制度の創設以来地方行政の一環としてその制度と機能は世局の進運とともに発達し教育の普及と向上に貢献することに大であった。

新憲法は民主政治の確立をめざして地方自治の本旨を明らかにし更に教育基本法においては教

育の国民全体に対する直接責任の原則を掲げ教育行政の使命とその任務を規定するところがあつた。教育委員会法はこの新憲法及び教育基本法の精神にのっとり公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うために教育行政の民主化を図り地方分権を徹底し、もって教育本来の目的を達成することを趣旨として制度化されたものである。特に従来わが国の地方行政担当の中心であつた都道府県知事又は市町村長に代って地方住民によって直接選挙された委員を以て構成される教育委員会がその行政の衝に当たることとなつたのは、わが国地方行政制度の根本的改革であつて、ここに地方教育行政の画期的民主化が達成されるとともに教育行政の一般行政よりの分離による教育の自主性の確保が企画されたのである。かくて教育委員会の使命はまさに重大であつて、その委員の選挙に当っては、地方住民において新制度の精神を深く認識し、公正有為な委員が選出されなくてはならない。この委員の選出いかんは今後の地方教育の興廢を左右するのみならず、更に新国家建設にも影響するところまことに大である。地方行政の運営及指導に当る職員はよろしく教育委員会法制定の本旨を体し教育委員会の成立に格段の努力をいたされるときともに法の精神をよく地方住民に周知徹底せしめ住民相率いて地方行政の振興に最善の努力を尽すようねがってやまない。追つて実施に必要な政令も近く公布施行される予定であるが各市町村に於ては関係事項をもれなく御了知の上これが周知徹底につとめられたい。

二十三下学政第二四〇号

昭和二十三年七月二十九日

足柄下地方事務所長

下曾我村長殿

45)

この「教育委員会法」に関する通達は、神奈川県の場合、7月15日に文部省より発令され、県内の行政機関に行きわたるまでかなりの日数を要している。この背景には、県教育部が前述の太洋中学問題にともない神教組と大詰めの折衝を重ねていた時期であつた。

折しも、7月22日、マッカーサーは「雇傭もしくは任命により日本政府機関もしくはその従属団体に地位を有するものは、何人といえども争議行為もしくは政府運営の能率を妨害する遅延戦術その他の紛争戦術に訴えてはならない」という、いわゆる「マッカーサー書簡」を日本政府に手渡した⁴⁶⁾。ここには、同年1月の「ロイヤル演説」(アメリカ陸軍長官ロイヤルが日本を反共の防壁にすると述べた演説)に象徴される米ソ対立の激化にともなうアメリカの対日占領政策の転換が大きく影響していた。文部省は、同月27日に「マッカーサー書簡」が教員にも適用される旨の通知を発している。こうした世情のもと、神奈川県では同月29日、紛糾してきた太洋中学問題が急速収束する運びとなつた。芦田均内閣が「マッカーサー書簡」に基づいて「政令二〇一号」を発し、官公労働者から団体争議権を奪取し、あらゆる同盟罷業・怠業行為の禁止を打ち出したのは、同月31日のことである。これを境に、日教組をはじめとする教員組合は、新たな教育委員会制度に期待して、組合から教育委員候補者を擁立する方向へと運動を展開しはじめた。これにより、GHQは、地方軍政部を通じて教員組合による教育委員会支配を牽制された。法案成立の当初、地方軍政部の役割は、教育行政の地方分権化、一般行政からの分離・独立、教育委員の公選制といった法律に定められた基本理念を普及すること、そして市町村での教育委員会発足を促進することであつた。ところが、「政令二〇一号」の発令後から前述の教員組合の動きに呼応して、地方軍政部は専ら教育委員の資格や現職教員の立候補に問題を焦点化した。これにともなう地方軍政部の牽制はさまざまであり統一性を欠くものであつたが、神奈川県の場合は太洋中学問題を引かずの形で、教育委員の選挙に力を入れ始めた教員組合に対するマックマナスの峻烈な干渉が展開された(『神教組四十年史』に詳述されている)。

文部省は、教育委員会発足に先だつて行われる教育委員会委員選挙に関して、8月21日付で「教育委員会の委員の選挙について」(発調第109号)を同省調査局長名義で都道府県知事に宛てて発した⁴⁷⁾。その際、文部省は、想定される選挙に関する諸課題のマニュアルとして、「教育委員会委員の選挙に関する質疑応答抄」を作成し、通達に添付することで、都道府県および五大市の関係当局の理解に寄与した⁴⁸⁾。

当時の神奈川新聞は、7月13日から10月下旬にかけて、教育委員会法および教育委員の選挙に関する記事を多数掲載している。8月27日の神奈川新聞は、神奈川県における教育委員選挙に関し、マックマナスとの対談記事「教育委員の選挙・マックマナス氏と一問一答」を特集している。そのなかで注目される内容は、教育委員として立候補する人物のタイプに関する次の問答である。

(問) 教育委員会の委員には、どんな人物を選ぶべきか。

【答】 第一に、相当な教育程度を持つ聡明な住民たるべきこと、第二に決して単なる職業政治家であつてはならないこと。第三に、教育に対して非常に関心を持っている人であること。

第四に、優秀な実業家、農業家あるいは医師、法律家といったように、しっかりした職業人であることが望ましい。第五に、でき得るなら公立の学校に自分の子弟が通学しているなら、なおさらよいと思う。第六に、この教育委員になることによってなら自己の利益をもたらすものでない人、第七に、進歩的であり、現世紀の最後の半分を生きてゆこうとする子供たちに、この時代を生きてゆくための準備を与え、近代的な教育制度を持つべきだという考えを喜んで支援してやる誠実な人であること、進歩的という意味は急進的とか過激とかという意味ではない。

(問) 教員の現職者から出ることについて。

【答】それが教育組合員だけに特別の利益をもたらそうという意図であってはならないことはもちろんである。

(問) まだ委員選挙について一般住民は無関心のようなのだが・・・。

【答】教育ということが役人や先生にのみ属するものでなく、自分たちのものにするのだという根本観念でこの画期的な制度を見てもらいたい。したがって適当でない人が立候補することを防止し、またほんとうに教育に熱心で、誠実、公正、正直な人々を全力をあげて委員に送り出すよう、住民こそって努力してほしい、選挙に当たってはいままでの議員選挙や知事、市町村長の公選同様、あるいはそれ以上の熱意をもって投票し、有権者中一人の棄権もないよう心がけるのが当然だと思う。⁴⁹⁾

「教育委員会法」は第2国会で政府原案に対する激しい議論のすえ、大幅な修正が加えられて成立をみたものであるが、その時の修正の一つに CIE がこだわった現職教員の教育委員への立候補禁止に関する点が指摘できる。修正では、他の現職公務員と同様に教員の立候補を認めるものの、ただし当選後の兼職を禁止するとされた。けれども、マックマナスの言及からもわかるように、当時の地方軍政部の教育担当官は、現職教員の立候補に関しては教育行政における素人統制 (layman control) を原則とするこれまでの CIE の方針を踏襲するものであったといえる。教組による選挙運動が過熱するなかで、CIE 局長のマーク・T・オア (M.T.Orr) は、教育委員の欠格条件を提示している。その五つ目にある「特定の政党、団体、協会、労働組合、またはその他の如何なる団体又は個人の利己的に奉仕するため、社会全体の利益を従属的な地位におく人」という欠格条件には、教組の運動に対する GHQ 当局の意向をうかがい知れる。さらにオアは、「教育委員ほど重要な公職は他にない。日本の運命は、国民が教育委員を選ぶにあたって、どれだけ真剣であり、慎重であるかによって決定される。この重大な責任を負うべき教育委員」には「第一級の人物を選」ぶことを日本国民に訴え、さらに教育委員にふさわしい人物の条件として「教育について永続的な深い信念をも」つことなど9つの提言を行っている⁵⁰⁾。GHQ や地方軍政部は、教育委員選挙に立候補する人物に対する過剰な警戒心を抱いて、果敢にマスコミを通じて介入している様子が見える。神奈川県の場合、軍政部のマックマナスの動向がそれを証明している。

マックマナスは、9月4日に神教組委員長の牛窪全浄を軍政部に出席させ、そこで教員の立候補を禁止する旨を伝えた。これに対して牛窪委員長は、「教育委員の全てを教員が占めるのであれば新制度の趣旨に沿わないだろうが、我国では一般の市民が教育行政の実状にふれる機会は少なく、一～二名の現場教員が教育委員会に参加することはむしろ望ましい筈だ」と応酬している。マックマナスは前言は命令であるとして退かず、さらに牛窪委員長は「たとえ命令でも、民主主義を否定する発言は容認できない」と述べて激しく抵抗している⁵¹⁾。結局、神教組は、協議を重ねたすえに、組合として教育委員候補者を推薦しないこと、また組織を通じた選挙活動をしなないことなどを決定した。これに呼応して、浜教組も横浜市教育委員候補者の決定を取り消した。

9月25日付の『読売新聞』神奈川版には、マックマナスが教員組合推薦の立候補者を不適格とする理由として次の6項目を指摘したことを載せている。

- 一、教組の目的は組合員の経済状況の改善だが、教育委員会の目的は、先生の給料をよくすることよりも少年少女によい教育を与えることにある。
- 二、教育委員会はすべての人を代表すべきで特殊の小団体を代表すべきではない。教員組合の職責は単に先生を代表するものにすぎない。
- 三、地方教組は中央教組に支配されている。したがって (もし教組出身者が教育委員となれば) 神奈川県の学校は東京の教組に支配されることになる。これは地域学校はその地域の人々によって支配され、決して中央又は他県の人々によって支配されるべきでない規定された教育委員会法に違反する。
- 四、教育委員には月給は支給されない。だから教組出身者がもし委員になり生計を立てるため教

組から給料をもらおうとすれば、彼らは教組に対して働いているのであり、教育委員会に働いているのではない。

五、本年七月の平塚太洋中学校長問題は、少年少女の問題を犠牲にしても彼らの目的を達しようとしたことを証明している。

六、教育委員は、教育長または校長の推薦に基づいて教員の人事を行なう権限を握っているが、教組出身者が教員の任免を行なったら深刻な紛争の原因となる。

この結果、神奈川県では、9月5日の教育委員選挙告示から、立候補届出締切日の9月28日までの間に、県教育委員には6名に対して19名が、そして横浜市教育委員には4名に対して10名がそれぞれ立候補した。阿部彰の指摘のとおり、マックマナスによる現職教員の立候補に対する辞退勧告の成果は、辞退者2名と強行立候補者2名という状況であったが、「教育委員選挙の争点が、教組出身者の排除、教員の立候補制約問題」という点に終始し、初めての選挙にあたって、広く国民に教育委員会の役割や意義、さらにはあり方という基本的な理解を深めることに力点がおかれなかった⁵²⁾。

神奈川県民ならびに横浜市民の教育委員選挙への関心は全国と同様に薄く、投票3日前の神奈川新聞(10月2日付)は「一般選挙民の関心は低調を極めて教育委員選挙とは何ですか式の見送り調という状態、しかも県下農村地帯は九月中旬のアイオン台風の被害復旧と収穫期に入ったため関心がうす」と報じている。神奈川県では、9月27日から10月2日の一週間を「教育週間」として、県下の教育設備や教育環境を整えるようピーアール活動を展開し、ポスターを作成して広報活動を展開したほか、PTA会議・野外活動・学校訪問・パレードなどさまざまなイベントを盛り込んで、大規模な企画・運営を行った。殊に、9月30日に横浜を会場としたパレードとイベントでは、3万人以上の生徒が参加したほか、GHQ/SCAP、CIE、第8軍司令部、神奈川軍政部の担当者なども観覧し、横浜市内の中学生が作詞してできた歌も披露されたことが、マックマナスが筆録した同年9月に関する『軍政部月例活動報告』(“Monthly Military Government Activities Report. September 1948.”)所収の報告書類に詳述されている⁵³⁾。「教育週間」は、教育委員会委員選挙への意識高揚と連動した県および横浜市当局によるデモンストレーションとして注目できる。

選挙管理委員会は、選挙目前でありながら「笛吹けども踊らず」状況を見捨てず、10月3日・4日と新聞紙上に選挙広告を掲載して、県内有権者へ投票活動を喚起した。また、投票日が火曜日とあって、都道府県知事に対して投票率の向上に努力するよう選挙民へのアピールを指導している。あわせて選挙準備も進められ、神奈川軍政部は10月3～5日の3日間、9つの視察班を編制し、専用ジープを配備して県下の各投票所・開票所を巡回視察する体勢を整えた。内山神奈川県知事は、選挙への関心が希薄であることもさることながら、投票日が火曜日とあって、県庁関係官で組織した2グループを啓蒙宣伝隊として県内全域へ繰り出させたほか、県および市町村の官吏・公団・教職員(各学校は午前または午後を休業として対応)に対して遅参あるいは早退を認めて投票機会を確保し、さらには学校において児童・生徒を通じて「投票して下さい」と呼びかけさせ、有権者の棄権防止に尽力する措置を講じた(10月1日～5日付の『神奈川新聞』)。

10月5日、全国一斉に第1回教育委員選挙が実施された。内山知事は選挙当日、会社・銀行など一般企業へも投票者に対するできる限りの便宜をはかるよう協力要請を行っている。横浜市民は、県教育委員と市教育委員の両方に対して投票する都合上、記入ミスがないよう県は赤色・三つ折りの投票用紙、市は黒色・二つ折りの投票用紙をそれぞれ用いる方策をとり、終始注意をうながした。投票当日は好天気に恵まれ、神奈川県および横浜市の関係当局は高い得票率を期待していた(10月5日付の『神奈川新聞』)。

ところが、翌6日の新聞で「有権者の無関心を暴露」と報じられるなど、低調な投票率に終わった教育委員選挙に対して厳しい評価が出された。投票率は全国平均で56.9%で、都市部では東京都の29.2%に代表されるように低調で、逆に農村部では島根県の77.9%を筆頭に高いものであった。都市部での低調の背景には、平日で投票への足取りが遠のいたことなど諸条件が考えられる。総体的にみて、神奈川県の場合は、47.8%と5割に幾分届かなかったが、他の府県と比較すると選挙広報活動などへの取り組みの成果が反映された数値といえる。また、横浜市の場合は44.8%であった。開票は、6日午前8時から県内の145箇所の開票所で始まった。7日に開票結果が公表され、神奈川県教育委員6名・横浜市教育委員4名のそれぞれ当選者が決まった(10月6～7日付の『神奈川新聞』)。

第1回神奈川県・横浜市教育委員会委員選挙の結果

神奈川県	女2・男4	吉田セイ・平野恒子・河田庄一・黒土四郎・久保田順作・蓑島兵蔵
------	-------	--------------------------------

(当選者の順は高得票数によるものである。尚、この結果は、『神奈川県公報』にも掲載されている。)

当選した教育委員は、教育基本法第8条と第11条の定めるところにより、委員の任期は4年ではあるが、通常の選挙を2年ごとに行う規定により委員定数の半数を2年任期として改選することとなっていた。神奈川県では高得票の順に、県教委委員の場合は3名が4年任期、他の3名が2年任期、横浜市も2名ずつ4年任期と2年任期を決めた。この他に議会選出者1名が教育委員として加わった。因みに、第2回教育委員会委員選挙は、昭和25年11月10日に実施された。

(2) 神奈川県教育委員会の発足と事務局機構の整備

昭和23年11月1日、神奈川県には県教育委員会と横浜市教育委員会が発足した。それに先だって、10月25日、当選した神奈川県教育委員が初会合をもち、県庁の一室で県知事の応接をうけたのち、教育委員長の選出・第1回委員会会議の開催日(11月10日)決定・教育部長による教育委員会事務局準備の状況説明などを済ませた。会合後、神奈川県軍政部を訪れ、ポーター軍政部司令官とマックマナス教育課長に挨拶し、散会した。同日、横浜市教育委員も同様に初会合を開き、委員長の選出などを行った(10月26日付の『神奈川新聞』)。

11月10日、神奈川県教育委員会は第1回会議を開催した。この会議では、12月県議会追加予算をはじめ委員会規則・会議規則など委員会の運営および機構にかかわる諸規則の制定などが話し合われた。県教育委員会会議は、昭和31年に教育委員の任命制が導入されるまで次表に示した開催状況であり、他の都道府県と同様に、初期の頃が委員会の機構・運営・人事にかかわる議事案件を主に扱い、その後は新制の中学校と高校の整備・再編・拡充、高校学区編成、教育予算、教職員人事、教職員研修、教育内容、指導方法、社会教育に関する諸案件などの審議・処理へと移行した。発足期の教育委員会は、①「組合立中学校・高校再編成等学校の組織運営に係る案件」、②「委員会の組織・運営に係る案件」、③「教職員の人事」と「給与に係る案件」といういわゆる三大課題を抱えていた³⁹⁾。『神奈川県教育概要(後に教育年報と改称)』と『かながわ教育』に依拠して、昭和23～24年の県教育委員会の主な議案および昭和23～31年の教育委員会会議開催の状況を整理すると、次のようになる。

昭和23～24年度神奈川県教育委員会会議主要議案一覧

年月日	会議	議 事 案 件	審 議 状 況
23.11.10	定例	昭和23年12月県議会追加予算 神奈川県教育委員会事務局処務細則 神奈川県教育委員会会議規則 神奈川県教育委員会傍聴人規則 神奈川県教育委員会事務局出張所設置規程 神奈川県教育研究所規程 神奈川県教育委員会事務局職員定数条例	原案決定 全員一致決定 全員一致決定 全員一致決定 全員一致決定 全員一致決定 全員一致決定
23.11.25	臨時	神奈川県教育委員会事務局処務細則改正 神奈川県教育委員会委員長教育長事務局等の印象形式	原案可決 原案可決
23.12.11	定例	神奈川県教育委員会会議規則一部改正 神奈川県図書館職員定数条例 国民体育大会開催基本原則案	原案可決 原案可決 原案可決
23.12.16	臨時	教育委員会事務局職員人事	
24.1.10	定例	神奈川県教育委員会事務局出張所処務規程	原案可決

		神奈川県教育委員会事務局出張所設置規程	原案可決
24. 1.26	臨時	昭和 24 年度神奈川県教育委員会歳入歳出予算	原案可決
24. 2.10	定例	昭和 23 年度神奈川県教育委員会追加予算	保留
24. 2.24	臨時	採用志願者名簿に関する規則 県立学校授業料その他の費用徴収条例の一部改正条例 昭和 24 年度教育方針 教育委員会事務局職員人事 昭和 23 年度神奈川県教育委員会追加予算	原案可決 原案可決 審議未了 原案可決 原案可決
24. 3.10	定例	教育長及び専門的教職員の採用志願者名簿に関する規則案 昭和 24 年度教育計画案 昭和 23 年度末教員異動方針について承認を求めるの件	原案可決 一部修正の上決定 承認
24. 3.12	臨時	高等学校通学区域の設置に関する件	原案可決
24. 3.26	臨時	神奈川県立横浜幼稚園規則案	一部修正可決
24. 4.10	定例	第 3 回社会教育研究大会開催	原案承認
24. 4.18	臨時	県立高等学校の人事について	決定
24. 5. 9	定例	神奈川県教育委員会事務局処務細則案	原案可決
24. 6.15	臨時	教育委員会事務局各課の設置規程 昭和 24 年度一般会計歳入歳出追加予算 神奈川県立学校戦災復旧対策委員会規程	原案可決 原案可決 一部修正可決
24. 7.11	定例	教育長専決規程案 神奈川県教育委員会事務局処務細則の一部改正案 神奈川県教育委員会移動図書館規則案 神奈川県教育委員会職員設置規程案 公立学校共済組合神奈川支部運営審議会規程	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
24. 8. 5	定例	昭和 24 年度追加予算案 副校長設置に関する規則案 神奈川県教育委員会事務局各課の係設置規程の一部改正案 中学校教育課程時間配当表案	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
24. 8.15	臨時	高等学校長の異動について 昭和 25 年度教科書採択に関する件 教職員適格審査委員会で不適格の判定をうけ再審査を請求した教職員の休職について	原案可決 原案可決 原案可決
24. 8.25	臨時	神奈川県職員定数条例による過剰人員の整理に関する件	原案可決
24. 9.10	定例	神奈川県教育委員会委員長選挙に関すること 教育委員会諮問機関設置要項案 公民館設置報告等に関する規則案 教育長等講習受講者選考委員会委員の選任に関すること	延期と決定 一部修正可決 原案可決 投票で委員決定

24.9.21	臨時	委員長選挙について	投票で決定
24.10.10	定例	神奈川県教育委員会表彰規程 教育委員会事務局出張所統合要項 10月県議会提出追加予算方針 公立学校の開地指定について	原案可決 原案可決 一部修正可決 原案可決
24.10.31	臨時	表彰者の選考について 地方自治法附則第5条による官吏分限令第11条第1項第4号を準用して休職を命ずる場合の基準	原案可決 原案可決
24.11.10	臨時	高等学校通学区域の設定について 神奈川県緑化委員の推薦について	保留 委員決定
24.11.16	臨時	高等学校通学区域の設定について	討論後一応保留
24.11.26	臨時	高等学校通学区域の設定について	討論後一応保留
24.12.14	定例	高等学校通学区域の設定について 教職員の意に反する不利益な処分に関する審査手続について 処分説明書の交付について 校長人事に関すること	可決 原案可決 原案可決 原案可決

昭和 23 ～ 31 年神奈川県教育委員会会議開催状況 *公選制教育委員会会議に限定。

会議/年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31
定例会	2	13	12	12	12	12	12	12	9
臨時会	1	14	12	13	12	10	8	18	11
協議会	0	0	0	3	0	0	0	0	0
会議回数	3	27	24	28	24	22	20	30	20
延べ日数	3	27	24	28	24	22	20	30	20

(表の作成にあたり、昭和24～27年度『神奈川県教育概要』、昭和28～31年度『神奈川県教育年報』を参考とした。)

教育委員会の事務局組織の編成に関しては、教委法第44条のなかに、(ア)「土木建築に関する部課は設置しないこと」・(イ)「教育の調査及び統計に関する部課を設置すること」・(ウ)「教育の指導に関する部課を設置すること」を規定している⁵⁹⁾。このうち、(ア)に関しては、神奈川県では教育委員会発足前の9月16日、「神奈川県訓令第28号」により県庁処務細則の一部改正が行われた際、県建築部営繕課の業務中に「学校営繕に関すること」を規定(『神奈川県公報』第2031号)していた。教委法の成立により、同法第49条の教育委員会が所管する事務内容の一つに「学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及びその実施の指導に関すること」とある。神奈川県教育委員会は、同年11月25日の事務局組織の再編時に総務部のもとに施設課を新設してこの(ア)の問題を処置したが、教育委員会の事務局組織の編成上では専ら(イ)と(ウ)が

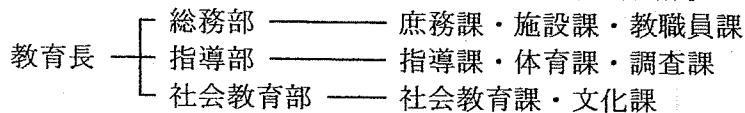
焦点となった（後述）。また、教育委員会の所掌事務範囲に関しては、10月23日付で文部省調査局長より各都道府県知事宛に通達（発達130号）が発せられていた。事務局組織に関しては、教委法や文部省通達中の「教育委員会事務局分課試案」などを参考に検討された⁵⁶⁾。概ね各都道府県では、これまでの教育部の組織を継承し、機能化するといった暫定的な措置としての組織改編をすすめた。それにより、これまでの中村新一県教育部長が県教育委員会発足により、教育長に就任し、また県教育部内の諸担当吏員も概ねスライドして、県教育委員会事務局内の各ポストに配置された。

神奈川県教育委員会は、この第1回会議にCIEのルーミス(A.K.Loomis)博士と神奈川県軍政部のマックマナスの指導・助言を受けて、「神奈川県教育委員会事務局処務細則」（神奈川県教育委員会規則第2号）・「神奈川県教育委員会事務局出張所規程」（同委員会告示第4号）を決議し、11月1日に遡及して以下のような5課7出張所体制の事務局組織を編成した。

(5課) 学務課・調査課・指導課・社会教育課・体育課

(7出張所) 三浦出張所・高座鎌倉出張所・中出張所・足柄上出張所・足柄下出張所・愛甲出張所・津久井出張所⁵⁷⁾

ところが、当時保健体育を担当していた馬飼野正治指導主事によれば、この5課の組織に対しては軍政部のマックマナスから体育課の改廃について要請があったという。11月26日の神奈川県新聞は、昨日25日の県教育委員会臨時会で、「県から正式に学務引継ぎを完了した」という報告に続いて、「第一回委員会で暫定的決定をみた委員会事務局機構について再検討」した結果、次の新機構である3部8課7出張所体制の決定を伝えている（7出張所は省略）。



この再編により、同臨時会ではそれにとともなう予算として3,313万円余を内山県知事の査定を経て12月の県議会に提出することを決めた。また、新機構に付随する人事異動に関しては、来る12月10日の第2回定例委員会で決定し、発令することになった（『神奈川県新聞』12月11日付）。

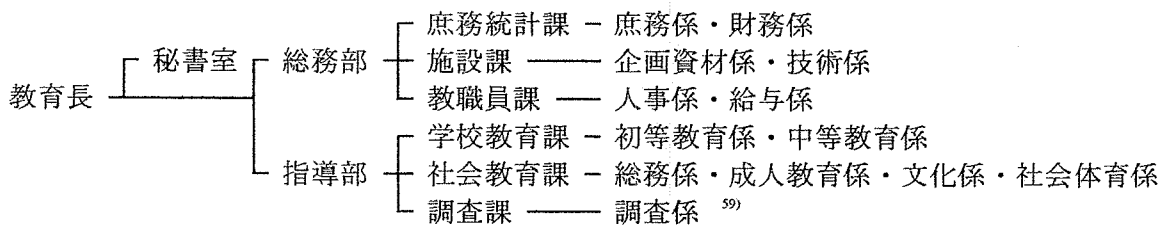
神奈川県軍政部は、12月10日に「教育委員会の運営」と題する指示事項を発し、広く県民（また横浜市民）へも公表した（『神奈川県新聞』12月11日付）。

1. 教育委員会は1949年度の予算を編成すること。
2. 教育委員会は1949年4月1日教育主事を任命すること。
3. 1949年4月1日後現任の教育主事の指示にもとづき教育委員会は教職員評議員その他の事務担当員を任命すること。
4. 教育委員会の運営方針の決定はすべて法令に従い、教育主事の教育施政は教育委員会の定めた方針に従うこと。
5. 教育委員会は方針の決定に当り教育主事と協議すること。
6. 教育委員会の決定した方針は広く市民に公示するを要する。決定の記録を完備し一般市民に公開すること。
7. 一般市民も教育委員会の行動を周知し、各学校がうまく行っているかを注視すること。
8. 教育委員会の本務は良い学校の成長を可能ならしむる働きにあって、学校を運営するものではない。運営のことは教育主事の任務である。
9. 教育委員会は最優秀の教職員を招へいするにつとめること。
10. 教育委員会は校舎、備品図書室等の改善につとむること。
11. 教育委員会は学校に対する市民の希望を確知すること。
12. 市民は教育予算が知事、市長、県、市会に付議されている間にこれを検討し積極的に予算を援助すること。
13. 市民は学校及び教育委員会に積極的援助を与えること。
14. 市民は各教育委員が市民のためにその職責を完遂しているかどうかを監視すること。
15. 職責完行に反する行為ある委員ある場合その罷免を促すこと。
16. 市民は忠実な教育委員及び事務局の成果に対し表彰の道を講ずること。

そのうち、1～11までは教育委員会の職務や人事に関することであり、後半の12～16は県民や横浜市民に対して教育委員会活動への関心を喚起したものとなっている。これは、当時の神奈川県軍政部が教育委員会活動の実質を事務局組織の充実度合いによるものとする強い意識にたち、折しも事務局の新組織人事にあたっていた当局に対して指導したものといえる。そのなかで、マックマナスが「教育主事」と述べている役職は、“teacher consultant”すなわち「指導主事」のことである。上記の

第2項は、前年の11月1日の教育委員会発足以来、暫定的に配置した指導主事を、4月1日から新規任命することを意味している。そのため、第2～5項は、神奈川県での指導主事制度の創設を知るうえで看過することができない。

さて、教育委員会組織の編成がすすむなかで全国の地方軍政部が注視したのは、①科学的な教育行政の導入・確立を期した調査統計担当課の新設、②社会教育の推進にあたる部・課・係の配置、そして③体育課廃止（戦前・戦中の軍国主義的な体育教育への警戒から）に関する点であった。他の都道府県でも事務局組織の編成に対する地方軍政部の干渉によって、とりわけ体育課の問題については廃止ないしは名称替えという対応がみられた⁵⁸⁾。神奈川県では、教育部発足時の昭和22年に体育課を昇格・新設し、教育委員会発足後もそのまま一課としての存続を決していた。3部8課に編成した神奈川県教育委員会事務局の教育長以下の幹部職員人事は12月16日付で発表されたが、その際に「来年三月までの暫定人事」と付け加えられた。昭和24年4月1日をもって下記のような1室2部6課の改編が三度なされた。

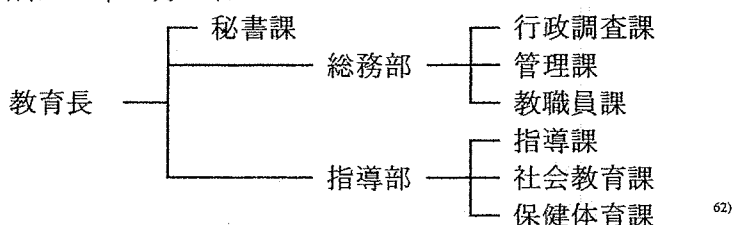


こうした事情から考えて、3部8課の編成時に神奈川軍政部の圧力がかかり、そのうち「体育課」を廃した新たな組織改編が審議されたことは想像に難くない。神奈川県教育委員会の発足以来の懸案事項であった事務局組織は、昭和24年4月1日をもってようやく落ち着いたといえる。

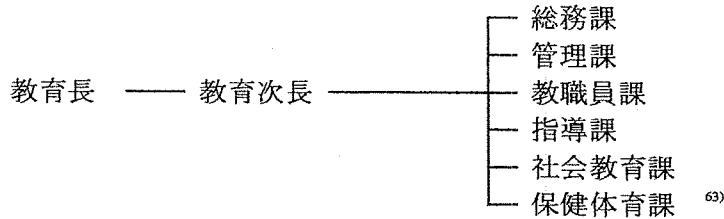
さて、この時期の神奈川県教育委員会の活動実績として注目される出来事は、神奈川軍政部と共催して関東ブロック（長野・山梨・静岡の3県を含む）の教育長と教育委員を集めて、教育委員会の運営などを中心テーマとした初の教育委員会会議を開催したことである。会議は、同年12月27日に教育長会議、翌28日に各都県代表の教育長・教育委員、それに関係する地方軍政部の教育担当官など二百数十名が会場の横浜CIE図書館（SCAP CIE Information Center）に参集し、神奈川県教育長の中村新一の司会により、教育委員会の権威と権限、学校財政の問題、今後の新しい教育のあり方などが質疑応答形式ですすめられた。その際、各質問に答えたのは、「東京の教育長講習会に講師として来聘したウエッブ（Paul.E.Webb）博士、ペッカム（E.K.Peckham）氏、バーンハート（R.G.Barnhart）女史及び安藤（堯雄）東京高師教授、五十嵐（頭）教育研修所員、天城（勲）文部事務官」（括弧内の名前の補記は筆者）と翌朝29日の新聞は報じている⁶⁰⁾。ここで紹介されている「東京の教育長講習会」とは、文部省がCIEの協力を得て開催した「教育指導者講習会（IFEL）」のことである（後述）。

ここで、神奈川県教育委員会事務局の本庁機構の組織改編について、公選制から任命制の教育委員会に推移した昭和23年から同31年までを対象にして、もう少し述べておきたい。昭和24年4月1日の機構改革ののち、大幅な組織替えが行われたのは、秘書課及び2部6課体制に改めた昭和28年4月1日と、任命制教育委員会への移行にともない、部制を廃して6課体制に改めた昭和31年10月1日の組織を指摘することができる。昭和27年11月1日にすべての市町村に対しても教育委員会が設置されたことを契機に、昭和28年の改編では、地方教育行政の合理的な運営と事務能率の向上を期して、「神奈川県教育委員会事務局庶務細則及び事務局設置規定」などが改正され、これまでの「神奈川県教育委員会事務局」の名称を「神奈川県教育庁」（「神奈川県教育庁組織規則」）に改めた。また同時に新設された「保健体育課」は、それまで神奈川軍政部の圧力のもとで体育指導行政が学校教育課と社会教育課内の社会体育係の担当下に内包されていたものを、占領政策が終わったことを機に1課として独立をみたものである⁶¹⁾。

< 昭和28年4月1日 >



<昭和31年10月1日>



この間に、地方機構も改編がみられた。昭和24年10月10日の県教育委員会定例会は、「教育委員会事務局出張所統合要項」と称する下記のような教育委員会事務局出張所の統廃合議案を可決した⁶⁴⁾。

1. 藤沢出張所 → 高座郡（相模原町・座間町を除く）・三浦郡を所管
2. 平塚出張所 → 中郡を所管
3. 小田原出張所 → 足柄上郡・足柄下郡を所管
4. 相模原出張所 → 高座郡（相模原町・座間町のみ所管）・愛甲郡・津久井郡を所管⁶⁵⁾

この議案の成立と相前後して、当時の津久井出張所長であった伊従博は、上記に関して、県教育委員会発足以来の7出張所を統合することについて中村教育長より相談を受けた。中村は、神奈川軍政部のマックマナスが市町村教育委員会の全面的発足を前にして県教育委員会事務局出張所の機能性がなくなるとして廃止を叫んでいるので、その対応を伊従に頼んだ。伊従は、「財政規模の小さい町村では十分な教育行政活動を展開できない」とし、「アメリカのような州単位による地方行政規模の大きいとは異なるから、そのうえでも従来通り各郡内を所管する出張所を存続させて、郡単位での教育行政の必要性を主張した」ところ、マックマナスは「それならばいい」と述べ、自らの主張を取り下げたという⁶⁶⁾。このマックマナスと伊従の会談によるものか、可決された上記の議案はいつの間にか破棄された。このことがきっかけになったのか、中村教育長は「教育委員会の問題」と題した論文を『文部時報』第881号（昭和26年1月号）に発表している⁶⁷⁾。ともあれ、上記は「幻の出張所統廃合議案」といえよう。

昭和26年2月、7出張所に対して「指導主事」が各2名配置された。この背景には、「教育委員会法」第70条の規程により、昭和25年11月1日までに五大市（大阪市・京都市・名古屋市・神戸市・横浜市）を除くすべての市町村に教育委員会が設置されることになっていて、教育指導を担当する指導主事の配置が財源などの問題から任意とされていたことに関係する。昭和24年5月19日に教育委員会法一部改正により市町村教育委員会の全面設置は昭和27年11月1日に延期され、昭和25年12月1日の段階で川崎市など全国で15の市教育委員会が発足したにとどまった。こうした状況から、神奈川県では県内の教育行政体制の機能的再編を期して、昭和26年3月10日には7出張所のうちの三浦出張所と高座出張所を合併して「高座三浦出張所」とした（「神奈川県教育委員会事務局出張所設置規程の一部改正」⁶⁸⁾。さらに、昭和28年には、前年の市町村教育委員会の発足にともない、神奈川県教育庁の地方機構も大きな変化がみられ、同年11月17日には「神奈川県教育委員会事務局出張所処務規程を廃止する訓令」が発せられ、新たに「神奈川県教育庁組織規則の一部を改正する規則」が公布され、それにより次の6教育事務所が設置された。

高座三浦教育事務所	足柄下教育事務所
中教育事務所	愛甲教育事務所
足柄上教育事務所	津久井教育事務所 ⁶⁹⁾

教育委員会の機構整備とともにもう一つ、各教育委員会が急務の課題としていたのは、GHQ・CIE・地方軍政部教育担当部も強調しているように、教育行政を推進するに適した教育長をはじめとする事務局スタッフの養成とそれに基づく人材の確保であった。それでは次に、「教育指導者講習会（IFEL）」を取り上げることにする。

4. 神奈川県における教育指導者講習会（IFEL）への受講動向

（1）教育指導者講習会（IFEL）の開催

「教育指導者講習会」（以下、IFELと略す）は、昭和23年10月から昭和27年3月までの期間に前後8回の教育指導者養成のための講習会として、文部省がCIEの賛助を得て開催したものである。IFELとはthe Institute for Educational Leadershipの略称であり、CIEはこれをthe Institute for Educational

Leaders（教育指導者のための施設）と呼んで理解していた。文部省は、IFEL の訳語として第 1 期から第 4 期まで「教育長等講習会」と称していたが、第 5 期以降「教育指導者講習会」と改称した⁷⁰⁾。この講習会では、教育長・指導主事といった教育指導者のほかに、教育学教授・青少年指導者・大学行政官、さらには各教科・各教育指導の指導に携わる一般の現職教員を対象にするものもあった。

IFEL に関しては、昭和 25 年に第 4 期 IFEL を終了した時点で文部省教育長等講習連絡室が編集した『教育長等講習報告書』（以下、IFEL 報告書と略す）と、第 8 期 IFEL まで全終了した時点で文部省大学学術局教職員養成課がまとめた『教育指導者講習小史』（以下、IFEL 小史と略す）の 2 著が基本的な資料である。それ以外には、第 2 期 IFEL 以降、各期ごとに編集された『研究報告書』・『研究要録』・『研究集録』などと題された講習にともなう刊行物が主としてガリ版刷りで作成され、記録として配布された（従来、第 1 期については編集物が刊行された形跡が認められないとされてきたが、神奈川県立公文書館所蔵の松本喜美子資料中に、第 1 回中等指導主事講習会内編集委員会編による『新教育研究報告書（第一巻）』を確認することができた⁷¹⁾）。IFEL が刊行した『研究要録』類は、IFEL 小史によると全部で「110 種類延 32,000 冊」を印刷・製本し、都道府県教育委員会や教員養成系大学の図書館などに配布された⁷²⁾。それらは勿論受講者にも頒布され、彼らにとってはまさに講習期間中の研究活動の集大成として重用され、その後地元に戻っての教育活動において実用性の高いテキストとしての役割を担った。この他、IFEL の講習実施本部と連絡室がおかれた文部省をはじめ、講習会場として利用された大学などの教育機関に、通達類や講習関係の記録類などの文書資料が保管されている。けれども、それら日本側の有する関係資料以上に膨大な種類と内容を一括する IFEL 関係資料が、アメリカ合衆国国立公文書館（National Archives and Records Administration; NARA）所蔵の GHQ/SCAP 文書の CIE 関係資料に収められている⁷³⁾。

これまで、IFEL を取り上げた研究としては、確井岑夫をはじめ高橋寛人、田中治彦、平田宗史などにより成果が発表されている⁷⁴⁾。なかでも、高橋寛人は、前述の NARA の資料を駆使して、専門とする教育指導行政の研究との関係からすぐれた業績を発表している⁷⁵⁾。それらを参考にして、ここでは IFEL の概要をまとめることにする。

IFEL 開催の経緯は、CIE の要請を受けた文部省が昭和 23 年 4 月 5 日に教育長等の講習計画準備会設置の打ち合わせを行って以来具体化し、同年 8 月 1 日に矢野貫城を委員長とする教育長等講習準備委員会が発足し、8 月 3 日に文部省内に教育長等講習実施本部として開設され、講習開催に向けての具体的な準備に入った⁷⁶⁾。文部省は、同月 13 日に都道府県知事宛に「教育長等講習実施について」（文部次官通達発調 102 号）を発し、同月 17 日には同様の内容を国公私立大学、専門学校、教育職員養成のそれぞれ所属長にあてて通達した⁷⁷⁾。その通達のなかで、IFEL 開催の目的が述べられている。

教育委員会法の実施に伴い、将来の教育長及び指導主事を養成するため教育長及び指導主事の職務遂行に必要な基本的事項について基礎的教育を施すと共に、地方教育の指導に必要な技術を修得せしめることを目的とする。⁷⁸⁾

一方、CIE は、教育長講習が学校の管理と組織を、指導主事講習が指導と助言を、青少年指導者が集団のリーダーシップを、師範学校教員が学問的能力、さらに大学の行政官と大学教授が教育改革上の諸問題をそれぞれ IFEL での目的と考えていた⁷⁹⁾。

IFEL は、全国の教育関係該当者ならだれでも受講できたのではなく、前述の「教育長等講習実施について」のなかで、受講資格と選考方法を規定していた。

IFEL 受講資格（教育長講習と指導主事講習）

教育長	① 1 年以上学校の長の職にあった者。② 1 年以上視学官又は視学の職にあった者。③ 1 年以上一級又は二級の官吏又は吏員の職にあつて、教員の職務又は教育に関する事務に従事した者。④ 5 年以上三級の官吏又は吏員の職にあつて教員の職務又は教育に関する事務に従事した者。⑤ その他市町村立もしくは、私立学校の事務職員で教育に関する事務に従事した者、市町村の吏員の職にあつて教育に関する事務に従事した者、又は私立学校の教員で、それぞれの職務に内容に応じて、文部大臣の定める在職年数を有する者。
指導主事	① 小学校、中学校及び従前の規定による中等学校において 5 年以上教員（免許状を有する者に限る）の経験を有する者。② 現に視学の職にある者。③ 大学を卒業し、大学、教育行政庁又は教育研究機関において、5 年以上教育研究又は教育指導に経

験を有する者。④高等専門学校において3年以上教員としての経験を有する者。

(表作成資料：文部省大臣官房総務課編『終戦教育事務処理提要』第四集、昭和25年)

IFEL 受講者の選考については、各都道府県が「詮(銓)衡委員会」を設置して、受講希望者に対して下記の方法により選抜決定することになっていた。

イ、人物考査 ロ、身体状況 ハ、学業の経歴 ニ、実務の成績
ホ、研究論文又は著書 ヘ、筆記試験の成績

イ～への書式・問題はすべて文部省が作成し、それを各都道府県詮衡委員会が利用することになっていた。詮衡委員会は、都道府県知事・都道府県議会の教育関係常任委員長などが委員となって構成され、都道府県吏員が事務処理を担当した。その他、詮衡委員会に関する規定には、地方軍政部との連絡を要することがあえて付記されている。文部省は受講者選考に関する詳細を、8月25日付の「教育長等講習実施要綱について」(発調第102号)をもって通達している⁸⁰⁾。

選考の際に客観的な資料として各都道府県が重視したものは、文部省作成の筆記試験であった。全国共通の試験として公平性を有するものであったが、その内容に関しては、第1期 IFEL の選考問題が『北海道教育史 戦後編 I』(北海道教育研究所編、昭和61年)に収載されている。それを参考にすると、日本国憲法の内容、民主主義教育の理念、教育委員会法の内容、学校経営関係、教育長・指導主事の職務内容、一般常識などまさに多岐にわたる出題内容であることがわかる。受講希望者は、全100問の問題(選択問題と記述問題の混合)を制限時間2時間半で解答しなければならなかった⁸¹⁾。

各都道府県の選考人数は、予め文部省が各都道府県ごとの受講者割当人数を教育長講習、指導主事講習に分けて決定していて、それに基づくものであった。

次に、IFEL の運営について概述し、その後に各期の講習の特色・都道府県別受講者数に関する表を掲載しておくことにする。IFEL の運営は、文部省内に設置された教育長等講習連絡室が総括的な事務にあたり、そして教育長等講習実施本部が CIE の IFEL 担当官の協力・援助を受けて実施に向けた諸活動を担って行われた。また、第3期 IFEL から全国の大学などを講習会場として広域的に実施されることになったことから、教育長等講習連絡協議会が設置された⁸²⁾。高橋寛人によれば、IFEL は本来第2期までで終了する予定であったが、日米双方の担当者の強い要請により、アメリカ陸軍の資金も継続して受けられることになったことから存続するところとなった、とある⁸³⁾。IFEL の講師は、CIE の協力でアメリカから招聘した講師と日本の教育学関係の研究者などが動員された。IFEL 運営の財源は、CIE がアメリカからの招聘講師費用をアメリカ陸軍の対日占領政策にかかわる専門家派遣資金を充て、それ以外は文部省が大蔵省の承認を得て、講習開設費と受講者の旅費・滞在費を IFEL 予算としたものであった⁸⁴⁾。IFEL 報告書により第1期から第4期までの講習運営を数量的に考察すると、その間のアメリカ側講師数が総勢94名(その他、日本人講師数は数百名)、IFEL に関する日本側予算が141,963,200円であった。すなわち、IFEL は、日米の合同によって行われ人的にも物的にも、かつてない大規模な教職員講習であったことが理解できる。

IFEL 第1期～第8期の講習概要

期	講習時期	開設講座	各期の特色
1	昭和23.10.4～12.24	教育長講習、指導主事講習(初等・中等)、教育学部教授講習、青少年指導者講習	講習は東京の大学を会場に、実施本部が企画・運営などすべてを担当して行われた。
2	昭和24.1.14～3.31	教育長講習、指導主事講習(初等・中等)、教育学部教授講習、大学行政官協議会、総長・学長・学部長の部、事務担当の部、学生補導担当の部	講習運営は第1期と同様で、会場も東京のみであった。第2期は、青少年指導者講習は実施されず、新たに大学行政官協議会が加わった。
3	昭和24.10.10～12.23	教育長講習、指導主事講習(初等・中等)、教育学部教授講習、女子補導講習、青少年指導者講習、	東北・関東・近畿・九州の4ブロックに分けて開催され、各地域の国立大学を拠点に、新設の

		図書館運営講習、一般教養に関する協議会	教育長等講習連絡協議会が運営して行われた。国立の新制大学の発足に連動している。
4	昭和 25.3.6 ~ 5.26	教育長講習、指導主事講習（初等・中等）、教育学部教授講習、大学行政官協議会、青少年指導者講習会、農学部教授協議会	実施・運営は第3期と同様である。
5	昭和 25.9.18 ~ 12.9	第5・6期は、現職教育担当の教員を対象とする講座が開講され、第5期が25講座、第6期が24講座であった。	第5・6期は再び東京の大学のみで開催された。
6	昭和 26.1.8 ~ 3.30		
7	昭和 26.9.17 ~ 12.14	教育長講習、指導主事講習（初等・中等）、学校管理講習、教科教育法講習で、第7期には特殊教育、第8期では養護教育がそれぞれ開講された。	昭和27年11月1日の市町村教育委員会の全面的発足を控えて、教育長・指導主事の養成講習が再開された。会場は全国の11の国立大学であった。
8	昭和 27.1.7 ~ 3.29		

(表作成にあたり、文部省編『文部省第76年報(昭和23年度)』・『同第77年報(昭和24年度)』・『同第78年報(昭和25年度)』・『同第79年報(昭和26年度)』・『同第80年報(昭和27年度)』のIFEL記録と平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会(IFEL)の基礎的・調査研究(一)」(『福岡教育大学紀要』第44号所収、平成7年)、それに高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成7年)を参考にした。)

都道府県別 IFEL 受講者数一覧

(単位：人)

北海道 384	青 森 118	岩 手 131	宮 城 181	秋 田 126	山 形 142	福 島 170
茨 城 168	栃 木 123	群 馬 139	埼 玉 167	千 葉 219	東 京 1,396	神奈川 283
新 潟 192	富 山 123	石 川 116	福 井 104	山 梨 114	長 野 157	岐 阜 180
静 岡 162	愛 知 322	三 重 161	滋 賀 113	京 都 361	大 阪 393	兵 庫 328
奈 良 147	和歌山 110	鳥 取 74	島 根 123	岡 山 186	広 島 263	山 口 196
徳 島 96	香 川 109	愛 媛 147	高 知 112	福 岡 373	佐 賀 104	長 崎 144
熊 本 178	大 分 116	宮 崎 133	鹿 児 島 186	その他 4	受講者総数 9, 374	

(表作成にあたり、前掲 IFEL 小史の p.38 を参照した。)

IFEL の開催を大別すると、①第1期から第4期までは教育委員会法の施行にともない、各地方の教育指導者の養成に力が注がれた時期、②第5期・第6期は現職教育担当の教員を対象に講習が実施された時期、③第7期・第8期は昭和27年11月1日の市町村教育委員会の全面発足を目前にして、再び地方の教育指導者の養成に力が注がれた時期の3期に分けられる⁸⁵⁾。

さて、実際に IFEL の講習がどのように行われていたか簡単にふれておくことにする。IFEL 報告書によると、約2ヶ月半に及ぶ教育長講習や指導主事講習においては、月曜日から金曜日まで、概ね午前中が「リソース・レクチャー(Resource Lecture)」、午後が「ワークショップ(Workshop)」の方法で実施され、土曜日の午前中が「自由研究(個人研究)」の時間という一週間の日程であった⁸⁶⁾。また、週の半ばには見学訪問(授業参観・協議)も日課として組まれていた。講習は、アメリカ側講師の場

合、講習が開かれた大学の英語担当者が通訳として活躍した。リソース・レクチャーは、IFEL 小史には「講述一筆記」型の講義形式をやめて、「全体討議法、パネル・ディスカッション、実証・実演などの形がとられ、図表、フィルム、スライド、映画等視聴覚教具がフル活用」されたとある⁸⁷⁾。一方、ワークショップ（わが国で初めてワークショップを取り入れたのは、昭和21年10月以降の「視学官講習会」の時であった）は、20から30名ほどのグループを形成し、テーマを設定して、グループのメンバーが交替で討論の進行を行い、そこに講師らが助言者として参加した。講習の修了者には、「修了証書」がそれぞれに交付され、また「講習修了者名簿」（第4期までのものしか確認できない）に名前が掲載された。また修了と同時に、IFEL で取得した単位は、「教育職員免許法」の成立までの経過措置として昭和24年1月に制定された「教育公務員特例法」ならびに「同法施行規則」の「専門的教育職員（教育長・指導主事など対象）」の免許取得に関する規定により、免許状取得の単位として認定された⁸⁸⁾。そのため、受講修了者は、昭和24年10月27日の「教育職員免許法施行規則」の公布以降、各自で都道府県教育委員会に対して免許状の交付申請を行った。因みに、IFEL における単位は、各科目の総時数の5分の4以上出席し、研究報告を提出した者に対して審査が行われ、認定されるというものであった⁸⁹⁾。

IFEL の学習効果は、IFEL 小史の編集に際して講習修了者が寄せた IFEL の感想などにうかがえる。民主主義教育を直接アメリカ側講師から学んだ実感とともに、ワークショップなどを通じてグループの連帯が形成され、その結果、IFEL 修了後も、グループの結束が強く維持され、同期会が結成されたりした。なかでも、昭和24年の「全国指導主事協会」は第2期 IFEL 終了後の大きな成果であり、第2期の中等指導主事講習参加者が編集した『カリキュラムとガイダンス』（昭和24年）は同協会により刊行されたものである⁹⁰⁾。昭和25年には、IFEL を修了した教育長・指導主事が集まって全日本教育長指導主事連盟が発足し、第4期初等指導主事講習でルラ・ブルース(Lura S. Bruce)博士の指導を受けたグループがまとめた『児童の発達と学習指導』（昭和26年）を同連盟で発刊している⁹¹⁾。

最後に、IFEL に対する当時の世評をみておくことにする。昭和23年の IFEL 発足当初、9月30日付の『週間教育新聞』（日本教職員組合発行）をみると、日本教職員組合（以下、日教組と略す）は組合員の多くを第1期 IFEL に参加させる方針であったことがわかる。けれども、日教組は、方針の転換をはかる。高橋寛人は、当時の日教組の動勢をとらえて、「日教組が IFEL を旧官僚勢力の温存そして新教育官僚の養成の場ととらえていたことは、指導主事等の免許状への対応に反映」と述べて、その後の日教組の校長・教育長・指導主事の免許状廃止運動への連関に言及している⁹²⁾。城丸章夫は、当時の占領軍の対日政策の転換をふまえて、「教組の弱さは、組合員の一部に新教育と立身出世とを結びつける空気を」醸成したと前置きして、「占領軍による教育講習 IFEL のバッジは、一時、教育界における立身出世の天寶銭とさえなった」と結んでいる⁹³⁾。しかしながら、IFEL は、戦後の教育改革において、CIE を中心にアメリカ側派遣講師らがワークショップをはじめ、パネルディスカッションや視聴覚機材を教具として導入した講習を展開したことで、そうしたアメリカ流の教育を体得した受講者を仲立ちとして、教育の現場に民主的な教育の具体性を普及させ、定着させるに多大なる役割をはたした。昭和27年4月28日に日本が国際復帰をはたしたことで、アメリカの協力を得た IFEL も事実上終了した。そののち、教育指導者の養成講習に関しては、昭和27年度以降、文部省が実施した「教育長講習」、「指導主事講習」、「教育指導講習」（昭和27年度開催の講習は一部で「第9期 IFEL」と称された）などとして連続性がみられたといえる。それでは、以下、神奈川県からの IFEL 受講者の動向に注目して、戦後の神奈川県教育に及ぼした影響を考察することにする。

（2）神奈川県の IFEL 受講者について

昭和23年8月の IFEL 開講に関する文部省通達を受けた神奈川県では、一体どのような対応を行ったのか、これまで明らかにされていない。8月26日付の『神奈川新聞』は、「県市教育部長らも受験」という見出しで、教育委員会法に基づく教育委員会の11月1日の発足を前に、「文部省では来る九月二十七日から十二月十八日までの講習期間を設けて全国の教育長、指導主事候補の講習をおこなうこととなった。この講習会は事実上教育長、指導主事の資格を付与するもので、受講終了期には一定の試験を行って免許状を授与するもの」と報じている。それに続いて、県教育部の談話と推察される説明が載せられている。

県に割当られた受講人員は教育長八、指導主事小学校関係九、中学校（高等校を含む）関係五名である。この受講資格に該当するものは相当の数に上るため県では近く文部省の指示に基づ

き選考委員会を設け、試験の上受講者が決定されることとなった。

同紙は、その末尾に「新措置は相当の反響を呼ぶもの」と評したうえで、IFEL 情報として第2期講習の日程を明記し、また講習が「CIE の賛助で行」われると記している。ここにみられる IFEL の情報源は、8月の文部省通達によるもので、そのことは講習の予定日程などからわかる。

ところで、上記の記事にみられる神奈川県 IFEL 受講者選抜のための「選考委員会」については、当初、如何なる組織であったのか判然としないが、のちに神奈川県教育委員会の昭和24年9月10日の定例会において、「教育長等講習受講者選考委員会委員の選任に関する事」という案件が審議・決定をみていることから、呼称の始期は明らかでないものの、神奈川県では「教育長等講習受講者選考委員会」と呼ばれた。昭和23年9月の神奈川軍政部の『軍政部月例活動報告』（“Monthly Military Government Activities Report, September 1948.”）には第1期 IFEL についての記録はみられないが、前掲の『神奈川新聞』（8月29日付）に掲載された対談記事「教育委員の選挙・マックマナス氏と一問一答」の終わりの方で、

（問）教育長以下の職員の資格は。

【答】事務局の機構は教育長、指導主事など一連のスタッフによって運営される。このため文部省は九月二十七日から十二月十八日まで講習期間を設けて全国各地の教育長、指導主事候補の講習を行い、一定の試験によって資格免許する。第二回目の講習も来年早々行われる。したがって教員でこの事務局に就職したい者はこの訓練をうけねばならない。

と IFEL について説明している。

9月8日、この日の『神奈川新聞』は、「十日に県で選考試験—教育長らの講習申込者に—」という見出しの記事を取り上げている。ここには9月初め現在で、文部省の本県割当人数に対して、「小学校指導主事は二倍、中学校指導主事は三倍に達している」と報じている。それに続いて、県の選考委員の構成について文部省の指示にしたがって、「知事、県会・市会の教育常任委員代表一名、市町村長代表一名、県下高専大学校長から一名、学識経験者から一名」の合計で6名により選考委員会を組織すること、9月10日に選考試験を実施すること、選考にあたって所属長から「人物考査表」の作成・提出が義務づけられていること、「文部省から全国一様の試験問題を課」すことを報じている。選考結果についての報道はなされていないが、そのうち神奈川新聞社は「新教育制度を語る」と題した座談会を企画して、県・横浜市の教育関係者6名を一堂（横浜市長公舎）に会して実施した。その内容は、『神奈川新聞』の9月27日と28日の両日の紙面を飾った。その29日の紙面のなかで、中村新一県教育部長は、IFEL の受講者選考について話題に上った際に、「この人選には力をいれねばならない」と力説している。けれども、この時点では、10月4日に開講された第1期 IFEL の受講者選考が終わっていた時期であり、第2期に向けての意気込みと解することができる。幸いにも、第1期 IFEL の選考の様子は、当時の石井透県視学が「文部省講習の通達を受けて、教育長講習希望者の面接を担当した」と前置きして、客観的な選考データを得る「選考試験」とともに、神奈川県では教育長の選考に関しては所属長より提出された「人物考査表」に基づく面接試験を課していたことを聞き取り調査で証言され、それにより明らかとなった。このことは、後年に文部省の担当官が受講者選考に対する神奈川県の方法を評価する経緯があったことも同証言にうかがえる。ここには、人選に対する県当局の慎重なる姿勢が読みとれるとともに、前の中村県教育部長の言動を裏付けるものともいえる。続いて、第2期以降の IFEL 選考についても少しふれておく。

第2期の IFEL は、昭和24年1月14日から3月31日まで実施された。前回の第1期が丁度、教育委員会発足のさなかに行われたため、神奈川県教育委員会の中村新一教育長や横浜市教育委員会の彦由亀一教育長は、繁忙な委員会発足期を回避して第2期 IFEL への受講を考えていた。発足当初の教育長は昭和24年3月31日までの暫定的任命であって、4月1日以降の正式な任命に際しては有資格者であることが条件とされていた。そのため、免許取得のための単位認定がなされる IFEL の受講は、両名にとってまさに必至であり、タイミング的にも逸することができないものであった。この第2期の中等指導主事講習を受講し、終了後に神奈川県教育委員会の指導主事となった松本喜美子の『日記』抄によると、昭和23年12月16日の条に「指導主事試験（六日に文章と履歴書を提出していたもの）の結果発表があり、私に決まったとのこと」とある⁹⁰。IFEL 受講の発端は、同年9月下旬に勤務先の横浜第一高等女学校（現、県立横浜平沼高等学校）に神奈川軍政部のマックマナスが来校した際、「この度発足する教育委員会に指導主事（ティーチャーズ・コンサルタント）という仕事があるが、それにならないか」とすすめられたという⁹¹。当時、CIE や地方軍政部では、教育行政職への女性の起用に力を入れていた。松本は、神奈川県から初の IFEL 受講者になったばかりでなく、本県最初の女性の指導主事となった。

ところで、松本喜美子『日記』抄では、第2期の選考に前回と同様な方法をとったのか明確でない。同じく本県より第2期 IFEL の受講者に選ばれ、初等指導主事講習を受講した石井正夫の証言によれば、第1期と同様に筆記試験があったという⁹⁸⁾。当時の『神奈川新聞』にもその選考の様子を報じる記事は見あたらない。そこで、断片的に残る神奈川軍政部の『軍政部月例活動報告』を調べたところ、昭和23年12月の月例活動報告(“Monthly Military Government Activities Report. December. 1948.”)が幸い現存していて、そのなかにマックマナスが筆録した教育関係報告文書中に第2期 IFEL 選考に関する記述を発見した⁹⁹⁾。文書中の該当項目名は‘Institute For Education Leaders’とあって、そのもとに(1)～(6)に分類された報告がある。(1)～(3)は決定した受講者名と略歴が掲載されている。(4)以降は、IFEL 選考についてのマックマナスの所見である。その所見のなかで注目されるのは、決定した9名のなかで7名までが県・横浜市などの幹部であるが、これまで「女性が選ばれていない」という現状を認識して、今回は「女性1名と現職教員1名の選考を行った」と述べている点である⁹⁹⁾。この選考された2名が、囚らずも聞き取り調査した松本喜美子と石井正夫であった。石井は当時、小田原市立新玉小学校教諭であった。IFEL に関心を抱き、第2期受講者の募集を知って、同校学校長の推薦により関係書類を用意して出願したという⁹⁹⁾。IFEL 受講者の選考については、他の都道府県も苦勞して、神奈川県でも後年中村新一教育長が「指導主事の人選等も(中略)いろいろ失敗した体験」があると述懐している¹⁰⁰⁾。

第3期 IFEL の選考については、昭和24年12月10日付の『高校神奈川』(神奈川県立高等学校教職員組合編)に「教育長指導主事講習会の記」という見出しでその様子が次のように詳述されている。

二学期が始まってすぐ受講志望者が募られた。やがて詮衡試験が県教委事務局で行われた。試験官は事務局指導部長以下、問題は全国共通できっちり百題、小冊子風に印刷された厳重なもので、新しい客観テスト式で、教育関係諸法規やその他諸般の知識が根こそぎテストされる。二時間半、百題を終わるには額に油汗が出てくる。そしてこの結果ははっきり採点されたそうである。それから教育長の方は更に詮衡委員会の面接が行われた。校長さん課長さん連中がおどおどとつましく試験を受けた。そして合格者の発表があり、教育長十三名、指導主事中等初等併せて十三名がめでたく去る十月十日東大の門をくぐることになったのである。

以上のような神奈川県における IFEL 選考方法によって、前掲の IFEL 小史の記録によれば第1期から第8期までの間に283名が受講したとある¹⁰¹⁾。昭和27年度の『神奈川県教育概要』には、第8期 IFEL までの「IFEL 受講者」一覧が収載されている¹⁰²⁾。それによると、教育長講習の受講者30名、指導主事講習の受講者62名、それ以外に第5期～第8期に実施された特色ある講座を受講した者として30名の氏名がうかがえる。その一覧を合計すると122名を数えるにすぎない。この一覧には、IFEL の第1期・第3期・第4期に実施された青年指導者講習(6泊7日の宿泊講習という形態で実施された)や特設ワークショップ講習などの受講者の人数が省かれている。このことから、それ以外の161名はそれら特別にプログラムされた講習を受講した人数と考えられる。因みに、第3期と第4期の青少年指導者講習は、「横浜会場」として神奈川県立公民館(旧、錬成道場の「昭和塾」)¹⁰³⁾で実施されている。両期の受講者人数は IFEL 小史に178名とみえる¹⁰⁴⁾。IFEL 報告書により、神奈川県からの青少年指導者講習の受講者数を算出すると33名であった¹⁰⁵⁾。その他、神奈川県からの受講者について記す資料としては、神奈川県立公文書館所蔵の松本喜美子資料に含まれている『指導主事会議録』(昭和29年度)のなかに、「神奈川県教育長指導主事講習会受講者名簿」を確認した¹⁰⁶⁾。そこには、第4期 IFEL までの87名の受講者氏名が列記されている。

そこで、IFEL の第4期までを対象に、神奈川県からの受講者状況を表示すると以下ようになる。

神奈川県における教育長・指導主事講習の受講者選考資料

教育長講習	第1期	第2期	第3期	第4期	合計
文部省割当数	8	3	13	9	33
志願者数	18	14	29	25	86
選出数	5	3	13	13	34
県内倍率	3.6	4.7	2.2	1.9	2.5

全国倍率	3.9	3.8	2.4	4.7	3.5
------	-----	-----	-----	-----	-----

初等指導主事講習	第1期	第2期	第3期	第4期	合計
文部省割当数	9	4	8	18	39
志願者数	18	17	18	39	92
選出数	5	4	8	8	25
県内倍率	3.6	4.3	2.3	4.9	3.7
全国倍率	3.5	4.4	4.0	4.5	4.2

中等指導主事講習	第1期	第2期	第3期	第4期	合計
文部省割当数	5	2	5	10	22
志願者数	20	14	16	35	85
選出数	3	2	5	20	30
県内倍率	6.7	7.0	3.2	1.8	2.8
全国倍率	5.3	5.0	3.3	3.8	4.2

(表作成にあたり、IFEL 報告書の p.90-97 を参考とした。)

IFEL 神奈川県受講者一覧

期	講習名	受講者名	受講時の職名	期	講習名	受講者名	受講時の職名
1	教育長	赤坂 静也	横浜国大事務局長	3	初等指	石川 忠義	三浦郡逗子小教諭
1		千葉 清治	川崎市教育部長	3		林 政喜代	横浜市田浦中副校長
1		戸倉 廣	県立厚木高校長	3		田中 三郎	中郡神田小校長
1		小野 好司	足柄上出張所長				
1	中等指	石原 隆作	県教委指導主事	4	教育長	角沢 良男	県立大秦野高校長
1		杉原 重雄	横浜第一高女教諭	4		加藤 寿雄	藤沢市鵠沼中校長
1		松井 健治	横浜市教委指導主事	4		遠藤 要	横浜市教委調査課長
1	初等指	小林 鶴蔵	県教委指導主事	4		大志万 準治	県教委社会教育課長
1		中村 隆秋	県教委指導主事	4		松永 昇三	中出張所長
1		山口 一夫	県教委指導主事	4		萩原 正安	鎌倉市第一中校長
1		井上 庄平	横浜市教委指導主事	4		東條 繁樹	横浜国大教授
1		島津 為三	横浜市教委指導主事	4		長野 正義	横須賀市教育部長
				4		比企 光雄	平塚市浜岳中校長
2	教育長	中村 新一	県教委教育長	4	中等指	齋藤 慶作	中郡大磯中校長
2		彦由 亀一	横浜市教委教育長	4		寺田 進	県立厚木女子高教諭
2		坂本六合魁	県立山北高副校長	4		川本 保	横浜国大助教授
2	中等指	松本喜美子	横浜第一高女教諭	4		中村 八郎	横浜市教委指導主事

2		望月 進	県教委指導課長	4		小塚 光治	川崎市教育研究所員
2	初等指	守屋 大輔	高座郡上溝小校長	4		高橋 武	県教委学校教育課係長
2		石井 正夫	小田原市新玉小教諭	4		山本 房吉	県教委指導主事
2		中村 亨	横須賀市指導主事	4		足立 勇三	横浜市教委指導主事
2		府川 元治	横浜国大附属小教諭	4		佐藤 尚勝	横浜市教委指導主事
-----				4		中島満洲夫	横浜市保土ヶ谷中校長
3	教育長	大谷 弘	県教委学校教育課長	4		山本 勇	県立愛甲農業高教諭
3		関野 惣平	小田原市教育課長	4		井出 栄二	県立小田原高教諭
3		香川 幹一	県立小田原高校長	4		定岡 鶴代	横浜市神奈川中教諭
3		伊従 博	津久井出張所長	4	初等指	禿 宗男	横須賀市指導主事
3		小原 東治	鎌倉市第一小校長	4		的場衛市郎	鎌倉市第一小教諭
3		石井 透	県学事室長	4		中川 良之	中郡二宮小教諭
3		松川昇太郎	県教委総務部長	4		渡辺 長吉	中郡金田小校長
3		松隈 義雄	横浜第一高女副校長	4		加藤 文八	中郡相川中副校長
3		吉田 太郎	横浜国大副小中主事	4		宮川利三郎	中郡比々多小校長
3		添田 保	平塚市春日野中校長	4		府川 栄三	県教育研究所員
3		板橋 英二	横浜市教委総務部長	4		鈴木 平馬	横須賀教育研究所員
3		葛野 重雄	横浜市戸塚高校長	4		山上 節	鎌倉市御成小副校長
3		山本 孫義	川崎市宮前小校長	4		鍵和田修司	小田原教育研究所員
3		井汲 暢	横須賀市指導主事	4		杉山 栄	愛甲郡玉川小副校長
3	中等指	大西 藤雄	県教委指導主事	4		石井 宗一	県教委指導主事
3		馬飼野正治	県教委指導主事	4		江成 満	相模原市上溝小副校長
3		松本 芳治	横浜市教委指導主事	4		山中 栄吉	横浜市教育研究所員
3		村田 愛祐	県立神奈川工高教諭	4		山口 実	横浜市教委指導主事
3		金子 直衛	三浦郡逗子小校長	4		板倉 外雄	横浜市第一教育課長
3		加藤 一雄	中郡秦野小副校長	4		和田 登	足柄下郡湯本小教諭
3	初等指	山本 英夫	横浜国大附属小教諭	4		加藤 禎吉	足柄下出張所長
3		片山 光男	横浜市教委指導主事				
3		中島 利信	横浜市教委指導主事				
				1期12名・2期9名・3期26名・4期40名			

(表作成にあたり、松本喜美子資料『指導主事会議録』(昭和29年度)所収「神奈川県教育長指導主事講習会受講者名簿」および昭和27年度『神奈川県教育概要』を参照した。)

それでは次に、神奈川県からの IFEL 受講者の講習状況について、貴重な『講義録』を長年にわたって保管してきた松本喜美子と禿宗男に注目し、まず講義内容と担当講師を確認し、それを踏まえて特に「指導主事の職務」と「カリキュラム」に関する講義内容を紹介することにする。

松本喜美子の資料(以下、松本資料と略す)は、現在、神奈川県立公文書館の方に収蔵されている。松本資料を活用した研究成果は、すでに柴静子・佐藤広美により報告されている¹⁰⁷⁾。それらを参考にしながら、松本の受講した講義内容とその講師について、全5冊からなる『中等指導主事講習記』(以下、松本講習記と略す)の記載順に主なものを抽出すると、次のようになる。

- 1 「日本の教育再建運動について」
- 2 「アメリカの教育—その歴史的な展望」
- 3 「中等教育再編成の問題」

- 4 「指導主事の地位関係、資格、機能」

- 5 「指導主事の方針」

- 6 「Dewey の教育哲学・教育目標」

梅根悟 (東京文理科大学教授)

児玉省 (日本女子大学教授)

オスボーン (M.L.Osborne)

* CIE 中等指導主事関係担当

アルゴ (A.C.Argo)

* アメリカ側派遣講師、メリード

・ コミュニティ・スクール教員

児玉省・大竹清 (横浜成美学園長)

アルゴ・ペッカム (E.K.Peckham)

* アメリカ側派遣講師、セコイア

・ ユニオン・ハイスクール教務

部長

児玉省

- | | |
|-------------------------|--|
| 7 「教育の社会的基礎」 | 岡田謙 (東京文理科大学教授) |
| 8 「五日制の問題」 | キンズマン (K.A.Kinsman)
*アメリカ側派遣講師、南カリフォルニア大学教師教育コーディネーター |
| 9 「地域社会 Community について」 | 岡田謙 |
| 10 「教育心理学」 | デリー (F.Daly)
*アメリカ側派遣講師、ボストン青少年相談所長 |
| 11 「ホームルームについて」 | アルゴー |
| 12 「カリキュラムと学習方法」 | 梅根悟 |
| 13 「学校がなすべき活動」 | 北岡健二 (文部省中等教育課長) |
| 14 「学校図書館」 | 坂本一郎 (東京第一師範学校教授) |
| 15 「ガイダンスの問題における教師の訓練」 | エルモット (C.D.Elrott)
*アメリカ側派遣講師、サンタバーバラ市立小学校心理コンサルタント |

第2期 IFEL は第1期と同様の講師団により講習が開始された。昭和24年1月14日の松本喜美子の『日記』抄によれば、「IFEL 始まる。九時半、東京帝大で今回(第2回)の全員の受講式。指導主事グループは、午後一時から東京女子高等師範学校へ移り、講師の紹介、その他掲示。アメリカの講師はアルゴー氏、ペッカム氏、キンズマン氏。日本の講師は海後宗臣(東大)、梅根悟(東京文理大)、児玉省(日本女子大)。通訳二名は、曾根教授(東京女子高等師範)その他2名。講習内容は教育課程、教育原理、教育心理。」と、開講式当日の日程がよくわかる¹⁰⁸⁾。講習は、前に言及したとおり、午前はリソース・レクチャー、午後はワークショップの形態で行われている。松本講習記には、講習以外に学校訪問や議会見学など公共施設などの見学のほか、レクリエーション活動による受講生間の親睦活動もうかがえる。指導主事免許状取得に必要な履修単位は、中等指導主事講習の場合、教育原理1単位・教育課程4単位・教育指導4単位・学校行政学1単位・指導主事の職務2単位の合計12単位であり、講習内容はそれを満たすものであったことが、前述の講義内容などから理解できよう。

松本が受講した指導主事関係の講義内容を、松本講習記に求めると、指導主事のあり方について講師の大竹清は、指導主事が視学のような人事権を持たず、専ら教師の相談役・補助役に努める「ティーチャー・コンサルタント」として常にあるよう説明した。アルゴー講師からは、「指導主事はティーチャーズ・コンサルタントだから、自分ではあまりしゃべらず、まずは聞いてやることに努めるべきだ」と教示を受け、松本は指導主事になってからこのアルゴーの言葉を大切にしたいという¹⁰⁹⁾。また、講義の際に、受講生から出された指導主事の職務に関する質疑応答は興味深い内容を含んでいる。たとえば、「何ら行政上の権利をもたぬものが、日本の国民性において成功するだろうか?」という質問に対して、ペッカム講師は「学校を訪問して教師の質問のどんな些末なことでも助言をあたへる」必要があり、現職教員に民主主義のあり方を説明するのではなく、「民主主義の案内者」になることを力説している。また、指導主事が教師を評価する必要があるのかという質問に対しては、キンズマン講師が先生の善し悪しを区別するのは指導主事の職務ではなく、現職教員の研修のための援助を行うことであると答えている。それについては大竹も、「上のものから評価してもらはないと価値があると思へない」という日本の現状を批判し、「理想的には自らで自らを評価せねばならぬ」というこれからの日本人の課題として強調している¹¹⁰⁾。

カリキュラムに関する講義は、2月14日～3月4日の間、梅根悟講師による「カリキュラムと学習指導法」が行われた。その講義の要旨を松本講習記から転写すると、次のようになる。

日本ではご承知のように、学校カリキュラムはこれまで文部省で制定し、全国の教師に対して一律に拘子定規式に強要されてきた。(中略)現在の学習指導要領はカリキュラムの一般的な原則と大体の枠を指示し、卒業の認定に必要な必修科目の種類と必修時間とを示すだけで、細かな個々の教材の選択や排列については決して教師に何も強制しようとはしていない。(中略)従って地方の教育委員会や学校や個々の教師には、それぞれ自分たちのカリキュラムを作るための自由裁量の余地が多分に残されている。(中略)教科書はかつては学習指導上の暴君であったが、今日では新しい教育理論の教えているように、それは多くの教便物の中の一つにすぎなくなっている。こうして今日の新しい教師達は学習指導の計画について広汎な自由と自主性をもつに至

っている。彼等は最早単なる国定カリキュラムの受取人ではなく、彼等自身がカリキュラムの制定者である。¹¹¹⁾

松本講習記には、経験主義・児童中心主義などに基づくカリキュラム編成とプロジェクトメソッド(問題解決学習)のノウ・ハウが筆記されている。また、新教育におけるカリキュラムがその地方的な特色をいかし、生活に即したユニークなものとして編成されることを、松本は克明に講義内容を筆録している。この松本とともに受講した中等指導主事講習のグループは、のちに前述の『カリキュラムとガイダンス』として講習の成果をまとめた。松本は、ここで修得したことをもとに、神奈川県指導主事に就任して具体的な指導・助言活動を行うことになる。

次に、禿宗男の IFEL 受講の様子をみることにする。禿は、IFEL 第 4 期の初等指導主事講習を受講した。受講の資料・記録は、現在も禿自身が自宅に大切に保管している。そのなかには、禿が IFEL の講義を筆録した『指導主事講習』と冠したノート 3 冊と『第 4 回 Institute For Educational Leadership 研究要録』全 1 冊がある。第 4 期の初等指導主事講習は東京大学を会場にして行われた。前者の第 1 冊目のノートの冒頭には、講習初日の様子がメモされている。それを以下に紹介する。

昭和 25 年 3 月 6 日(月) 開講式 午前 10 時 17 番教室

人員	教育長	予定	53 名	小島	事ム官
	初等	予定	90 名	田中	〃
	中等	予定	56 名 + 15 名 (中学)	増田	〃

期間 12 週

行事 午前 講義中心

月曜 一般講義 午後 特別講義・一般講義

金曜 米講師の一般(特殊)講義 CIE からの協力もあり

注意事項 職務の全般的な教養と共に、特殊の探究

午後 討議 グループ活動の時間 Report の提出

単位・・・12 単位 [Group work として
個人研究として

出席 4/5 以上出席しなければ単位に支障あり

Recreation 自主的に

始業 9:00]

11:30]

1:00]

4:00]

図書館 事ム室

経費 日割 ￥70.00 月末支給

昼食 1日 ￥40.00

見学・視察費 計 200.00

上記の禿の記録には、終わりの方に IFEL に要する経費がみえていて、たいへん興味深い。神奈川県を受講生の場合は、東京近郊とあって自宅からの通学講習が原則とされた。

後者の『研究要録』の方は、ワークショップの各グループの研究成果をまとめたものである。この要録をみると、冒頭には文部省初等科主幹の周郷博とアメリカ側派遣講師のルラ・ブルースの序文、「第 4 回 IFEL の歌」、そして目次の順に編集されている。禿は他 4 名のグループメンバーとともに「児童の発達と成長」に関するテーマの一つである「知的発達」を担当し、研究成果をまとめている。この講習成果も、松本と同様に一書にまとめられる機会を得て、前掲の『児童の発達と学習指導』(昭和 26 年)として刊行をみた。

一方、講義の内容については、『指導主事講習』に依拠して、禿の受講した主な講義内容と担当者を以下に列記しておくことにする。

1 「オリエンテーション教育は如何にすすめるか」

ルラ・ブルース(Lura S. Bruce)

*アメリカ側派遣講師、コンコード、ニコールンブシャー州立教育庁・保健部長

2 「日本近代教育の性格と現今の問題」

海後宗臣(東京大学教授)

3 「児童心理学」

山本敏夫(慶応義塾大学講師)

4 「学校建築について」

遠藤新(建築家)

5 「Teacher's Consultant」

天城勲(文部事務官)

- 6 「児童の精神衛生」
- 7 「Community School の考え方」
- 8 「カリキュラム」
- 9 「能力、態度、習慣について」
- 10 「カリキュラム改造運動の動向」
- 11 「教育社会学」
- 12 「児童の成長発達について」

- 井坂行雄 (文部事務官)
- 牧野巽 (東京大学教授)
- 馬場四郎 (国立教育研究所所員)
- ブルース
- 梅根悟 (東京文理科大学教授)
- 岡田謙 (東京文理科大学教授)
- 山下俊郎 (東京家政大学教授)

禿の受講した指導主事に関する講義では、「指導主事の活動に関して、学校種別にすべきか、教科別にすべきか、指導課にすべきか、教育長直属にすべきか」という運営上の問題が取り上げられ、創設期である「現在の段階では新しい教育の切替の全面にわたって活動することが望ましい」と教示している。このことは、教育委員会発足当初に配置された指導主事が、まさにこの状況にあつて、学校現場を渡り歩いて活動を展開していたことに相通じる。また、指導主事としての活動内容については、学校訪問 (大体 30 ~ 50 %) ・指導計画・研究会・資料作成・自己研修・その他の事務 (10 ~ 50 %) が列記され、それを円滑にすすめるうえで行政的な知識と指導主事としての身分関係をはっきりするという職場での処遇に関することが講義されている。

カリキュラムについては、3月25日~4月4日まで集中して講義が行われている。講義内容は前の松本と同趣旨のものであるが、4月3日の梅根悟の「カリキュラム改造運動の動向」と題した講義で、埼玉県の「川口プラン」が紹介され、コア・カリキュラムによる「一校プラン」・「地域プラン」・「都市プラン」・「府県プラン」の説明へと発展している。

禿は、第4期 IFEL 受講を終えると、横須賀市の指導主事となった。そののち、文部省の学習指導要領改訂 (昭和 26 年度版) にあたり小学校理科の編集委員をつとめた。その関係で、第8期 IFEL に特設された「理科教育」を東京教育大学にて受講する機会に恵まれた。この時のアメリカ側派遣講師はウィックウエア (R.K.Wickware) というアメリカの科学教育コンサルタントであった。また日本側の講座主事として立ち会ったのが東京教育大学助教授の金子孫一で、この講習には禿など別枠の講習者を含めて 20 名が参加した。その時の講習資料である『第八回教育指導者講習研究集録 (IFEL) 理科教育』 (昭和 27 年) は受講記録とともに、やはり禿の資料に収められている。すなわち、禿は IFEL を 2 回経験したことになる。聞き取り調査の際に禿が提示した「第八回 IFEL 理科教育受講報告書」 (横須賀市へ提出) には、講習日程と内容、それに講習の感想が簡潔にまとめられている。そこで、その報告書から講習の概要と感想を紹介しておくことにする。

講習概略：6週間の仕事は、Group study を中心として進められた。最初の2週間は Group の研究題目設定のための話し合いや、その基礎となる Field work を行った。Field work については、厚生省、農林省、中央市場等の理科教育に関係の深いところを訪問し、現在直面している問題点を明らかにし、^{（つづ）} 実に小池小学校、附属中学校、小松川高等学校の授業参観を行い、実際の理科指導に当たった問題点の究明を行った。3週、4週、5週は Group study を中心として plan を立案し、その進行につれて必要な Lecture を求めた。

第6週において、各 Group の研究事項の Reporting を行い討議をつくした。(中略)

感想：期間は、6週間で非常に短かったが、誠に有意義な講習であった。そして種々の点において学ぶところが多かったが主なるものは、

1. この様な会合における指導者の善し悪しが如何に重要な要素となるか今回強く感じたことはなかった。我々の米人講師 Dr.Wickware は、38歳の青年学徒で然も、理科教育の分野で学位をとった斯の道の専門家である。今まで米人でこれ程好感をもつことが出来、尊敬し得ることの出来る人に接したことがない (之は自分だけでなく参加者の皆の声であった) というのであった。彼は、如何なる事の解決にも Human Relationship の重要な点をとき、その教育に対する情熱には誰しも打たれるものがあつた。
2. 我々の理科教育に対する考え方に大きな反省が与えられた。我々の考え方が如何に宙に浮いた考え方によって今までの教育が考えられていたかがよく反省させられた。

上記の禿の言葉にあるように、IFEL はこれまでにない教育観と科学的な教授法など多岐にわたる教育内容を日本人の受講者に授けたといえる。その受講者たちが IFEL で修得した知識・スキルをもとに、各地域の教育活動に大きな役割をはたしたことは間違いない。

神奈川県では、IFEL が終了するごとに本県出身の受講者を集めて報告会を開いていたようで、丁度前述の禿が受講した第4期報告会の要旨が、『かながわ教育』第14号 (昭和 25 年) に収録されているので以下に紹介しておくことにする。

教育長の部 代表 横須賀市教育部長 長野正義

IFEL によって平素考えている事を反省し、多少勉強ができたことはありがたいことであった。私のような老人と若い人たちと楽しんで勉強できたことを喜んでいる。

私たちは、昭和二十七年に実施される地方教委のあり方について相当深くつっこんで研究した。又教育財政については交付金の算定の基礎、更にあちらの教育財政と比較して私案を作った。

中等の部 代表 横浜市立保土ヶ谷中学校長 中島満洲夫

県から派遣されたものが十二名（そのうちワークショップは二名）、静岡から派遣され、本県に転任された一名を加えて計十三名であった。

特にワークショップについては、ガイダンス・カリキュラム・学習指導にわけて相当研究した。余暇を利用して、新しい機関を見ることができたのは幸な事であった。

レポートは個人研究・ワークショップの二つを出したが、天野文相から激励の言葉を受けたことも忘れられない一つである。今後大いに活動したいと思っている。

初等の部 代表 中郡比々多小学校長 宮川利三郎

初等の方では、午前中講義、午後はワークショップをした。教育原理・ガイダンス・カリキュラム・教育心理・児童心理・教育社会学の面にわかれて講義をきいた。又アメリカのその任にあたっている人から講義をきいた。私共は、ふだん研究はしているものの、ああした教育の最高をいく人の話をきき、非常に役立った。午後は教育目標及び現代日本教育社会の展望、カリキュラムの研究、学習指導法、児童の発達と成長を研究主題とする四つの班にわかれてワークショップをした。

十二週間を通じて、一学徒となったような若々しい気持がして、昔の学生になったような思いがした事と、CIEの方がよく面倒をみてくれた事は強く印象に残る。¹¹²⁾

それでは次に、指導主事の活動を具体的にみることにする。

5. 神奈川県教育委員会指導主事の活動とその制度的改編

(1) 神奈川県教育委員会事務局機構と指導主事

昭和 23 年 11 月の神奈川県教育委員会の発足にともない、教育委員会事務局には指導主事が配置された。各教育委員会は、教育の地方分権化政策にともなって専門的な指導・助言が課せられ、教育委員会法第 44 条第 1 項の定めるところにより「教育指導に関する部課」をおくこととされた。その「部課」において学校教育現場の教員に指導・助言を与えるのが、まさに指導主事の職務であり、使命であった。

教育委員会発足前の 9 月 27 日付の『神奈川新聞』は、「新教育制度を語る」と題した座談会において、同紙の政経部長が公選による教育委員会について「素人の委員達が専門家に牛耳られることが心配されるが」と述べたのに続けて、当時の中村新一県教育部長は、「事務局の中に今までの視学のような指導主事という者がおかれているが一級か二級官で重要な役をつとめ実際教育の指導と助言をする」と回答している。また、司会から「県の指導主事は何名です」という質問に対しては、「国庫補助は六名だがもっと増やしたい」と中村県教育部長は述べている。これは、発足当初の県指導主事の配置人数を知るうえで示唆に富む記事といえる。さらに、同社政経部長は「課長が二、三級だから同主事(指導主事のこと一筆者注)はその上に位置する位重視され、教育長同様講習を受け資格を得る」と指摘した。実はこれも、発足する教育委員会事務局内における指導主事の位置を理解するうえで看過できない。つまり、課長級より上ないし同等の職階にあることを意味しているからである。このことについては、指導主事制度の改編のところでふれることにする。

神奈川県教育委員会では、公選制から任命制の教育委員会に推移した昭和 23 年から同 31 年までを対象にして、本庁の指導主事が配置された「部課」を調べたところ、次のようであった。

<公選制教育委員会>

昭和 23 年 11 月 1 日	指導課 (指導主事 6 名)
昭和 23 年 11 月 25 日	指導部・指導課 (指導主事 6 名)
昭和 24 年 4 月 1 日	指導部・学校教育課 (指導主事 8 名)

昭和 26 年 2 月 13 日 指導部・学校教育課・指導係（指導主事 6 名）

昭和 28 年 4 月 1 日 指導部・指導課（指導主事 10 名）、保健体育課（指導主事 2 名）

< 任命制教育委員会 >

昭和 31 年 10 月 1 日 指導課（指導主事 9 名）、保健体育課（指導主事 3 名）¹¹³⁾

公選制教育委員会の時代、本庁の指導主事は「指導主事室」（室長 1 名を配置）という一室があてがわれていた。これは、前の官吏等級上の問題もあるが、それよりむしろ教育の専門的な指導行政を扱う指導主事を、それ以外の学校管理行政など一般的な教育行政を担当する部課の事務局職員とを明確に分けていたことによるものである（因みに、横浜市教育委員会も指導室を別置し、そこに指導主事を配置した）。当時の『神奈川県職員録』をみても、指導課のところに列記された指導主事名は、その冒頭に「課付」とあって、独立していたことがわかる（昭和 32 年以降は、この「課付」が消え、職名も事務局職員の脇に括弧書きで指導主事と表記されるようになった）¹¹⁴⁾。他の都道府県の状況を昭和 24 年の時点でみると、神奈川県と同様に、指導主事の行政機構内での独立性が強いのは、北海道・青森県・岩手県・奈良県の 1 道 3 県のみである¹¹⁵⁾。昭和 28 年 4 月、神奈川県では、指導部内の機構改革で「保健体育課」が「指導課」から分離・独立し、あわせて指導主事も 2 課の「課付」として再編された¹¹⁶⁾。

また、教育委員会事務局の地方出張所に関しては、委員会発足当初の昭和 23 年から昭和 24 年まで指導主事がおかれていない。昭和 23 年 11 月 15 日の「神奈川県教育委員会事務局出張所規程」（『神奈川県公報』号外、昭和 23 年 11 月 15 日）によると、出張所の処理事項に「学事視察その他教育事務に関すること」とあって、委員会発足以前の視学の職務がそのまま継続されている状況であった。そののち、市町村教育委員会の全面設置に関連して、昭和 25 年 5 月 10 日の文部省通達の「地方委員会の設置について」では市町村教育委員会の指導主事配置が任意とされたことから、神奈川県では県内各地域の指導行政を強化する目論見から昭和 26 年 2 月に各出張所に 2 名の指導主事を配置し、本庁の指導部長の指揮下にあつて、本庁の指導主事との連携・協力により教育指導が展開された¹¹⁷⁾。さらに、任命制教育委員会に移行して、地方出張所が「教育事務所」と改称された昭和 28 年 11 月 17 日には事務所の組織機構が整備されて「総務課」と「教育課」の 2 課がおかれた¹¹⁸⁾。これにより従前の 2 名の指導主事は、教育課長の指揮下に入った。因みに、6 教育事務所の体制はその後しばらく再編されることはなかったが、昭和 47 年 4 月 1 日にそれまでの高座三浦教育事務所を「湘南三浦教育事務所」と「高相教育事務所」に分割・編成したことで、現在のような 7 教育事務所の体制が確立された¹¹⁹⁾。

そこで、昭和 23 年から昭和 30 年に至る神奈川県の本庁・地方機構に配置された指導主事体制を理解するうえで、聞き取り調査や文献調査などにより判明した限りにおいて当時の指導主事を年度ごとに列記・整理すると、次のような状況であった。

神奈川県教育委員会：本庁配置の指導主事一覧（年度途中の転入転出者を含む）

年度	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
本庁	石原隆作 馬飼野正治 山口一夫 大西藤雄 小林鶴蔵 中村隆秋	石原隆作 馬飼野正治 山口一夫 大西藤雄 小林鶴蔵 中村隆秋 松本喜美子 山本房吉	石原隆作 馬飼野正治 山口一夫 大西藤雄 小林鶴蔵 中村隆秋 松本喜美子 山本房吉 石井宗一	小林鶴蔵 馬飼野正治 大西藤雄 松本喜美子 山本房吉 石井宗一	小林鶴蔵 馬飼野正治 大西藤雄 松本喜美子 山本房吉 石井宗一	大西藤雄 小林鶴蔵 松本喜美子 山本房吉 山本盛枝 中村春雄 中村春雄 松田桂栄 郡 恵 藤本 博 萩田 稔 馬飼野正治 石井宗一	松本喜美子 山本房吉 山本盛枝 中村春雄 松田桂栄 郡 恵 藤本 博 萩田 稔 尾沢真三 馬飼野正治 石井宗一	山本盛枝 中村春雄 松本喜美子 松田桂栄 藤本 博 尾沢真三 石井正夫 松平 登 馬飼野正治 石井宗一
人数	6 名 [4]	8 名 [7]	9 名 [9]	6 名 [6]	6 名 [6]	12 名 [9]	11 名 [7]	10 名 [6]

*[]内の人数は、指導主事のなかで IFEL 受講修了者数を示している。また、一番上部に位置する指導主事が室長ないしは課長補佐をつとめていた。

*参考資料：昭和 25・26・27・29・30 年度の『神奈川県職員録』、昭和 26・27・28・29・30 年度の『神奈川県公立学校教職員名簿』、文部省編『教育委員会関係名簿』（昭和 27 年 8 月現在）。その他、細部にわたっては松本喜美子・馬飼野正治・石井正夫の証言に基づくものである。）

神奈川県教育委員会：地方出張所（教育事務所）配置の指導主事一覧

出張所名	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
高座三浦	中村隆秋 林 政喜代	中村隆秋 林 政喜代	中村隆秋 林 政喜代	中村隆秋 林 政喜代	林 政喜代 与野堅磐
中	山口一夫 加藤文八	山口一夫 加藤文八	田中三郎 齋藤慶作	田中三郎 齋藤慶作	田中三郎 齋藤慶作
足柄上	杉山 栄 府川元治	杉山 栄 府川元治	杉山 栄 齋藤俊夫	杉山 栄 齋藤俊夫	杉山 栄 齋藤俊夫
足柄下	齋藤慶作 山上 節	齋藤慶作 山上 節	山上 節 青木寅蔵	山上 節 青木寅蔵	青木寅蔵 小宮三郎
愛甲	加藤一雄 石井正夫	加藤一雄 石井正夫	石井正夫 熊坂菊治	熊坂菊治 石井正夫	熊坂菊治 山口清春
津久井	江成 満 山本英夫	江成 満 山本英夫	江成 満 林 進治	林 進治 小島文雄	林 進治 小島文雄
人数	12 名 [12]	12 名 [12]	12 名 [8]	12 名 [7]	12 名 [4]

*[]内の人数は、指導主事のなかで IFEL 受講修了者数を示している。

(参考資料：昭和 25・26・27・29・30 年度の『神奈川県職員録』、昭和 26・27・28・29・30 年度の『神奈川県公立学校教職員名簿』、文部省編『教育委員会関係名簿』（昭和 27 年 8 月現在）。その他、細部にわたっては松本喜美子・馬飼野正治・石井正夫の証言に基づくものである。)

IFEL の第 8 期が終了した昭和 27 年の時点で、神奈川県教育委員会事務局の本庁および地方出張所の指導主事は、100%すなわち IFEL 受講修了者で占められている。昭和 23 年から昭和 25 年まで、本庁の指導主事は、まさに交代で IFEL を受講している。昭和 28 年は、前述のように「神奈川県教育庁組織規則」に基づき、大規模な組織改正が行われた年である。当時の県教育庁行政調査課は、その改正の理由を次のように述べている。

第一は外に向かう活動面として、昨秋残余の市町村の教育委員会が一斉に発足するに至り、これまで当委員会が代って行ってきた事務が消える一方、代って新しくこれらの地方委員会に指導助言を与え、又連絡調整を図るといふ仕事が生まれたこと。

第二は内部面における体制として、当委員会が法律上の職務権限としてしなければならないと定められている事務をすべて洗い出して、これを事務の性質に応じて分類し、整え、まとめたこと。¹²⁰⁾

ここで注目したいのは、第一番目の理由である。昭和 27 年 11 月 1 日に、すでに教育委員会が発足していた横浜市と川崎市（昭和 25 年 12 月 1 日）を除く、6 市 31 町 64 村 4 組合の全 106 教育委員会が成立した（そのうち、昭和 29 年 4 月に逗子市が横須賀市から分離・独立する）。

6 市教委（横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市）

郡別町・村・組合教委（三浦郡 4 町 1 村・高座郡 7 町 3 村・中郡 8 町 17 村・足柄上郡 3 町 14 村・足柄下郡 6 町 11 村 1 組合・愛甲郡 2 町 8 村 1 組合・津久井郡 1 町 10 村 2 組合）¹²¹⁾

これにより、各教育委員会の教育長に免許資格を義務づけていた関係で、文部省は昭和 27 年の 1 月から 3 月まで「町村教育長講習」（教員養成系学部を置く全国 46 の国立大学で実施）と「市教育長講習」（東京大学）の 2 講習を計画・実施した¹²²⁾。昭和 27 年 4 月 28 日以降、連合国軍による対日管理統治の時代が終わり、自主独立の第一歩を踏み出したことで、CIE の賛助を得たこれまでの IFEL

はすでに終了していた。文部省主催による「昭和 27 年度教育指導講習会」（当時第 9 期 IFEL とみなされていた）は、教科教育法を中心とする教員養成にかかわる教育担当者を対象にした講習であった¹²³⁾。そこで、上記の 2 講習により市町村教育長の養成講習が行われるところとなった。神奈川県では、昭和 28 年 1 月 25 日から 3 月 20 日の期間、鎌倉の横浜国立大学学芸学部（旧、神奈川師範）を会場に「町村教育長講習」が企画され、免許状取得にかかわる 8 単位の講座を設定して開講された¹²⁴⁾。この開催の通達は、昭和 28 年 1 月 6 日付で県教育委員会の 6 箇所各地方出張所長から管内の町村長に宛てて発せられた。

一方、市町村教育委員会への指導主事の配置に関しては、全面発足日の 11 月 1 日付で文部省が「市町村教育委員会設置に伴う財政措置について」（文初地第 868 号）を発し、そのなかで市については指導主事を 1 名以上配置と定めているが、町村に関しては「教科内容の指導は、都道府県教育委員会の援助を受けるものとし、指導主事を置かないものとする」という内容を各都道府県の知事および教育委員会宛に伝えている¹²⁵⁾。これにより、町村教育委員会管轄下にある小学校や中学校の学校教育に関する指導・助言活動は、従前の地方出張所の指導主事が担当するところとなり、また市教育委員会においても発足当初に指導主事の配置がなされなかった地域に関しても、県の指導主事が指導行政を負う状況にあった。以上のような、市町村教育委員会の全面発足にともなう教育行政事情は、全国的な傾向であり、神奈川県では前記の機構改正を生み出した。そこで、神奈川県内の 8 市教育委員会の指導主事配置状況を、以下に示しておくことにする¹²⁶⁾。

昭和 27 ～ 30 年：神奈川県内 8 市の指導主事配置状況

年度	横浜	横須賀	川崎	平塚	鎌倉	藤沢	小田原	茅ヶ崎	指導主事数
27	13	5	9	0	0	0	2	1	30
28	12	5	8	0	0	0	2	1	28
29	11	6	9	3	0	2	0	2	33
30	10	9	7	3	0	0	0	2	31

(2) 神奈川県指導主事による指導・助言活動の実態

昭和 23 年 11 月 10 日に開かれた初会議にあたる神奈川県教育委員会 11 月定例会において、「神奈川県教育委員会事務局処務細則」が全員一致で可決された。それは同月 15 日をもって『神奈川県報』号外（昭和 23 年 11 月 15 日）に全文が記載された。そこには、指導主事が配属された指導課の事務分掌が列記されている。発足当初の同課の事務分掌内容を掲げておくことにする。

◎指導課

- 一、教科の指導に関すること。
- 二、教科用図書の検定および採択に関すること。
- 三、教育職員の研修に関すること。
- 四、その他学校経営全般の指導に関すること。

発足当初、本庁の指導主事は全 6 名であり、そのうち県教育部時代の旧視学が全体の半数を占めていた。前述のとおり、神奈川県においては、他の都道府県に一般的にみられた「視学制度」批判やその廃止運動という現象がみられなかったため、学校所蔵資料として現存している視学巡視記録である『学校視察簿』などを調べると、創設当初の指導主事に対する学校側の応接状況がさして従前の視学を迎えるのと異なっていないようにみえる。ところが、それまでの視学が概して行ったような一方的な監督行政ではなく、参加教員との研究協議を重視して民主的な教育の紹介に努めるという姿勢が明らかに読みとれる。発足間もない神奈川県および横浜市の教育委員会では、学校現場の教職員に対して新設の指導主事の職務について理解を深めようと、公的な通達をはじめさまざまな広報活動を展開している。その事例として、横浜市教育委員会の彦由亀一教育長が昭和 24 年 1 月 8 日付で市内の学校長に宛てて発令した「指導主事の活動について」（横浜市立中央図書館所蔵）を以下に紹介してお

くことにする。

教育委員会法及び同法施行令の定める処に依って、今回本市教育委員会事務局内に指導主事が置かれることになりましたが、既に御承知の如く指導主事は従来の視学と全く別な性格を持ったもので学校の教育内容の改善、教師の教育活動に社会の学校教育への協力に対して学校の相談相手となって新教育の目的達成の為に常に実地指導の立場に立つものでありまして、この重要な職能を発揮する為には本委員会に於ても今後益々指導室の充実に向って格段の努力を傾注いたしますが、現実に関日に進歩して居られる学校教育の実践面は一日の停滞をも許さないのでありますから、各位におかれては此の際積極的に指導主事を利用せられて教育効果の向上に一段と御精進下さる様に希望致します。（「横教委指第一号」）

それでは、配置当初の指導主事の活動事例として、昭和24年10月8日、秦野市立上小学校を訪問した山口一夫指導主事の場合を以下に紹介する。

昭和二十四年十月八日 土曜日

山口一夫指導主事来校

一、午前中三時間に亘り全学級の授業参観

二、午後一時より指導及話合い。

△自己を尊いものとみて教育に当って行きたい。

△第一印象……清々しい。

△自由、自由主義は責任を全うしうる人に与へられる代償である。

本校はその点よろしい。今後も続けて頂きたい。

今日の授業を中心にしての感想

△級訓 壁にかゝげられたときには死んでいる。

このようにして来たんだといふ実践性をもたしたい。

週の目標……学級での具体化

△週案 週の行事予定表を重視したい。

予定と変わってくるのは当然であるが、予想されることは出来るだけ明確にしておきたい。

△本時の主眼をはっきりしたい。

△国語の本質観

国語の単元学習はどう落付くべきか。……結論はでていない。

△先生は子供のためにある。仕事も子供のために発生するんだ。「ありのまま」が尊い。」

（こののち、各授業担当者ごとに指導・助言を中心とした協議が展開されているが略す）

要するに子供のために如何なる方法でもよいから、色々と工夫を凝らしてもらいたい。以上
午後四時三十分¹²⁷⁾

この時の学校訪問も恐らく要請訪問であったと考えられるが、他に傍証する資料がないことから明らかでない。上記の山口による指導・助言活動は、①教育目標の設定、②その目標達成に必要な教材の精選と配列の決定、③カリキュラムの現実化に向けた単元学習の展開という点に注目している。ここには、山口が IFEL 第1期初等指導主事講習で修得した経験カリキュラムの構成論に基づくものであることがうかがえる。その他の指導主事による指導・助言活動についてはまたのちに紹介することとして、もう少し発足当初の指導主事に関して、その役職紹介のための広報活動、年度の教育目標に掲げられた指導主事の重点活動内容、さらに指導・助言活動の体制化について言及していくことにする。

神奈川県教育委員会の実質的な始動は、他の都道府県の教育委員会と同様に、昭和24年度からである。昭和24年3月10日の神奈川県教育委員会定例会で決定した「昭和24年度の教育計画」（『かながわ教育』創刊号、昭和24年）によれば、冒頭に「本県の特殊性にかんがみて教育の普及振興を図り、もって平和的文化的社会の形成者として心身ともにすこやかな県民の育成とゆたかな生活文化の向上を期し、次の事項に指導の重点をおく。」とあり、続いて「一、学校教育について」、「二、社会教育について」、「三、教育機関誌の発行について」と3つの大項目に分けて目的が述べられている。そのうち、「三、教育機関誌の発行について」は、この教育目標が巻頭に掲載されている『かながわ教育』の編集・刊行がそれにあたる。これは、教育委員会事務局内に新設された「調査課」の業務であり、その設置の目的についてはすでに前述したところである。初代の調査課長に就任した石井透は、「予算のまったくないところで、毎月編集・刊行するのはなかなかたいへんであった」と創刊当初の思い出を語った。

さて、「一、学校教育について」の「現職教育の徹底」のところでは、その5つ目の柱として「指導主事の指導助言」とあって、その具体的な活動について「指導主事本来の目的により、少なくとも週の半分は学校訪問にむけ直接教員の指導助言にあたる様努力する」と指摘されている¹²⁸⁾。しかしながら、この教育計画には、「教育委員会法」の条文と同様に、指導主事の具体的な職務についてふれていない。そこで、学校教育課は、第1期 IFEL 初等指導主事講習で配布された講義プリントを参考に「指導主事の任務」と題する記事を『かながわ教育』第3号（昭和24年）に掲載している。その冒頭ではまず「視学と指導主事」とを対向的に説明し、次いで指導・助言の性格を数項目にわけて解説している。後半では「指導主事の主な活動内容」として11項目にわたって列記されている。後者は、これからの論及に関係するので抽出しておくことにする。

1. 学年始め学年末会議の指導。
2. 初任教師の指導援助。
3. 子供の成長発達に関する原理に基づいて教育の仕方を改善するように助言指導する。
4. カリキュラムの改善進歩を助言指導する。
5. 学習指導法の全般にわたり、その技術の向上を図るように助言指導する。
6. 生徒数の多い学校をいかに経営したらよいかというような指導をする。⁽⁷⁷⁾
7. 不完全な設備や環境において、どうしたら能率的な教育を実施し得るかに助言指導する。
8. 教師のいろいろな研究グループを指導する。
9. その他、次にあげるような学級内におけるいろいろな問題について助言指導する。
 - A 学級の機能的構成
 - B 日課の計画
 - C 個別的、集団的指導法
 - D 特殊生徒の指導
 - E 学籍法の記録と家庭通信連絡
 - F 新しい訓育や生徒管理に対する助言指導
 - G 学級編成や進級の問題について助言指導
 - H 教育効果の評価(教師の自己評価を含む)
 - I 学級図書館の設営指導
10. 教員の現職教育活動。
11. 学校と社会との協応活動に関して。¹²⁹⁾

上記のなかで特に下線を付した項目については、昭和24年度以来、神奈川県教育委員会の指導主事が最も力を注いだところである。

指導主事の職務を現職教員のみならず広く知らしめようとする意気込みや努力は、『かながわ教育』に現職の指導主事が実際的な指導助言活動を展開した経験に基づく論文や報告を寄稿することで、ピーアール活動を行っていることから感じとれる。昭和24年度『神奈川県教育概要』（昭和25年）には、同年度の指導主事のあり方と役割を総括して次のように報告されている。

課長以下九名の指導主事（学校教育課長は「指導主事」を兼職していないので、指導主事数は8名である一筆者補記）をもって組織し、各々小学校・中学校・高等学校を分担し、教育全般について、指導助言をなし、先生の良き相談相手となることを任務としている。この他に指導主事を援助し、共に教科の指導その他学校における教育計画を援助するために教科指導員を小学校・中学校・高等学校を通じて五五名任命している。（中略）教科指導員は指導主事と共に常に教員の立場になって、でき得る限りこれを援助することを立前として教員より親しまれるように努力している。指導主事は常に研修を必要とするので、でき得る限り講習会等へ出席研鑽する他に、毎週月曜日を研修日として、指導主事相互の連絡、研究課題の解決についての討議研究をなし、又指導員と隔月一回位の予定をもって両者の緊密なる連絡をはかっている。又大学教授教育専門家等を招へいして研修に資している。県教育研究所とは毎月一回定例研究協議会をもち、両者相互に各々の立場より研究成果の発表課題解決について討議している。¹³⁰⁾

ここには、「教師の側」にたった指導主事という創設当初のCIEのホリズヘッドが企図した指導主事のあり方・位置づけが明確になされている。また、指導・助言活動に専念するうえで、指導主事の研修の必要性が認識され、機会が与えられていたことにも注目できる。とりわけ、指導主事と県教育研究所員との定例研究協議は、「神奈川県教育の振興」のために、「将来の教育行政及び教育改善に役立つような、もろもろの教育事象の基礎的調査研究」と「教育現場で当面せる諸問題の解決に役立ち又はそれを援助することのできるような研究を進めつつ、現場の研究に協力し、又は相談に応」じることを使命とする県教育研究所にあって、同所所員が日頃取り組んでいる教育の専門的な調査・研究成果をふまえて行われる重要な研修として位置づけられていたといえる（松本喜美子の証言ならびに昭和24年度『神奈川県教育概要』に依拠した）。それでは実際、指導主事が指導助言活動を展開するうえで、一体どのような協力体制を形成していたのであろうか。

前述のとおり、神奈川県教育委員会の指導主事は、発足当初は本庁にのみ配置されていた。「昭和25年度の教育計画」では、「指導主事及び教科指導員の活動強化」という項目名のもとで「指導主事は学校訪問に主体を置き、活発なる活動を促進し、昨年新設した教科指導員を増員して教育現場の充実

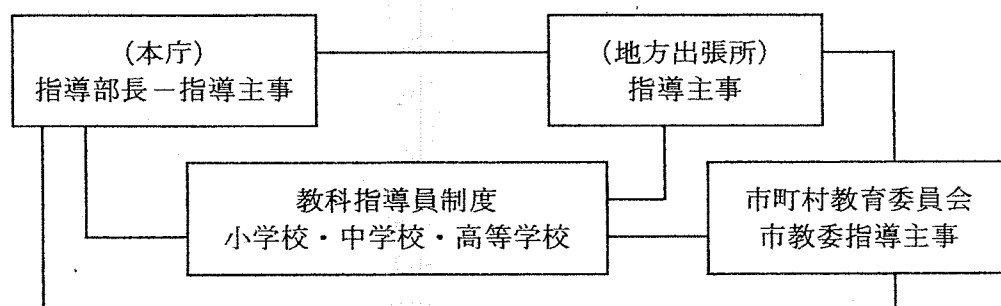
に指導助言を与える」とある（『かながわ教育』第13号、昭和25年）。「教科指導員」は、昭和21年3月に創設された「視学委員制度」（前述）を模範とし、指導主事による指導・助言活動を補助する全く新しい制度として考案され、昭和24年10月1日付で小学校21名・中学校20名・高等学校12名の計53名が教育長名で委嘱されて誕生した。このいわゆる「教科指導員制度」の創設にあたり、中村新一県教育長は次のように訓示している。

1. 指導員は教壇を離れ、徒に多くの日時を指導的立場にかさねるように注意せられたい。
2. 教壇に在って当該教科を通じて新教育実践の範を示されたい。
3. 他校への出張指導は原則としては県指導部長の派遣指示によるものとするも、在勤学校長の出張認可（学校対学校との場合は特に）を最大の条件とせられたい。
4. 出張所長、指導主事は所管地域及び県下全体の連絡に特に注意せられたい。
5. 指導員の研修及び相互間の連絡には充分なる留意をはらわれたい。¹³¹⁾

この制度は、県指導部が「現下本県教育の実情に鑑み、その必要に応じて実施せられた制度である」と前言し、その具体的な目標として「指導主事は法の定める所によりその本分に従って教育効果の向上を目指して助言指導の活動をしているが、この指導員は一層の教科別に委嘱したものであって、両者の円滑なる活動は必ずや新教育運営に多大なる効果をあげ得るものと信ずる。」と述べていて、少人数配置の指導主事制度を教科面の指導・助言活動でバックアップすることを企図したもので、本県のオリジナルな指導強化体制として注目され、神奈川県民事部（神奈川県軍政部は昭和24年7月に改称された）民間教育課長のマックマナスも賞賛し、広く関東地域へ紹介された。翌25年には、まず指導員の人数を86名と増やし、地域の配置バランスを考慮して任命がなされた¹³²⁾。次に、指導員の留意事項を定め、特に「指導員が積極的に学校視察や訪問を各校に要請する」ことのないよう指示し、権限の乱用防止に努めた¹³³⁾。さらに、指導員の研修については、小学校・中学校の場合は該当年度の研究指定校の研究に指導主事とともに参加し研鑽を積むようにし、また高等学校の場合は合同研究会などを利用する計画をたてた¹³⁴⁾。そのうち教科指導員の人数は、昭和26年には105名を数え¹³⁵⁾、委嘱人数の推移から同制度が教科指導上如何に重視されていたかがわかる。昭和27年になると、市町村教育委員会の全面発足や神奈川県公立学校教育課程審議会の発足に関係するの、教科指導員の人数は52名と削減されている¹³⁶⁾。

昭和26年2月には、7出張所（翌3月に6出張所に統合）が所管する地区の小学校・中学校に対して指導・助言活動を担当するものとして、各出張所に2名の指導主事が配置された。この設置の理由についてはすでに指摘してきたところである。これにより、本庁の指導主事と地方出張所の指導主事とが指導・助言活動のうで連携・協力をはかるために、同年より毎月下旬1回の割り合いで「県下指導主事会議」（翌月の月間指導計画の連絡・打ち合わせ）を開き、さらに毎週月曜日には本庁の指導主事のみ「指導主事会議」を開催するところとなった。この会議については、昭和29・30年度の『指導主事会議録』が現存しているので、その内容や様子をうかがい知れる¹³⁷⁾。教育委員会法の時代、神奈川県では、各出張所の指導主事は本庁の指導部長の指揮下にあった。昭和27年11月に市町村教育委員会が全面発足したことにより、県の指導主事は教育財政や研究指定校などの諸件で市教育委員会の指導主事とも連携・協力体制を形成するところとなった。ここに、神奈川県教育における指導・助言体制は以下のような状況であったといえる。

神奈川県教育行政における指導・助言体制



教科関係以外にも、昭和25年から神奈川県教育に関してさまざまな研究会や協議会が発足したことで、指導主事の職務は広範・多岐にわたるようになった。そこで、指導主事とそれら研究会などの関係を示すと、次のようになる。

神奈川県指導主事



昭和 25 年：神奈川県中等学校生徒指導委員会・神奈川県学校図書館協議会 (SLA) ・
 神奈川県学校視聴覚研究会連盟
 昭和 26 年：神奈川県公立学校教育課程審議会 (カリキュラム専門委員会) ・
 神奈川県生徒指導連絡協議会・神奈川県学校保健体育協議会・
 神奈川県図画工作教育連合会・神奈川県産業教育審議会
 昭和 28 年：カウンセリング研究会

県の指導主事と同様に、市教育委員会の指導主事も少ない人数で種々の指導行政を展開しなければならぬ状況下にあった。また、指導主事を配置していない市教育委員会の所管とする学校に関しては、県の本庁および地方出張所の指導主事が指導・助言活動を担当したため、次第に広域的な指導行政を包括的に展開するのが難しい状況となっていた。そのため、昭和 27 年 12 月 1 日に「津久井郡地方教育委員会連絡協議会」が発足して津久井出張所の所長および指導主事が中心となって郡内の教育活動を組織化・活性化したのをはじめ、他の郡部でも県の地方出張所を中心に同様な協議会を形成した。神奈川県では、地方教育委員会の抱える教育課題などに対処するため、昭和 28 年 2 月に「神奈川県地方教育委員会連絡協議会」が組織され、県内の横断的な教育行政機構の整備に尽力した。

上記のような指導・助言体制が確立される一方で、『かながわ教育』には「出張所の指導主事制に望む」(江成ちか著) という現場の一教師から苦言がもたらされている。それは、次の 3 つの視点から指摘された。

① 「指導主事に研修の機会を与えよ」

「指導主事が出張所内に事務的なことで釘付けされるようではではない。このようなことの結果は、現場教師が指導主事の指導力を低位に考え、他面研究において現場が先行する傾向も考えられる。(中略) 現場に直結する指導助言に必要な (中略) 広く深い研修による指導能力の向上」を期待する。

② 「指導主事の活動範囲を広げよ」

「指導主事の数の少ない現在、しかも教科的色彩の強い傾向をもつことから、一出張所管内に限定した二名の力では、到底望ましい指導助言はできない。県下の各学校は、いつでも、どの指導主事でも教科的必要によって依頼できなくてはならない。」

③ 「指導主事は教師と親密に結合せよ」

「有効な指導助言と資料、そして機会を絶えず現場に提供し、よい指導法を与え、更に進んでは、教師の個々と親しい人間的関係の結合を構成し、個々の教師のもつ教育上のどんな問題についても相談を受け、親友としての研究的融和の間柄を作らねばならない。」¹³⁸⁾

昭和 26 年 2 月から愛甲出張所の指導主事として着任した石井正夫は、聞き取り調査のなかで、「出張所に配置された指導主事は毎日のように所管内の小学校・中学校を訪問し、本当に時間的なゆとりがなかった」と語る。やはり、そうした状況下では研修の機会も得られない指導主事にとって、前述の指摘のとおり、指導力の低下は免れなかったと推察される。そのことは、毎年のように教育課題や教育目標が多岐にわたり多様化するなかで、まさに現実の指導行政上の問題であったといえる。

ところで、指導主事の活動が、神奈川県教育委員会の教育目標のもとに展開されたことは言及するまでもない。その教育目標も時代の推移とともに年度によって特色がみられる。そこで、教育目標に大きな変化が認められる昭和 24 年・同 27 年・同 31 年に関して、特に指導行政と関係の深い事項のみ列記すると、次のように比較することができる。

神奈川県教育委員会の教育行政重点目標

昭和 24 年度	昭和 27 年度	昭和 31 年度
新制中学校の充実 高等学校通学区域の設定 総合高等学校の実現 中学・高校の五日制指導	国際的理解の徹底 教育課程の研究と基礎学力の向上 道徳教育の推進 教授法の研究と教育信念の高揚	高校教育課程の理解と徹底を図る 現職教育の拡充と徹底を期す 科学教育、産業教育の振興を図る 特殊教育の普及を図る

勤労者の教育施設の充実 実業・科学教育の振興 健康教育の普及 幼稚園の設置 学校図書館の整備	職業指導の徹底と進学指導の推進 産業教育審議会の活発な運用 産業界との連携 児童生徒の健康教育の徹底 学校施設の充実と環境の整備	道徳教育の強化をはかる。 地方教育行政の振興のため連絡調整 の緊密化を図る 地方教育行政の振興上、専門的な助 言と指導を行う
--	--	--

指導主事は、上記の教育目標に向けて専ら「学校訪問」を通じて指導・助言活動を行うことになり、前の「昭和 24 年度の教育方針」にも明示されていたように「少なくとも週の半分は学校訪問にむけ直接教員の指導助言にあたる」ことになっていた¹³⁹⁾。実際、創設当初の段階では全国の教育委員会事務局は行政業務に追われて指導主事が十分なる学校訪問を展開する状況ではなかったが、神奈川県の場合は一般行政業務と分離して指導行政を専門に担当するポストとして指導主事が1つのステイタスを確立していたことと無関係ではあるまい。けれども、一般的に、発足当初の都道府県教育委員会では、財政的な問題などから指導主事の本務である学校訪問による指導・助言活動を推進するのに困難な状況を抱えていた。

それでは、発足当初の神奈川県教育委員会の指導主事が年間どれくらいの学校訪問を展開していたのであろうか。これまでその活動実態を知る手がかりとなる資料は、まったく確認されていなかった。しかしながら、昭和 24 年以来 13 年間にわたって本庁の指導主事をつとめた松本喜美子が、長年にわたり 3 箇年度 4 種類の学校訪問記録を所蔵していることがわかった。そこで、それらをもとに、本庁の指導主事による年間の学校訪問回数について調べたところ、下記のようなデータが得られた。

I 昭和 24 年 5 月～昭和 25 年 3 月 神奈川県教育委員会指導主事による学校（中・高校）訪問回数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	総数
A	5	6	6	8①	5	8	7	6	3	7	0	61	192 回
B	4	14②	14②	7①	7	10①	13	10	4	7	1	91	
C	6	6	3	3①	7	1	0	0	0	1	3	30	
D	6	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	10	

*表中の○内の数字は、神奈川軍政部（のち民事部）のマックマナスの学校視察に同行した内数を意味する。また、A～Dは当該年度の指導主事を意味する。

*本表は『昭和二十四年五月起／学校訪問録（中高）／指導主事室』（神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料、佐藤広美編『資料日本の戦後教育改革－松本喜美子資料－』第3巻所収）に基づいて作成した。

II 昭和 25 年 4 月～昭和 26 年 1 月 神奈川県教育委員会指導主事による学校（小学校）訪問回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	総数
A	5	1	2	5	6	9	5	9	9	0	51	241 回 *この総数には左記以外に中学担当指導主事の訪問8回を含む。
B	4	0	4	2	3	16	6	14	8	0	57	
C	3	3	4	6	5	8	6	11	7	1	54	
D	0	0	10	11	4	13	13	14	10	0	75	
E	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	

*本表は『昭和廿五年度（小学校部）／学校訪問票綴／指導主事室』（神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料、佐藤広美編『資料日本の戦後教育改革－松本喜美子資料－』第3巻所収）に基づいて作成した。

III 昭和 25 年 3 月～11 月 神奈川県教育委員会指導主事による学校（中・高校）訪問回数

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	総数
A	4	7	7	6	7	0	5	1	2	39	114 回
B	0	5	12	11	5	0	1	0	1	35	
C	0	0	2	17	0	0	0	0	0	19	
D	0	5	0	6	5	0	0	0	0	16	
E	0	0	0	1	0	0	1	3	0	5	

*本表は『昭和廿五年度（中等学校部）／学校訪問票綴／指導主事室』（神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料、佐藤広美編『資料日本の戦後教育改革－松本喜美子資料－』第3巻所収）に基づいて作成した。

IV 昭和 27 年 4 月～9 月 神奈川県教育委員会指導主事による学校訪問回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	総数
A	3	8	6	2	0	0	19	62 回
B	10	6	0	0	0	0	16	
C	6	0	1	0	0	0	7	
D	1	1	2	1	0	2	7	
E	3	4	0	0	0	0	7	
F	6	0	0	0	0	0	6	

*本表は『昭和廿七年度／学校訪問票綴／指導主事室』（神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料、佐藤広美編『資料日本の戦後教育改革－松本喜美子資料－』第3巻所収）に基づいて作成した。

昭和 24 年度は、指導主事の活動が本格化し、I の表は小学校担当指導主事の学校訪問回数を欠いているが、中学校・高等学校の訪問だけでも 4 名の指導主事によって年間 192 回に達している。11 か月で 1 人平均月約 4.4 回の学校訪問回数である。けれども、この年度は C と D の 2 名が IFEL 第 3 期講習を受講した関係で、実質的に A と B の 2 名の指導主事の活動に負うところが大きかったといえる。

昭和 24 年度の『神奈川県教育概要』には、当時の指導主事による「学校訪問」を次のように説明している。

指導主事の任務の第一は学校訪問であって、これによって直接現場の教師に親しく接し、学校管理の問題、教科や教育計画の相談に応じたりその他学校全般の指導助言に努力している。又優秀学校を他校に紹介して、その参観を勧奨したり、優良図書・教具・教材施設等をこの機会に紹介する等の仕事をしている。昨年（昭和 23 年のこと－筆者補記）は発足間もなくであったため

充分とは言えなかったが、本年はこの点を考慮して実施したい。中学校・高等学校はその性格上教科別指導の徹底を期さねばならないので、教科指導員の協力にまつことが多い¹⁴⁰⁾。

一方、市教育委員会の指導主事による学校訪問は、配置人数の問題からさらに厳しい状況にあった。角井宏は「地方教育委員会の意義と限界(二)」(『教育委員会月報』昭和28年2・3月合併号 p.172-174)において、「学校訪問回数は調査地区の市では最低年3回、最高9回に及んでいる。」と述べていて、財政規模の問題が指導主事の学校訪問回数に影響を及ぼしていることを指摘している。

そこで、神奈川県 の事例として、前述の第4期 IFEL 初等指導主事講習の修了後、横須賀市の指導主事(小学校担当)となって活躍した禿宗男の「横須賀市内小学校・中学校・高等学校学校訪問記録」をもとに、1指導主事による昭和25年から昭和33年までの学校訪問回数を紹介しておくことにする。

禿指導主事の横須賀市内学校訪問記録(昭和25～33年)

横須賀市	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	計	382 回
小学校	24	36	35	26	55	42	17	43	44	322	
中学校	7	7	14	8	7	6	4	2	4	59	
高等学校	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	

禿は、学校訪問の際に指導・助言活動をした内容を「学校指導助言票」と称する両面刷りの所定の用紙に必要事項を記入し、記録を残したという。また、年間各学校を1ないし2回訪問することで、市内の学校教育の実態を充分認識できていたと、禿は聞き取り調査の際に述べた。また、当時の指導主事の職務を回想して、夏に県下12会場で行われた免許法認定講習いわゆる認定講習について、昭和25年から28年頃まで多くの現職教員を対象にして行われ、県の指導主事ならびに市の指導主事が会場の設営・受講者の掌握・講師の手配などを担当し、多忙を極めたと語った¹⁴¹⁾。指導主事が開設講座の講師をつとめることは当然のことであって、それにより自らが講師で自らの免許取得単位を認定するという事態もみられたという。教職員免許の法制改革は、必然的に各教育委員会の指導主事に認定講習の企画・設定・講師の手配などを担当させることへと連動した。

ところで、当時の指導主事による学校訪問は、要請訪問が主体であり、学校側の要請に応じて日程を調整し、指導助言すべき事項の準備をしたうえで実際に行われた。昭和24年4月に指導主事となった松本喜美子が、自らの『日記』抄の同年5月13日の条に「指導主事は要請がないと行けないようで、今までに学校訪問なし。」と記していることからもうかがえるように、当該学校からの要請がないと学校を訪問できない実情にあった¹⁴²⁾。けれども、指導主事の指導・助言活動は要請による学校訪問のみならず、『昭和二十四年五月起/学校訪問録(中高)/指導主事室』をみると「中学校長講習会」・「新採用教員講習会」・「中学校・高等学校器械体操指導講習会」・「ソフトボール研究会」・「神奈川県中等学校家庭科教員総会」など各種講習会や委員会などに参加しても行われている¹⁴³⁾。そうすると、活動内容は、前述の県下の教科指導員を会場校に集めて行われる教科指導関係の講習会をはじめ、文部省の主催・全国組織の主催・関東地区の主催などで行われた教科研修に関する講習会の報告を行う伝達講習会や教職員研修にかかわる講習会など多岐にわたっている。昭和24年から昭和27年にかけて発足した神奈川県教育に関する講習会や研究会などで指導主事が補助的な指導・助言を行い、関係したものを列記すると以下のものである。

- 昭和24年度 (教職員研修関係) 「認定講習会」*教員免許法にともなう県下単位認定講習会
- 「高等学校校長及び副校長講習会」
- (教科研究関係) 「神奈川県小学校体育研究会」
- 「高等学校教科研究会」
- 「高等学校総合研究会」
- 「神奈川県工業教育研究会」
- (生徒指導関係) 「生徒指導要録研究会」
- 昭和25年度 (教職員研修関係) 「現職教育講習会」
- (教科研究関係) 「神奈川県聴視覚教育研究会」
- 「神奈川県公立学校教育課程審議会」

- 「神奈川県公立中学校英語教育研究会」
 (生徒指導関係) 「神奈川県中等学校生徒指導委員会」
 「神奈川県生徒指導連絡協議会」
 「神奈川県臨床教育指導研究会」
 昭和 26 年度 (教職員研修関係) 「教育指導者講習会」
 (生徒指導関係) 「カウンセラー養成講習会」
 (学校保健関係) 「神奈川県学校保健協議会」
 昭和 27 年度 (産業教育関係) 「神奈川県産業教育審議会」¹⁴⁴⁾

その他に指導主事が最も中心的な役割を担って指導・助言にあたったものに「ガイダンス」と「カリキュラム編成」の問題がある。そこで、数多ある指導主事の職務のなかでも、戦後の大きな教育課題であったカリキュラム編成に注目し、神奈川県教育委員会の指導主事による取り組みを紹介しておくことにする。

昭和 22 年、六・三制の新学制の発足とともに、昭和 22 年版『学習指導要領・一般編 (試案)』(コース・オブ・スタディー) が発表されたことで、カリキュラムはここに具体化されることとなった。とりわけ、社会科は、社会生活に基礎をおくことで、生活の諸実態を理解させ、社会生活上の問題を解決するための「総合的な学習」の必要性を思考された。その具体的な教育方法として、「単元学習」が導入され、独自の学習計画を編成して、地域社会の実態や児童の発達状況を調査・研究することで、社会科の単元学習が形成された¹⁴⁵⁾。さらに、教科の垣根を排除して、社会科の単元を核とする総合的な学習計画が模索・形成されることとなった。いわゆる「コア・カリキュラム」論が全国的に注目を集め、埼玉の「川口プラン」や神奈川の「福沢プラン」(南足柄町立福沢小学校編『「わかる」ことの追求』(東洋館出版、昭和 35 年) に詳しい) はその代表的な学習計画である。こうしたカリキュラム改造運動は、従前の知識体系を基礎とする教科カリキュラムから、児童・生徒の生活経験を基礎とする生活カリキュラム・経験カリキュラムへの大転換を指向して行われたものであった。そのカリキュラム編成上の理論・方法論として持ち出されたのが、かのジョン・デューイ (John Dewey) の教育理論であった。前述の IFEL におけるカリキュラム関係の講義は、専らデューイの教育哲学・教育理論などに基づくものであった。すなわち、IFEL の受講者は、偏に経験カリキュラム普及の急先鋒としての役割を担っていたといえる。その後の学習指導要領の改訂により、昭和 26 年度版は過熱したコア・カリキュラム論の状況などをふまえて経験主義教育の原理の明確化や単元学習の再確認がなされたが、根本的なカリキュラム編成原理に大きな改編がなされなかった。経験カリキュラムが抜本的に見直され、論理的なカリキュラムへと編成原理の根本的な改革がなされたのは昭和 31 年の学習指導要領の改訂の際であった。こうしたカリキュラムの変遷のなかで、神奈川県ではどのように対応したのであろうか。

神奈川県では、教育委員会発足当初の昭和 23 年に現職教員の「新教育講習会」(文部省指示による「再教育講習」のこと) が開催され、県下のカリキュラム編成はこれと連動して行われた。昭和 24 年になると、IFEL での受講経験をもとに、神奈川県教育委員会指導主事が中心となって、カリキュラム編成に関する論文を『かながわ教育』などに発表した。

- ・『かながわ教育』第 12 号 (昭和 25 年) 特集「カリキュラム研究」
 浅葉幸蔵「生活カリキュラム構造について」・青木幾雄「音楽科カリキュラム」・山本房吉「カリキュラム資料室としての学校図書館」
- ・『かながわ教育』第 13 号 (昭和 25 年) 特集「コア・カリキュラム論」
 石井亀代「コア・カリキュラムについて」・芦部欽二「コア・カリキュラムに対する私見」・宇佐美安雄「本校カリキュラムの実態」・清水銀蔵「コア・カリキュラム素描」
- ・『かながわ教育』第 15 号 (昭和 25 年) 特集「続コア・カリキュラム論」
 石井正夫「コア・カリキュラム論をめぐって」・井上肇「コア・カリキュラム論に対する批判」・山崎己代治「コア・カリキュラムの批判」
- ・『かながわ教育』第 16 号 (昭和 25 年) 特集「自由研究」
 石井正夫「自由研究とカリキュラム」・石井民也、武井マサ「自由研究指導の構想」・立脇要「自由研究の反省」

神奈川県の実験科教育に大きな業績を残した松本喜美子は、柴静子の研究から明らかのように、昭和 24 年 7 月に発足した「神奈川県中等学校家庭科研究会」の中心となり、当時全国に類をみない中学校と高等学校を一体化した研究会を結成した。これを家庭科教育の普及に活用し、ホームプロジェクトやユニット・キッチンを紹介するため、学校訪問を介して精力的な活動を展開した¹⁴⁶⁾。この他、発足期の指導主事で特色ある教育活動を展開した事例として、石原隆作による職業教育、馬飼野

正治によるキャンプ教育、山口一夫による障害児教育と分校教育などを指摘できる¹⁴⁷⁾。また、授業実践を介した取り組みは、同年10月の教科指導員制度の創設によって具体化し、とりわけ小学校担当の教科指導員を中心とした研究成果が『昭和24年度小学校研究集録』(神奈川県教育委員会、昭和25年)に収録されている。そこから研究題目をいくつか抽出すると以下ようになる。

「本校の総合教育課程」・「国語科に於ける単元学習」・「社会科作業単元展開に対する反省」・

「気象班の指導について」・「リズム合奏の指導体系について」・「自由研究の指導の実際」・

「本校の放送教育の中間報告」・「学校図書館の経営と学習指導」など。

上記の研究集録をはじめ、小学校担当の教科指導員と連携して「教科(教育)課程」の編成や単元学習の検討と実践を推進してきたのは、当時の神奈川県指導主事であった小林鶴蔵・中村隆秋・山口一夫・石井宗一の4名であった。指導主事は教科や地域で分担して、教科指導員との月例研究集会に参加し、年間目標や計画に基づきながら活動を展開した。神奈川県教育委員会の編集した研究集録以外にも、各地域・各学校を単位として研究活動の成果がまとめられ、その事例としては、山口一夫県指導主事の指導・助言のもとで、昭和24年度に行われた中郡成瀬小学校によるカリキュラム編成研究と総合的な学習プラン(「成瀬プラン」と称される)の研究が『研究集録』(昭和25年)1冊としてまとめられている。この他、昭和24年12月10日に川崎市立住吉中学校が開催した「住吉プラン発表」の公開講座に、松本喜美子県指導主事が参加している記録が、前掲の『昭和二十四年五月起/学校訪問録(中高)/指導主事室』にうかがえる¹⁴⁸⁾。

昭和25年からは、神奈川県教育委員会が実験学校を委託して、各地域において取り組んできた研究課題を県指導主事と共同研究するという研究体制を構築し、翌26年の学習指導要領の改訂を想定した研究活動を推進するところとなった。昭和25年度に指定を受けた実験学校は、県下17の小学校であった。昭和25年7月8日には鎌倉市立御成小学校を会場に、県より指定された該当校が集まって「教科研究指定校研究会」が開かれている。各実験学校の研究成果は『昭和25年度小学校研究集録』に掲載された。そのうち、主な研究題目をいくつか列記すると次のようである。

「ローマ字学習指導と問題」・「社会科の指導計画修正への道」・「本校第二次カリキュラム編成過程」・「理科学習の設備について」・「指導の「飽き」について」・「社会科における道德教育の機会」など。¹⁴⁹⁾

昭和26年度には、学習指導要領の改訂により、小学校のほかにも中学校も実験学校の対象とした。また、この年から、県が指定した実験学校の推進活動が地方出張所(のち地方教育事務所)の自主的な方針によってすすめられた。同年度の実験学校指定数は、小学校が131校、中学校が78校であった。小学校の研究成果は、これまでどおり『昭和26年度小学校研究集録』に収められた。

また、昭和26年の9月7日～13日までの日程で、神奈川県にて「関東地区中等教育研究集会」(会場は県立小田原城内高等学校)が開催された。この研究集会は、昭和24年度から始まって第3回を迎えたもので、CIEのホリンズヘッドや文部省の担当官が出席し、関東地区1都7県の指導主事と校長・教員459名が15のテーマ別分科会にわかれて熱心に研究を行った。また総会では、「平和後の日本の教育に望むもの」・「学校が地域社会との協力関係を推進するにはどうすればよいか」の2テーマによるパネルディスカッションが開催され、さらには特別講演として文部省中等教育課事務官の保柳睦美が「国際的理解の教育」という演題で講演した。研究集会の記録は、『研究成果の集録』(昭和26年)と題して刊行された。この一週間にわたる研究集会は、県指導主事の尽力のもとで開催されたといえる。

昭和27年には、神奈川県公立学校教育課程審議会が発足し、同審議会が「神奈川県公立学校教育目標」を答申したことで、そこに①心身ともに健康な人になる・②基礎的な生活能力をもつ人になる・③教育と情操のゆたかな人になる・④民主的な社会性をもつ人になる・⑤能力のすぐれた人になるの「教育5綱領」が示され、それに基づく研究課題にそくした実験学校の指定(小学校11校・中学校6校)がなされた¹⁵⁰⁾。また同年には、高等学校にも実験学校を指定して3校を選んだ。翌28年度も同様に実施され、小学校5校・中学校4校・高等学校10校が実験学校の指定を受けた。この県指定の校数減少は、次第に県から各市町村単位の事業へとシフトした背景と関係があるといえる。

昭和29年度以降になると、実験学校の指定は、県教育委員会・県地方教育事務所・市町村教育委員会の三者による相互協力体制のもとに推進された。そして、同年度からは、それまで『小学校研究集録』として編集されてきた研究成果が『昭和29年度小学校・中学校研究集録』として県教育委員会から刊行された。以下は、同研究集録中の代表的な研究を抽出し、それに関係した本庁と地方教育事務所の指導主事を付記して、その実態理解の一例とするものである。

(小学校の部) 「自主的学習態度の向上を旨とする学級経営」相模原市立新磯小学校

*関係指導主事：石井正夫・中村隆秋・与野堅磐・林進治・石井宗一
(中学校の部) 「数学科における経験学習の限界について」小田原市立酒匂中学校

*関係指導主事：藤本博・小宮三郎¹⁵¹⁾

神奈川県教育委員会による実験学校指定校数

校種／年度	25	26	27	28	29	30	31
小学校	17	131	11	5	6	3	4
中学校	—	78	6	4	7	4	3
高等学校	—	—	3	10	12	8	8

(『神奈川県の教育十五年』などを参考にして表を作成した。)

神奈川県の指導主事は、他の都道府県教育委員会と同様に、IFEL で修得した経験主義カリキュラムの編成に関する知識やスキルに基づいて指導・助言活動を展開した。県内における経験主義カリキュラムの研究成果は、前述の「福沢プラン」や「成瀬プラン」などとして発表された。けれども、都市部に位置する学校では、経験主義カリキュラムが普及・定着した様子はほとんどみられない。前掲の『かながわ教育』の特集にもうかがえるように、昭和 25 年は経験主義カリキュラムが全国で注目されている時期ではあるが、神奈川県ではすでに経験主義カリキュラムに対する批判が出されている。この要因として考えられるのは、昭和 27 年 4 月の「神奈川県公立学校教育目標」に明示されているように、「教育課程の研究と基礎学力の向上」を行う背景に、「職業指導の徹底と進学指導の推進」という教育事情に注目できる¹⁵²⁾。すなわち、昭和 25 年度以来検討を重ねてきた教育課程は、昭和 27 年 2 月 5 日に「神奈川県公立学校教育課程の基準」として公表され、進路を意識したものとなった。また、それと前後して、各教科ごとの教育課程研究の成果も発表された。こうした動向は、アチーブメント・テストの位置づけや昭和 23 年以降の「学校五日制」を停止し、「六日制」への移行などと連動しているものである。神奈川県におけるカリキュラムは、昭和 27 年以降、生徒の発達段階に応じた基礎学力の充実と持続を目標にした、いわゆる系統主義カリキュラムへの転換がはかられたといえる。時恰も、わが国が対日管理統治の時代を終えて国際復帰した年であり、それまでのアメリカによる対日占領政策に対する反動が政治や経済のみならず、教育にも現れた時期であった。その現象は、文部省をはじめ各都道府県教育委員会でも、これまでのアメリカ流の民主的教育の方法から脱却する風潮がみられ、教育目標や教育方針の見直し、再編という状況を創出するところとなった。神奈川県のカリキュラム編成は、まさにそうした潮流のなかでの一端として注目することができる。

以上、カリキュラムの編成とその改善に向けた神奈川県指導主事の活動について述べてきた。昭和 30 年度以降、県教育委員会編集の『研究集録』は刊行されていないが、実験学校の指定は数が昭和 29 年度以降減少の一途をたどる状況になりつつも存続した。小学校・中学校の教育課題に基づく研究指定は、そののち市町村教育委員会の指導・助言活動の発展・充実とともに県とは別に所管内で独自に行われることになった。これまでのような県と市町村の協力・連携は、昭和 31 年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会制度や指導主事制度とともに改編された。

(3) 指導主事制度の改編

指導主事制度は、昭和 29 年 6 月に教育職員免許法の大規模な改正により、校長、教育長、そして指導主事の免許状が廃止されたことで、改編の第一歩を踏み出した。任用資格となった指導主事は、教育公務員特例法第 16 条第 4 項に、教諭一級普通免許状を有すること、大学において所定の単位を修得すること、5 年以上教育職の経験を有することを条件とされた。この免許制度については、当初「CIE の強力な指示で文部省がしぶしぶ応じて創設したものであった」こと、免許制度廃止に向けて日教組が要求を続けてきたことなどの諸経緯を明らかにし、文部省が本来行政職とみなしてきたこれらの職に対して、「免許制度を設けなくても最低限の任用資格」の規定で充分であると考えていた、と論及する高橋寛人の研究から理解することができる¹⁵³⁾。

次いで、昭和 31 年 6 月成立の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法と略す）のなかで、教育委員会制度が公選制から任命制へと転換するとともに、指導主事も同法第 19 条第 3 項と第 4 項に、

- 3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
- 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。¹⁵⁹⁾

と規定された。それまでの教育委員会法の該当条項と細部について比較すると、「教育指導に関する部課」の設置は地教行法では第 18 条第 2 項に「教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める」として、指導行政担当部課の「制度的な保証を後退させるものであり、また教育委員会法施行令で都道府県教育委員会の事務局職員に叙級制があることを前提として、指導主事ならば一級ないし二級の位置にあったが、地教行法ではその叙級規定はみられない¹⁵⁹⁾。後者の件は、教委法時代に管理行政をはじめとする一般教育行政に携わる行政事務官と、指導行政を専門的とする指導主事との間に、少なからざるトラブルの要因をなしていた。たとえば、神奈川県の場合、前述のように教育委員会事務局の課長級が二級ないし三級であったのに対して、指導主事は一級ないし二級で指導課（のちに学校教育課）の課付になっていて、上席にあるはずの課長が実は下位で、正確には指導部長の指揮下にあったといえる。また、地方教育事務所の指導主事も所長の指揮下ではなく、叙級上ではやはり本庁の指導部長の指揮下に入るものであった。つまり、指導主事が一般行政とはまったく乖離した状況にあって、事務局内の一般行政事務官にとってはそれまで経験のない前者の指導行政的な職務を充分認識できなかったなどの理由から、教育委員会内の行政ラインや機能性に問題を内包していた。指導行政が 1 つの職掌として独立し、また指導・助言活動の内容により高度に専門化・細分化されて社会的に認知されたアメリカの指導主事制度を、命令・監督主義に支配されてきたわが国の縦割り行政機構のなかに移植したことで、昭和 23 年の創設以来、指導主事制度にとっては大きな無理が生じていたといえる。その結果、地教行法の制定により、「上司の命を受け」とされ、叙級も解消されたことで、指導主事は決定的に、「ティーチャー・コンサルタント」として「教師の側」にたつという職務上の特性が希薄になり、いわゆる「上からの」指導体制に組み込まれるところとなった。具体的には、教員への指導・助言に加えて、行政意思の伝達が指導主事の職務として高いウェイトを占めるようになったことである。換言すると、教委法のもとで教育委員会内の一スタッフ的な位置づけであった教員への指導・助言活動に加えて、地教行法の制定により行政意思伝達の職務の比重が大きくなって、教育委員会内の行政事務活動のなかでラインとしての機能的性格をも付与されることになった。

この制度改編の前段には、昭和 25 年 5 月の教育委員会法の一部改正が指摘できる。改正点は、指導主事の職務規定に「校長及び教員に助言と指導を与える」とされたことである。『教育委員会法—理論と運営—』には、「校長を含めて広い意味で教員と解」することができるとしている¹⁶⁰⁾。さすれば、学校管理者としての校長の職分を考慮すると、指導主事は、教育課程のみならず学校経営全般に関して指導・助言活動をすることになったといえる。これは、指導主事が概して校長経験を有しない一般教員から任用されるケースがほとんどであり、そのため現実的に新たな職務上の問題を発生させた。すなわち、この改正は、地教行法に連動する「上から」の行政指導者としての片鱗をうかがわせる指導主事改編の端緒とみなすことができよう。

教委法から地教行法への転換は、委員選出が公選制から任命制に改められたほか、教職員の人事権が都道府県教育委員会に移管され、市町村は人事の内申権にとどまるとされたこと、教育財政の執行・契約・財産取得処分権などが地方公共団体の長に移管されたことなど、教育委員会制度を抜本的に改革したものであった。

地教行法のもとでの指導主事の職務内容は、活動形態から分類すると、①学校訪問による指導・助言活動、②研究会・研修会・協議会での指導・助言活動、③教育委員会内での内部行政事務の 3 つに大別できる。また職務の機能性からみると、**1**指導・助言、**2**行政意思の学校現場への伝達、**3**学校現場からの意見などの吸収の 3 つにわけられる。指導主事制度は地教行法が制定されたことで、これまでの学校訪問や研究会・研修会での指導・助言活動といった「外的な職務」に専念する教育委員会

内の「スタッフ職員（専門担当員）」であったのに加えて、教育委員会内部における行政事務などの「内的な職務」に従事する、いわば「ライン職員（系列職員）」としての面をも合わせ持つように改編された。けれどもこの改編は、次第に指導主事が専ら後者の立場にシフトするに至って、指導行政のあり方をめぐる諸問題として現出するところとなった¹⁵⁷⁾。

神奈川県教育委員会では、組織機構の改編により従来の指導部などの部制が廃され、「指導課」となった。同課は指導行政の強化・徹底をはかることを期して、指導主事による学校訪問も要請訪問主体であったのから、教育委員会側の計画に基づいて実施する計画訪問に重点をおいた。本庁の指導主事の配置数は、昭和31年に12名、翌32年に13名と増員されたが、その半数は義務教育費国庫負担法の適用で充て指導主事であった。当時の文部省は、国庫補助の充て指導主事の人教配当の基準を教員数に応じて対処（昭和33年には教員1,000人に対して指導主事1名の割合であったという）していた¹⁵⁸⁾。このことは、指導行政を担当する指導主事の配置数が変動するという状況を生みだし、指導体制の強化とは裏腹に不安定な要因を内包するところとなった。そのため、神奈川県教育委員会は、本庁配置の「充て指導主事」を「指導主事」に切り替え、また地方教育事務所配置の指導主事についても定員の概ね半数を「充て指導主事」とし、指導行政体制を改善した。

一方、指導主事にとって指導行政の根幹に位置していたカリキュラム編成指導に関しては、昭和31年の学習指導要領の改訂の際に法的効力が付加され、さらに従前の経験主義のカリキュラムが一挙に系統主義のカリキュラムに転換したことで、専ら学習指導要領の遵守を徹底するための行政意思を学校現場へ伝達するという役割に従事するところとなった。

昭和30年代の後半から、教育規模の拡大や教育問題の多様化などを背景に、指導主事の職務も多岐にわたるようになり、本来の学校現場への指導・助言活動に支障をきたすようになってきた。従来の指摘のとおり、指導主事の職務範囲（内容・領域）や行政組織における位置・役割に関する地教法の規定が不明確であることが、かかる指導主事をめぐる諸問題を発生させた根本的な原因といえる。昭和48年に『指導行政はこれでよいか』（明治図書出版）が刊行され、その際に指導行政の問題とともに指導主事制度の改善が教育界でクローズアップされた。

そしてこんにち、教育委員会制度発足とともに50年目を迎えた指導主事制度は、学校現場の教員への援助活動を本来の指導主事の任務とするため、専門的な職員として確固たる位置づけを行うことやそれに見合う待遇をも保証することが久しく論じられてきたが、もう一度創設当初の理念にたちかえって指導主事の職務をみつめ直し、学校を取り巻く地域環境の実態把握に努め、それをふまえて学校の抱える教育課題の解決に向けて実働的な指導行政を担うよう、まさに新たな改編が待望される。改編に向けた研究に関しては、教育指導者としての指導主事の養成やその資格制のあり方をテーマとして、教育学者や各都道府県教育委員会などで調査・検討がすすめられている状況にある¹⁵⁹⁾。こんにちの中央教育審議会や教育課程審議会などを中心に、これからの教育行政改革が推進されるなかで、一体指導主事制度がどのように改編されるのか、今後注目していきたいと考える。

おわりに

本研究では、「神奈川県の戦後教育行政に関する一考察—指導主事制度の創設とその改編を中心に—」というテーマで考察してきた。戦後の地方教育行政改革の端緒に位置する教育委員会制度の発足は、神奈川県においても終戦直後の混沌としたなかで教育行政をリードしてきた県教育部にかわる新たな教育行政制度のあり方として注目された。それと並行して、明治以来のわが国の視学制度を改革して誕生した指導主事制度は、教委法下においては経験主義のカリキュラムを教育現場に普及し、また教育職員免許法に基づく現職教員への認定講習を運営・指導するなど、戦後の民主的な教育を推進するうえで常に実働的な職務を担い、まさに「ティーチャー・コンサルタント」としての理念を貫くものであった。けれども、地教法下では系統主義のカリキュラムへの転換と「上司の命を受けて」職務を遂行する教育行政担当官としての性格を強めたことで、戦後の視学制度改革のなかで文部省が構想していた指導主事のあり方に改編されたのであった¹⁶⁰⁾。

神奈川県については、本研究の聞き取り調査から得られた情報を総合すると、視学制度下における神奈川県の視学選任は教育に関する高い専門性を有し、また人物的にも視学にふさわしい者を任命する慣例になっていた。そのため、終戦直後においても、視学は、教員組合などから批判を受けることもなく、むしろ民主的な教育活動を視学委員とともに普及・推進する中心的な存在であった。神奈川県教育委員会の発足とともに配置された指導主事は、その半数が現職の県視学からスライドして任命

されていた。そのみならず、視学制度以来の教育活動の連続性が指導主事による指導・助言活動のなかに顕著に認められ、ここに神奈川県教育の特殊性を見出すことができる。その一方で、「教育指導者講習会(IFEL)」を受講・修了した神奈川県の指導主事が、カリキュラムをはじめ、さまざまな新しい教育活動を展開する原動力になっていたことも看過できないところである。そしてまた、何よりも発足期の指導主事が「ティーチャー・コンサルタント」の立場にたって自らの職務を全うするよう尽力していたことは、とりわけ聞き取り調査から異口同音に確認できた点である。かかる指導主事の教育活動は、神奈川県の戦後教育の歩みのなかで重要な意義を有するものと結論づけることができる¹⁶¹⁾。

さて、折しも、平成 10 年 9 月の中央教育審議会（以下、中教審と略す）による答申「今後の地方教育行政の在り方について」が発表されたことで、現在の地方教育行政改革は、「教育委員会法」が制定された昭和 23 年を改革の第一波、地教行政法が制定された昭和 31 年を改革の第二波とするならば、まさに第三波にあたるといえる。そしてこんにち、第一波から数えて丁度 50 年の歳月が流れた。

戦後の民主的な教育の展開と教育の地方分権化の推進というなかから誕生した教育委員会制度の発足当初の理念は、こんにちの地方教育行政改革が「地域の教育力」・「地域の教育機能の向上」という中教審答申の表記からも理解できるように、「学校・家庭・地域社会の連携」を重視した地方教育行政の根本的な改革理念と軌を一にする点が少なくない¹⁶²⁾。そうした戦後教育行政の歩みを歴史的に明らかにすることは、これからの教育行政のあり方・指針を検討するうえで十分に意義のあることである。

本研究では、現下の教育改革に注目しながら、神奈川県における戦後の教育行政の展開をふまえて、指導主事制度の創設から改編に至る歴史的な展開とその役割や意義について検討を試みてきた。調査・研究の過程において想起した細部にわたる研究課題については、今後の筆者の検討課題とするところである。

(追記) 本研究にあたり、多くの貴重な資料を提供され、また聞き取り調査に多大なる協力をいただいた伊従博・松本喜美子・石井透・馬飼野正治・石井正夫・禿宗男の諸氏に厚く御礼を申し上げる次第である。また、国立教育研究所をはじめ多くの研究機関・資料保存機関からさまざまな協力・援助をいただいたことに対して、この場を借りて謝意を表するものである。

【注】

- 1) 資料収集に関しては、戦後教育行政関係では国立国会図書館・国立公文書館・文部省図書館・国立教育研究所・東北大学図書館・横浜国立大学図書館・横浜市立大学図書館・鶴見大学図書館、神奈川県教育行政関係では神奈川県立公文書館・神奈川県立図書館・神奈川県立教育センター・横浜市立中央図書館、個人資料では伊従博氏（元津久井教育事務所長、元相模原市立中学校長）、松本喜美子氏（元県教委指導主事、元川崎市立養護学校長）、石井透氏（元視学官、元県教委調査課長、元県立高等学校長、元県教育委員会委員長）、馬飼野正治氏（元県教委指導主事、元県教委体育課長、元県立体育センター所長）、石井正夫氏（元県教委指導主事、小田原市立小学校長）、禿宗男氏（元横須賀市教委指導主事、元横須賀市立中学校長）の提供を受けた。聞き取り調査に関しては、前述の個人資料の提供を受けた 6 名を対象に行った。
- 2) 『神奈川県公報』号外（昭和 20 年 8 月 15 日）。
- 3) 藤原孝夫「終戦前後の思いで」（『横浜の空襲と戦災』5 所収、昭和 52 年）、『戦後の神奈川県政』（昭和 30 年）p.474-476、『神奈川県史』通史編 5（昭和 57 年）p.511-513。
- 4) 「神奈川県告示第 380 号」『神奈川県公報』（昭和 20 年 9 月 13 日）、『神奈川県史』通史編 5（昭和 57 年）p.511。
- 5) 『横浜教育史』下巻（昭和 53 年）p.460。
- 6) 石野瑛『神奈川県史概説』（武相学園、昭和 33 年）p.633。
- 7) 神奈川県編『戦後の神奈川県政』（昭和 30 年）p.473-488、高野和貴「日本占領初期の「渉外連絡」機構—終戦連絡横浜事務局を中心に—」（『神奈川県史研究』48 所収、昭和 57 年）および栗田尚弥「占領軍と藤沢市民—GHQ 民事局（CAS）文書を中心に—」（『藤沢市史研究』26、平成 5 年）などを参考にした。『横浜市史 II』資料編 1 所収「米第八軍の組織と人事」を用いて、配置組織のメンバーを確認した。さらに、アメリカ軍による神奈川軍政組織については、国立国会図書館憲政資料室より資料および教示を得た。尚、本研究においては、伊ヶ崎暁生・五十嵐顕編著『戦後教育の歴史』（青木書店、昭和 45 年）、『戦後教育史の証言』（教育新聞社、昭和 46 年）、海後宗臣編『教育改革』（東京大学出版会、昭和 50 年）などから戦後教育史の概要を理解した。
- 8) 鈴木重信「二人のアメリカ人」（『礎』所収、昭和 42 年）や座談会「神奈川県における戦後教育の背景」（神奈川県立教育センター編『教育と文化』臨時号所収、昭和 44 年）に、ペーカー大尉のことは詳述されている。

- 9) 座談会「戦後十五年の県教育界を語る」(『かながわ教育』第130号所収、昭和35年)のなかで、直井要がムーアについて語っているが、それ以外にムーアの履歴については明らかでない。
- 10) 鈴木重信「二人のアメリカ人」(横浜市立小・中学校校長会編『礎』所収、昭和42年)や座談会「神奈川県における戦後教育の背景」(神奈川県立教育センター編『教育と文化』臨時号所収、昭和44年)に、マックマナス大尉のことは詳述されている。マックマナスの教育活動については、『川崎市教育史』下巻(川崎市教育委員会、昭和34年)の「マックマナス旋風」の項に校長講習会などマックマナスの活動事例が紹介され、また吉池俊子「戦後日本の教育改革—GHQの教育民主化政策は神奈川県でどのように進められたか—(一)」(『法政女子紀要』第11号所収、平成4年)はマックマナスの教育政策を取り上げた研究として力作である。
- 11) 座談会「戦後十五年の県教育界を語る」(『かながわ教育』第130号所収、昭和35年)および『川崎市教育史』下巻(川崎市教育委員会、昭和34年)に当時の神奈川県軍政部の担当官が紹介されている。また、前掲の横浜市立小・中学校校長会編『礎』にも、当時軍政部の担当官とかかわりが深かった人物による回顧談が掲載されている。
- 12) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム『GHQ/SCAP Records』のCAS文書(A-1104)所収。尚、本文中の翻訳資料については阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版)p.28掲載のものを引用した。本稿における地方軍政部に関する記述は、阿部前掲書を主に参考とした。
- 13) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版)p.29-30。
- 14) 鈴木重信「二人のアメリカ人」(横浜市立小・中学校校長会編『礎』所収、昭和42年)、座談会「神奈川県における戦後教育の背景」(神奈川県立教育センター編『教育と文化』臨時号所収、昭和44年)、それに座談会「戦後十五年の県教育界を語る」(『かながわ教育』第130号所収、昭和35年)からベーカーとマックマナスの人物を述べた部分を引用した。
- 15) 神奈川県軍政部による教育活動については、吉池俊子「戦後日本の教育改革—GHQの教育民主化政策は神奈川県でどのように進められたか—(一)」(『法政女子紀要』第11号所収、平成4年)によってマックマナスの学校視察が紹介されているが、日本側の資料に比して膨大な記録を残す国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム『GHQ/SCAP Records』内のCAS(民事局)やCIE(民間情報教育局)の資料をもとに、神奈川県軍政部の教育政策について調査・研究することで、より詳細な実態を理解することができよう。今後の調査に待ちたい。尚、『GHQ/SCAP Records』については、小川元「政治史料課所蔵日本占領関係資料の概要」(『参考書誌研究』第38号所収、平成2年)に詳述されている。
- 16) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版)p.38、柴静子「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開(V)—神奈川県指導主事松本喜美子氏の足跡から—」(『広島大学教育学部紀要』第46号所収、平成9年)p.94。
- 17) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史』通史編上巻(神奈川県教育委員会、昭和53年)p.721-723。
- 18) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史』資料編第三巻(神奈川県教育委員会、昭和48年)p.576-578。
- 19) 『神奈川県公報』第1859号(神奈川県、昭和20年4月5日)。
- 20) 昭和17年版『神奈川県職員録』(神奈川県立公文書館所蔵)。
- 21) 永野勝康「教育の再建」(『神奈川県史』通史編5所収、昭和57年)p.603。
- 22) 原昇、永野勝康、飯島敏、矢崎勇、外山孝「占領下に於ける連合軍関係指令級について<中間報告>」(『神奈川県立教育センター研究集録』第15集所収、平成8年)や二見修次「神奈川県における戦後教育改革に関する研究(I)—GHQ指令級等からみる占領下の教育改革の概況—」(『神奈川県戦後教育史研究』創刊号所収、平成9年)の研究結果を参考とした。尚、それらに基づき、『神奈川県公報』所載の県内政部長そして県教育民生部長より発せられた通達のうち、主なものを列記すると以下ようになる。

昭和20年 9月20日 武器引渡命令に対する緊急措置に関する件

10月 1日 武器引渡命令に対する学校教練用銃兵器処理に関する件

10月 4日 時局の急転に伴う学校教育に関する件

同日 終戦に伴う教科用図書取扱方に関する件

11月22日 国民学校・中学校の体練科授業の留意事項

11月29日 戦技訓練を中止してスポーツ体操を行うこと

12月12日 学校所有の武器の処分、銃剣術柔剣道の禁止

12月13日 学校の休日の戦時中の臨時措置廃止

昭和21年 1月15日 国家神道・神社神道に関する指令の徹底

1月22日 修身・国史・地理等の停止に関する件

1月24日 本年度中等学校入学者選抜に関する件

昭和21年 2月20日 御真影奉安殿撤去

3月 5日 修身国史地理教科書の回収

3月14日 中等学校生徒の勤労作業の成績を学籍簿に記入

4月20日 新学期授業実施に関する件

- 23) 『わが国及び各国における視学制度』(刀江書院、昭和24年)p.164。

- 24) 馬飼野正治氏の証言によれば、県庁内の1室として「視学室」が開設されていて、そののち指導主事制度の発足とともに「指導主事室」に標柱がかけ改められたとのことである。
- 25) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史』通史編上巻（神奈川県教育委員会、昭和53年）p.721-723。大正期の視学については、同書下巻（神奈川県教育委員会、昭和54年）p.32-33。
- 26) 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史』資料編第三巻（神奈川県教育委員会、昭和48年）p.577。
- 27) 秦野市教育研究所編『県・郡視学官視察簿』（同教育研究所、平成10年）p.25。
- 28) 『近代日本教育制度資料』第25巻 p.118-121、高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成7年）p.57に視学官講習会について紹介されている。
- 29) 『神教組四十年史』（神奈川県教職員組合、平成2年）p.68。また、この点については、馬飼野正治・石井正夫の両氏の証言でも明らかである。
- 30) 伊藤博『私の戦後史』（神奈川新聞社、昭和56年）p.58-66や神奈川県教職員組合『すくらむ』（昭和44年）p.9-10に詳しい。『神教組四十年史』（神奈川県教職員組合、平成2年）p.178には、太平洋戦争事件前に「視学制度の撤廃」要求を行っていたとあるが、それまでの神教組の運動経緯から考えてその事実は認められない。
- 31) 『神教組四十年史』（神奈川県教職員組合、平成2年）p.170-171。
- 32) 『わが国及び各国における視学制度』（刀江書院、昭和24年）p.164。高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成7年）p.65-68に「視学の教育活動に関する件」は分析されている。昭和23年4月1日版の『神奈川県職員録』では、「事務吏員」と改称している。
- 33) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成7年）p.38-97。
- 34) 鈴木英一「教育委員会制度の成立」（『教育改革』所収、東京大学出版会、昭和50年）および阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』（風間書房、平成7年再版）を参考にした。尚、下記の資料は「田中耕太郎文書」（国立教育研究所所蔵）に所収のものである。
- *田中耕太郎「学校教育局に就て」より
- 「地方の学校行政に関しては、初等及び中等の諸学校に関する限りに於て、内務省所管の地方行政庁(prefecture)の官吏に依って司られてゐる。此等の官吏の多くは法科出身の教育に未経験な、場合に依っては警察官としての経験を有する若年者で而も多くの場合一年位しか在職しない。従つて此の制度は教育の理想の実現の爲めには適当だとは云へない。（中略）又今後政党政治の復活と共に、曾て存在してゐた地方政党人が地方教育界の人事に容喙するし、地方教育者は彼等に自己の教育者としての品位を抛棄して隷属する弊害も亦顕著になるであろう。此の弊害に鑑みて我々は地方教育行政を地方教育界の自治に委ねるために、初等及中等の地方教育行政を一般内政業務から切り離し、全国を各大学のピラミッドの先端とする七箇所の学区(Academic District)に分けてそれに委ね、文部省が極めて寛大な監督を行ふやうにすることを研究しつつある。」
- 35) 『戦後教育資料』第1部I-(1)-4（国立教育研究所所蔵）。鈴木英一「教育委員会制度の成立」（『教育改革』所収、東京大学出版会、昭和50年）p.352-355。
- 36) 仲新『日本現代教育史』（第一法規、昭和44年）、鈴木英一「教育委員会制度の成立」（『教育改革』所収、東京大学出版会、昭和50年）、貝塚茂樹「教育委員会」（『戦後教育改革通史』所収、明星大学出版部、平成5年）を参考にして編集した。
- 37) 仲新『日本現代教育史』（第一法規、昭和44年）p.444-445。
- 38) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成7年）p.87-111。
- 39) 同上 p.99。
- 40) 同上 p.110-111。
- 41) 『教育委員会法－理論と運営－』（昭和24年）p.198-199。以下、本文中の教育委員会法に関する条文は、文部省編纂の本書を参考・引用した。
- 42) 同上 p.212-213。
- 43) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成7年）p.116-123。
- 44) 『小田原近代教育史』資料編第五巻（小田原市教育研究所、昭和58年）p.843-844。
- 45) 同上 p.844-845。
- 46) 『神奈川の教育－戦後30年のあゆみ－』（神奈川県教育委員会、昭和54年）p.65-68。
- 47) 『終戦教育事務処理提要』第四集（文部省、昭和25年）p.287-294。
- 48) 同上 p.291-294。
- 49) 『神奈川新聞』からの参考・引用に関しては、本研究では本文中に年月日を記載して発刊紙を明示した。尚、本研究では、横浜市立中央図書館所蔵のマイクロフィルム架蔵版を用いた。
- 50) 昭和23年9月9日に行われたCIE局長オアの教育委員会選挙に関する記者会見は、各紙にみられるが、ここでは同年9月10日付の『神奈川新聞』掲載記事に基づいてまとめた。
- 51) 『神教組四十年史』（神奈川県教職員組合、平成2年）p.187-189。

- 52) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版) p.238-239。
- 53) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム『GHQ/SCAP Records』のCAS文書(A-01865)所収。
- 54) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版) p.270。
- 55) 『教育委員会法—理論と運営—』(昭和24年) p.198。
- 56) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版) p.248。
- 57) 昭和24年度『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和25年) および『神奈川県公報』号外(昭和23年11月15日)に詳しい。
- 58) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房、平成7年再版) p.251。
- 59) 昭和24年度『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和25年) p.120-127。
- 60) 昭和23年12月の『軍政部月例活動報告』(“Monthly Military Government Activities Report, December, 1948.”)にも詳述されている。尚、この資料は、国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム『GHQ/SCAP Records』のCAS文書(A-03156)に所収されている。
- 61) 昭和28年度『神奈川県教育年報』(神奈川県教育委員会、昭和29年) p.2-3。
- 62) 同上 p.5。
- 63) 昭和31年度『神奈川県教育年報』(神奈川県教育委員会、昭和32年) p.3-15。
- 64) 昭和24年度『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和25年) p.113。『教育資料』(神奈川県教育委員会、昭和31年) p.7。その他には、『教育統計要覧』(神奈川県教育委員会、昭和33年)をも参考にした。
- 65) 伊従博氏の証言により、この時の地方出張所の統廃合がマックマナスの指導で推進されていたことが判明した。
- 66) 伊従博氏の証言に基づく。
- 67) 『文部時報』第881号(文部省、昭和26年) p.6-10。
- 68) 昭和26年度『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和27年) p.5。
- 69) 昭和28年度『神奈川県教育年報』(神奈川県教育委員会、昭和29年) p.2-5。
- 70) 『教育長等講習報告書』(文部省、昭和25年) p.1-3。
- 71) 神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料。尚、松本喜美子資料の一部は、佐藤広美編『資料日本の戦後教育改革—松本喜美子資料—』(緑蔭書房、平成10年)全5巻に翻刻・収載された。本研究では、原資料の調査をふまえたうえで、同書を利用することとした。
- 72) 『教育指導者講習小史』(文部省、昭和28年) p.20。
- 73) 国立国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィルム『GHQ/SCAP Records』のCIE文書に収められている。IFEL関係はまとめてファイリングされている。
- 74) 碓井岑夫「教育方法史覚書(II)」(『鹿児島大学教育学部研究紀要』昭和52年)、高橋寛人「CIEの戦後日本教育民主化政策におけるIFELの位置と機能」(東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室『研究集録』第15号所収、昭和59年)、田中治彦「青少年指導者講習会(IFEL)とその影響に関する総合的研究」(平成5年)、平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会(IFEL)の基礎的・調査研究(一)」(『福岡教育大学紀要』第44号所収、平成7年)が、IFELに関する主な研究成果である。
- 75) 高橋寛人は、一連の指導主事制度に関する研究を『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成7年)としてまとめた。本研究においては、この高橋の研究書に負うところ大であり、多くの教示を得たことを付記しておく。
- 76) 『教育長等講習報告書』(文部省、昭和25年) p.5-12。
- 77) 同上 p.5-12。『終戦教育事務処理提要』第四集(文部省、昭和25年) p.213-220。
- 78) 『終戦教育事務処理提要』第四集(文部省、昭和25年) p.213。
- 79) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成7年) p.133-135。
- 80) 『終戦教育事務処理提要』第四集(文部省、昭和25年) p.213-220。
- 81) 『北海道教育史』戦後編一(北海道教育研究所、昭和61年) p.771-787。
- 82) 『教育長等講習報告書』(文部省、昭和25年) p.8-12。
- 83) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成7年) p.144-145。
- 84) 『教育指導者講習小史』(文部省、昭和28年) p.25。
- 85) 平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会(IFEL)の基礎的・調査研究(一)」(『福岡教育大学紀要』第44号所収、平成7年) p.182。
- 86) 『教育長等講習報告書』(文部省、昭和25年) p.41-44。高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成7年) p.152-155。
- 87) 『教育指導者講習小史』(文部省、昭和28年) p.19。
- 88) 『教育委員会法—理論と運営—』(昭和24年) p.218-221。
- 89) 禿宗男所蔵『指導主事講習』巻頭。
- 90) 『カリキュラムとガイダンス』の編集にかかわったIFEL神奈川県出身者は、松本喜美子と望月進の2名である。

- 91) 『児童の発達と学習指導』の編集にかかわった IFEL 神奈川県出身者は、府川栄三・石井宗一・江成満・加藤文八・宮川利三郎・山上節・禿宗男・鎌和田修司・山中栄吉・山口実・的場衛一郎・渡辺長吉・中川良之・鈴木平馬・杉山栄・加藤禎吉・板倉外雄・和田登の 18 名である。
- 92) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成 7 年）p.136-138。
- 93) 城丸章夫「教育運動」（竹内好編『戦後の民衆運動』所収、青木新書、昭和 31 年）p.78。
- 94) 松本喜美子『日記』抄。柴静子「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（Ⅴ）－神奈川県指導主事松本喜美子氏の足跡から－」（『広島大学教育学部紀要』第 46 号所収、平成 9 年）p.96。
- 95) 同上 p.96。
- 96) 第 2 期 IFEL 受講者の石井正夫氏の証言による。
- 97) 国立国会図書館憲政資料所蔵マイクロフィルム『GHQ/SCAP Records』の CIE 文書（A）－ 03156。
- 98) 同上。
- 99) 石井正夫氏の証言による。
- 100) 『文部時報』第 904 号（昭和 27 年）p. 18。
- 101) 『教育指導者講習小史』（文部省、昭和 28 年）p. 38。
- 102) 昭和 27 年度『神奈川県教育概要』（神奈川県教育委員会、昭和 28 年）p.81-83。
- 103) 『昭和塾概要』（神奈川県、昭和 12 年）p.1。
- 104) 『教育指導者講習小史』（文部省、昭和 28 年）p. 12。
- 105) 『教育長等講習報告書』（文部省、昭和 25 年）p. 111-115。
- 106) 神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料昭和 29 年度『指導主事会議録』。
- 107) 柴静子「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（Ⅴ）－神奈川県指導主事松本喜美子氏の足跡から－」（『広島大学教育学部紀要』第 46 号所収、平成 9 年）、佐藤広美「解説 戦後教育改革と教育者再教育」（『資料日本の戦後教育改革－松本喜美子資料－』第 5 巻所収、緑蔭書房、平成 10 年）がある。
- 108) 松本喜美子『日記』抄。柴静子「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開（Ⅴ）－神奈川県指導主事松本喜美子氏の足跡から－」（『広島大学教育学部紀要』第 46 号所収、平成 9 年）p.96。
- 109) 松本喜美子氏の聞き取り調査による記録。
- 110) 神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料『中等指導主事講習記』。
- 111) 同上。
- 112) 『かながわ教育』第 14 号（神奈川県教育委員会、昭和 25 年）p.53。
- 113) 昭和 24・26 年度『神奈川県教育概要』、昭和 28・31 年度『神奈川県教育年報』、昭和 26～31 年度『神奈川県公立学校教職員録』などを参考にした。
- 114) 昭和 32 年度『神奈川県職員録』（神奈川県、昭和 32 年）。
- 115) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』（風間書房、平成 7 年）p.300-302。
- 116) 昭和 28 年度『神奈川県教育年報』（神奈川県教育委員会、昭和 29 年）p.12-18。
- 117) 昭和 26 年度『神奈川県教育概要』（神奈川県教育委員会、昭和 27 年）p.5。
- 118) 昭和 28 年度『神奈川県教育年報』（神奈川県教育委員会、昭和 29 年）p.20-28。
- 119) 『神奈川の教育－戦後 30 年のあゆみ－』（神奈川県教育委員会、昭和 54 年）p.638。
- 120) 『かながわ教育』第 48 号（神奈川県教育委員会、昭和 28 年）p.4。
- 121) 昭和 27 年度『神奈川県教育概要』と昭和 28 年度『神奈川県公立学校教職員録』を参考にした。
- 122) 『文部省第 80 年報』（文部省、昭和 30 年）p.103。
- 123) 同上 p.103。平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会（IFEL）の基礎的・調査研究（一）」（『福岡教育大学紀要』第 44 号所収、平成 7 年）p.182。
- 124) 『かながわ教育』第 48 号（神奈川県教育委員会、昭和 28 年）p.42-43。
- 125) 『文部行政資料』第八集（文部省、昭和 29 年）p.110。
- 126) 昭和 27～30 年『神奈川県公立学校教職員録』などを参考にした。
- 127) 『県・郡視学官視察簿』（秦野市教育研究所編、平成 10 年）p.73-75。
- 128) 『かながわ教育』創刊号（神奈川県教育委員会、昭和 24 年）p.5-6。
- 129) 『かながわ教育』第 3 号（神奈川県教育委員会、昭和 24 年）p.38-40。
- 130) 昭和 24 年度『神奈川県教育概要』（神奈川県教育委員会、昭和 25 年）p.42-43。
- 131) 『かながわ教育』第 8 号（神奈川県教育委員会、昭和 25 年）p.33-42。
- 132) 同上 p.33。
- 133) 『かながわ教育』第 14 号（神奈川県教育委員会、昭和 25 年）p.55-56。
- 134) 同上 p.55。

- 135) 昭和 26 年度『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和 27 年) p.58。
- 136) 昭和 27 年度『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和 28 年) p.129-130。
- 137) 神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料。
- 138) 『かながわ教育』第 32 号(神奈川県教育委員会、昭和 27 年) p.46。
- 139) 『かながわ教育』創刊号(神奈川県教育委員会、昭和 24 年) p.5-6。
- 140) 昭和 24 年『神奈川県教育概要』(神奈川県教育委員会、昭和 25 年) p.44-45。
- 141) 禿宗男氏の証言に基づく。
- 142) 松本喜美子『日記』抄。柴静子「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開(V) - 神奈川県指導主事松本喜美子氏の足跡から -」(『広島大学教育学部紀要』第 46 号所収、平成 9 年) p.96。
- 143) 神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料。
- 144) 『神奈川県の教育十五年』(神奈川県教育委員会、昭和 40 年) p.303-320。
- 145) 仲新『日本現代教育史』(第一法規、昭和 44 年) p.360-363。山口満編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』(学事出版、平成 7 年)を参考にした。
- 146) 松本喜美子氏の証言による。
- 147) 馬飼野正治氏の証言に基づく。尚、キャンプ教育に関する馬飼野氏の活動は、『戦後教育の回想』(神奈川県立教育センター、平成 9 年)のインタビュー記事や自叙伝『スポーツ一代』(神奈川新聞社、平成 2 年)なかにも詳述されている。
- 148) 神奈川県立公文書館所蔵松本喜美子資料。
- 149) 『昭和 25 年度小学校研究集録』(神奈川県教育委員会、昭和 26 年) 目次参照。
- 150) 『神奈川県公立学校教育目標』(神奈川県教育委員会、昭和 27 年) p.4-5。
- 151) 『昭和 29 年度小学校研究集録』(神奈川県教育委員会、昭和 31 年) 序文。
- 152) 『神奈川県公立学校教育目標』(神奈川県教育委員会、昭和 27 年) p.4-5。
- 153) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成 7 年) p.322-323。
- 154) 木田宏『新訂逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律』(第一法規出版、昭和 61 年) p.121-128。
- 155) 同上 p.126。高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成 7 年) p.299-302。
- 156) 『教育委員会法 - 理論と運営 -』(昭和 24 年) p.117。
- 157) 奥田真丈編著『教育学大事典』第 3 卷(第一法規、平成 2 年) p.188-190。
- 158) 高橋寛人『戦後教育改革と指導主事制度』(風間書房、平成 7 年) p.308。
- 159) 『学校指導者』季刊教育法 115 号(平成 10 年)と『総合教育技術』5 月号(小学館、平成 10 年)など教育関係諸書で、指導主事に関しては指摘されている。
- 160) 同上 p.327-330。高橋寛人「指導主事制度の誕生と展開」(『学校指導者』季刊教育法 115 号所収、平成 10 年) p.30-31。
- 161) 伊従博・松本喜美子・馬飼野正治・石井正夫の証言に基づく。
- 162) 中央教育審議会平成 10 年 9 月答申「今後の地方教育行政の在り方について」(文部省、平成 10 年)。